

第3部

成熟化社会の高校入試改革

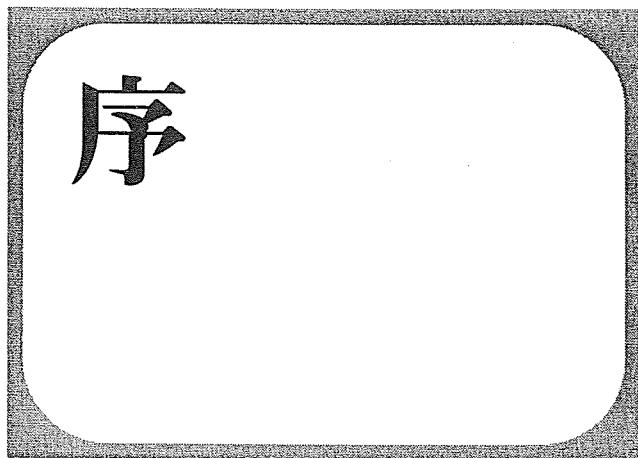
—画一主義と適格者主義を越えて—

高校入試研究委員会

報 告

目 次

序	131
I. 高校入試制度の歴史的変遷	132
はじめに /132	
1. 第一期「希望者全員入学」 /132	
2. 第二期「適格者主義」—1963年の改定 /133	
3. 第三期「各学校・各学科ごとの〈適格者主義〉」—高校多様化と高校入試 /137	
終わりに—今次入試改革への視座 /141	
II. 現在の高校入試改革の動向—第14期中教審答申以降の実状把握—	143
はじめに /143	
1. 現在の高校入試改革 /143	
2. 高校入試改革の実情把握 /145	
3. 推薦入学および調査書をめぐるいくつかの論点 /147	
おわりに—残されたいいくつかの課題 /150	
III. 高校入試制度改革の論理—社会的公正と価値の多様化の調和—	151
1. 問題の所在と研究視点 /151	
2. 学校間格差の現状 /152	
3. 文部行政側の対応 /155	
4. われわれの改革構想 /159	
IV. 高校学科間格差固定化の“病理”—進学率96%のなかの分限意識	164
1. はじめに /164	
2. 進学率と就職率との関係—経済成長との関連で— /165	
3. 高校学科間格差（1）—大学進学率格差— /167	
4. 高校学科間格差（2）—学歴による職域の固定化— /170	
5. 大企業における「正社員の限定」—高卒就職者冷遇構造の形成— /172	
6. 結語に代えて /174	
V. 希望する高校へ全入する道—子どもの多様性に即した教育の保障—	177
はじめに /177	
1. 新制高校発足の理念 /177	
2. 「高校全入」の必要性 /181	
3. 真の学習権の保障 /183	
4. 「地域合同総合制」の提案 /184	
「中高生の高校入試に関する意識調査」報告書	188



「行かれる学校から行きたい学校へ」のスローガンの下に、「特色ある高校づくり」を進め、「多元的な入試選抜」によって偏差値（学力）による一元的序列化を改める。最近の高校改革のメガトレンドはこのように要約できる。

格差是正のためには極めて有効であった学区の縮小や総合（合同）選抜制度は、価値の多様化が進み、選抜の幅の拡大が求められる成熟化社会には適わしくないと見なされ大きなうねりには至っていない。むしろ先細りの感さえある。

たしかに、外的な規制などはない方がよいし必要な場合でも最小限にとどめて欲しい。これが「豊かな社会」の多くの人々の率直な気持ちであろう。だから、特色ある高校をつくり、入試を多元的なものに改めて、多くの生徒が本当に行きたい学校へ行けるようになるなら、そして格差も自然に解消されるとすればなにもいうことはない。

改革は始められたばかりであるから、速断は禁物であるが、私どもがヒアリングによって現場の声を聞いた限り、冒頭の「スローガン」のようには進んでいないようである。高校の入口の「特色」の一つとして期待された「推薦制度」の大幅な導入も、その「基準」に「適格者主義」を楯にする場合が多く、これによって多元的評価が行われ、高校間の格差是正が実現したとはとても思えない。むしろ中学校における早期選抜、「青田刈り」であるとの声も大きい。「コース制」もとりわけ激動の現代においては、生徒・保護者の人気・関心の変動に応えきれず、定員割れを生じている例

もある。画一化を排して個性化を進め、成熟化社会に適わしい高校を創ろうという意図は理解できるとしても、戦後教育の歴史的経過を踏まえつつ、近未来を展望したもっと大胆な改革が考えられないものだろうか。せめてアウトラインだけでも提示して欲しいという要請に応えるためにこの委員会は一年間の短期プロジェクトとして編成されたのであった。ここに報告書を作成したので読者の御笑覧に供する次第である。予め概要を記しておこう。

I章は、戦後改革とともに出発した新しい高校入試制度がどのように変遷しつつ現代に至っているかを総覧したものである。II章、III章においては、まず最近進行している「改革」の直接の源流である第14期中教審答申の概要とその分析のための視軸を示し、それに基づき答申の意義と問題点をその後の現実の経緯を勘案しつつ考察した。IV章は、高校の格差とそれに起因する生徒の意識を経済、とりわけ就職・進学状況を現実との関わりで詳細に分析した章である。

以上の各章の分析と考察を参考にしつつ、V章においては、子ども、生徒の多様な個性に応じた教育を保障するための具体的方策として「地域合同総合制」高校の具体案を提示した。

もちろん成熟化時代においてはこの具体案は絶対的なものではありえない。提案においても一応、大都市、中小都市、山間部の3類型に分けてみたが、それぞれの地域の歴史的、文化的状況の差異、行政と運動側の関わり方の差異などを十分配慮し、各地域に応じた独自の案がそれぞれの地域社会の合意によってつくられるべきである。この点でこそ多様化、個性化の実現を切望したい。そのための有効なたたき台、サンプルになれば幸いである。なお、入試に関する生徒のアンケート調査の概要も付章として掲載した。最後に、我々は十分に検討を重ねたのであるが細かい点にわたっては各章担当者の責任に託したことを断つておきたい。

(黒沢惟昭)

I. 高校入試制度の歴史的変遷

はじめに

高校入試のみならず、「入試」というのは、生徒や学生、または親の立場からは、一般的にそれぞれの学校段階の移行に際して一回ないし二回しか経験しない。そこで「当事者」として決定的に関わる割には、制度改革や教育改革的な視点からそれを見ることはあまりないであろう。実際、その渦中のなかにあって入試制度の「あるべき論」を展開されても、一部「余裕のある」人たちを除いて、耳に入ろうはずもない。

また逆に日常的に、年中行事として関わり続けるのは、教員や教育行政の立場であるが、時としてその「日常性」によって、あるいは「日常的な業務」として、個々人の「重大な進路」に関わっているという感覚を忘れてしまうこともあるだろう。またこの人達も、日常業務として一定の事務を「こなさなければ」ならないという「当事者」の立場から、前者と同様「あるべき論」は、耳に入っこない。

この「入試制度論」が他の「教育論」同様、あるいはそれ以上に空々しさを持つのは、「理想の教育が存在しない」という実在的な諦観のもたらす「理想の入試制度も存在しない」という諦観の他に、「他者」の論理を寄せつけない強固な「当事者性」が横たわっているからであろう。またこの「当事者性」は、「入試論」に際しても決定的に関わる。自らの強烈な「入試」体験は、体験の客体化・客觀化に際して重大な障害になる。そこで、「入試論」は、体験的・経験的にしか語られないか、それ以外は統計・数字に媒介されてしか

語られないことが多いのである。

本稿の目的は、高校入試制度の変遷を新制高等学校発足直後から時系列で後づける作業を行うことである。ここでは、高校入学の許可をめぐる考え方の点からまたその建て前の点から、基本的には、3つの時期区分が可能であるとしたい。

第一期は、新制高校発足（1948年）直後からである。希望者が全員入学できるということを前提にし、「学力検査」は志願者が入学定員を超過した場合にのみ実施されるというものである。第二期は、1963年からの高校教育への「適格者主義の導入」とそれを前提にした「学力検査の実施」などを盛り込んだ学校教育法施行規則の改正によって区分される時期である。第三期は、一九八四年の文部省「昭和五九年通知」にから現在に至る時期である。それまでの「高校教育への資質」からこの通知では、それまでの「適格者主義」の原則であった一体的包括的な概念としての「高校教育」なるものへ適応できる資質を求める「適格者主義」から、各学校、各学科に応じた資質ということで入試の目的を大きく変化させたのである。

それでは、以下それぞれの時期がどのような制度的な内容や内実をもっていたのかについて順次検討してゆきたい。

1. 第一期「希望者全員入学」

新制高等学校は、「旧来の一部少数の選ばれた者たちの特權的学校を否定し、義務教育修了後の国民大衆のすべてに開放された後期中等教育機関」¹⁾であった。このために1947年の文部省通知で

注1) 国立教育研究所『日本近代教育史 第6巻』 316ページ。

も「高等学校は希望する者全部を収容するに足るよう将来拡充して行くべきである」(「新学校制度実施準備に関する件」S22.2.17)としている。そこで学校教育法施行規則では、入学の許可を校長が行うことと、入学志願者が定員を上回った場合にのみ入学試験を実施することが規定された。これを具体化するために示されたのが文部省通達「昭和二三年度新制高等学校入学者選抜について」(S23.2.4)である。ここでは、〈新制中学校よりの報告に基づいて選抜すること〉や〈学力検査は都道府県ごとに新制高等学校への入学志願者全体に対して一斉に行うこと〉が規定された。さらに、49(S24)年の通知では四教科以外の検査を行ってはならないことや50(S25)年の通知では、中学校の必修教科のすべてにわたって行うことが望ましいとされた。

またここでは学区制についても触れておかなければならぬ。教育委員会法(1948年)第54条は「都道府県教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数個の通学区域に分ける」と規定した。49年9月末の時点で、学区制の実施または計画している都道府県が44県、普通科での一学区一校またはこれに近い「小学区制」をとった県が19県に及んだ。²⁾

このような状況のなか、「高等学校側にしてみれば主体的な選抜がなしえないという不満が強かつた」³⁾。そこで1951年に出された「公立高等学校入学者選抜について」(S26.9.11)が出され、この趣旨を強化するものとして54(S29)年には通達がだされている。それは、「従来の中学校の生徒全員を対象とするアチーブメント・テストの結果を報告書に利用するというのではなく、学力検査は、高等学校側が行う選抜のための試験であるという性格を明確にした」⁴⁾のである。

これをうけて1956(昭和31)年には、学校教育

法施行規則の改正がなされ、〈校長の入学許可・定員超過の際の入試の実施・中学からの資料の使用・都道府県単位での実施〉など学力検査を入学試験として制度化したものといえよう。

この時期までに、①希望者が全員入学する、②定員を超過した場合に入学試験を行う、ということが原則であった。また、入学試験の際には、①中学からの資料の活用、②都道府県による一斉実施、③全必修教科での実施、これらが規定され、初期の入学試験の骨格はすでにこの時期につくられていたのである。

2. 第二期「適格者主義」—1963年の改定

新制高校は、旧制中等教育諸学校を母体にしながら着々と量的な拡大を遂げる(表1参照)。

しかし、旧制中等教育諸学校を母体にしつつ、つまり典型的な複線型学校制度である旧制度の体質を解消することなく、六・三・三・四制という「単線型」学校制度の中核を中学校とともに高校に持たせようとする構造、さらには「高校三原則」という教育の機会均等や平等性に軸をおいた改革原理を具備させようとする「新制」学校制度改革であったところにある種の矛盾の源泉があった。むろんそれは、財政的な問題であり、可及的速やかな新制度の発足という至上命題の故にもたらされたものであったのだが。

このある種の矛盾とは何か。それは、学校間格差や職業課程をどのようなものにするのかということに発する新制高校への疑惑や懷疑である。この問題は高校の課程改革という形で発足当初から出現する。いわゆる「逆コース」下の教育改革で

表1 新制高等学校の生徒数(全日制・定時制)

1948年	1949年	1950年	1951年	1952年
1,203,963	1,624,625	1,935,118	2,193,362	2,342,869

* 国立教育研究所『日本近代教育史 第6巻』 384ページより作成。

注2) 前掲書323ページ。

注3) 菅村幸彦「高等学校選抜制度の変遷」 月刊『高校教育』1987年5月増刊号 57ページ。

注4) 同 58ページ。

取り上げられる「政令改正諮問委員会」⁵⁾の答申(1951.11.16)では、高等学校について「学区制の廃止」が主張され、さらに「各校毎に、普通課程に重点をおくものと職業課程に重点をおくものとに分かち、後者においては、専門的職業教育をおこなうものとする」と規定された。この答申を受け教課審がもたれ、1956年の教育課程改訂へつながる。この改訂の主旨はこれまで生徒自身によって大幅な科目選択が許されていたのに対して、大部分学校が決めるにされた点であり、このことによって、文系・理系などの進学タイプ分けや、職業課程などのコース(類型)分けを行ったカリキュラム編成が学校単位及び学校内で可能になった。これに対して複線型教育体系の復活と大学予備校化する危険性をもつという批判が各方面からなされた。

「職業教育の重視」は、このカリキュラム改革に支えられ職業高校や職業課程の分離・独立を促す(「総合制の崩壊」)。このことは、とりもなおさず「進学校」の「再生」につながる。財界から

の職業人育成の教育要求、地域からは「名門旧制中学復活」という二重の要求のもとで、「新制高校発足後数年にしてその三原則の一つとされた学区制は、半数以上の県で手直しされ崩壊し始め、その結果はもちろん、希望者全員入学の建て前は空文化して深刻な受験競争を惹起せしめることになつた」⁶⁾のである(表2参照)。

さらに教育課程改革は進行する。一九六〇年の教育課程改正では、普通課程の分化が進められ、一般的な就職向けの「A類型」と、大学進学を目的とする「B類型」が登場し、大学へ進学するための学校・コースとそうでない学校・コースが名目や実質だけでなく、カリキュラム上明確な形で出現したのである。「類型制の徹底」⁷⁾である。

ここで入試制度改革として登場したのが、1963(S38)年8月23日通達「公立高等学校の入学者選抜について」及びこれを受けた学校教育法施行規則の改正である。この通達では「入学者の選抜は、……高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判

表2 高等学校学区数の推移(都道府県数)

	52年度	57年度	60年度	64年度	65年度	67年度	73年度	83年度	87年度	93年度
小学区	23	8	5	3	2	1	1	1	0	0
中学区	15	5	4	4	6	6	4	3	3	3
大学区	2	4	5	10	10	11	9	9	9	11
小・中併置	5	21	20	10	7	11	10	7	6	6
小・大併置	0	0	1	1	1	2	2	2	1	1
中・大併置	1	7	10	13	14	13	17	21	23	21
小中大併置	0	1	1	5	6	2	4	4	5	5

小学区 = 1学区1校

中学区 = " 2~6校

大学区 = " 7校以上

*国立教育研究所『日本近代教育史 第6巻』365ページ、と文部省「高等学校教育の改革に関する推進状況(2)」1993年12月 2ページを合わせて作成。

注5) 一般に「逆コース」下のこの委員会の答申を高度経済路線のさきがけである、または東西冷戦下の政治経済状況下の情勢においてのみ説明するものが多いが、高校問題に関していえば、戦前戦後の連続・不連続の点からも考察される必要があるだろう。たとえば学校教育法が定める高等学校の目的として「高等普通教育及び専門教育を施す」とされているが、それぞれがどのような内実であるのか、また「高校三原則」の「総合制」はこの目的とどのように関連するのか、さらには旧制の実業学校を土台につくられた高校にはどのようにして高校教育の目的なり、「総合制」が受け止められ実施されたのかについて、より深く言及される必要があるであろう。

注6) 前出、国立教育研究所 364ページ。

注7) 黒羽亮一「高度経済成長期・高校生急増期に人的能力政策」 月刊『高校教育』1995年4月号 95ページ。

定して行うものとする。心身に異常があり就学に耐えないと認められる者その他高等学校の教育課程を履修できる見込みのない者をも入学させることは適当ではない」とした。ここから「適格者主義」といわれる所以である。

さらに施行規則の改定によってこれまで、定員を超過する際の「必要悪」として行われてきた「学力検査」を中学から送られてくる資料同様に「必要」なものとして位置づけた。学力検査を実施しないことが今度は例外として定められた。「選抜」のための「学力検査」は、むしろ高校での就学にふさわしいか、否かを判定するために正式に認知されたのである。

この「希望者全員入学」から「適格者主義」への切り替えは、一般的には高校進学率の上昇によつて、高校の定員をオーバーする志願者が高校へ殺到したためであると説明されている。⁸⁾ 事実、文部統計要覧によると、1960年に60.3%であった高校志願率は、65年に、74.5%、70年には、84.0%へと上昇する。

これに対して、ここでは詳述を避けるが、高校入試の適格者主義が登場した理由を、中卒労働力を必要とした産業政策、高校の「多様化」政策、などを理由にあげる論者もある。⁹⁾ いずれにせよ、類型化が進行し、各学校各課程によって異なる教育内容を有するようになった高校では、もはや小学区制や総合制を前提とした「希望者全員入学」は受け入れがたくなっていたのである。思うに、この1963年制度改変は、「適格者主義の採用」、すなわち「高等学校教育を受けるに足る資質と能力」の判定という意味で特徴づけられるが、むしろコース制・類型化の進展の中で「学力検査必置」にウエイトがあるのではないだろうか。

ここで若干この63年改正によって生じた「入試制度」について考察してみたい。この「入学選抜

学力検査」(以下、入試)は、学教法施則59条によると、公立学校の場合、教育委員会が行い、入学の許可は、校長が出す仕組みになっている。つまり、教育委員会が作成した入試問題を高校が独自の基準をつくり「合否」の裁定を独自に下す方法をとっている。

偏差値輪切り体制の中、高校の序列化が進み、量的に圧倒的に多くを占める公立高校もその序列の中に組み込まれている、というよりも、重要な根幹を形成している今日の状況にあって、このような入試の実施形態は、重要な意義を有している。

前出の通達「公立高等学校の入学者選抜について」(1963年8月)の中でも「問題は、中学校学習指導要領に示されている各教科の目標及び基本的内容について出題するものとし」と述べられ、また、ある教育委員会は、学力検査の問題を「標準的な試験問題」¹⁰⁾であるとしている。このように、教育委員会作成の入試問題は、中学校の教育課程の「基本的内容」を理解しているか否かについて判断するための基礎を提供するように見える。

しかもこれが公立高校に進学しようとするすべての中学校卒業生に対して課されるのである(一部推薦等の方法で入学が許可される生徒をのぞいて)。ここに中学校の課程の「基本的内容」の修得を土台として、「高校入学の要件」を構成しているがごとくの「擬態」を高校入試は呈することができる。つまり、文面だけを読むならば、中学校の授業の「基本的内容」を理解していれば、「どこの高校」でも入学できるよう見えるのである。法律や通達上は、学校によって入学できる「学力」に差異があることは明記されていない(ただし、同上の通達の中には「進学しようとする学校、課程、学科の選択が生徒の能力、進路、適性にふさわしいものであることはきわめて重要である」とも述べている)。

注8) 仙崎武「高等学校入学者選抜の改善の方策」「中等教育資料NO.634」1994年7月、所収。

注9) 教育法学辞典 高校の項 細金恒男担当。

注10) 例えば、北海道教育委員会の見解は、「中学校の学習指導要領に基づき、基礎的基本的な問題を中心に出題し、日常の学習成果をみることができるようにしている」。(『15歳のハードル 高校入試は今』矢倉・山崎 国土社)

しかし、実際の「合否」の判定はこの学力検査の「結果」と各高校の「定員」のかねあいによって各学校が独自に下す。ここで「校長が許可する」が、「生きて」くるのである。「校長」に「合否」をゆだねる形で、個別教育機関としての高校に独自に「入学者選抜権」を与えたのである。さすれば、高校間での「良い生徒」の取り合いとなる。この裏返しが「受験競争の激化」であろう。「適格者」という一見すると「もつとも」で「穩便な」概念を利用して、「高校の序列化」の道を切り開いたのである。

63年の施則改正によって生まれた制度は、表面上、「特定の個別高校での学習にふさわしい資質」を判断するために「高校入試」制度が存在するのではなく、全体的、包括的、一体的に「『高校』なるもの」での学習にふさわしい資質を判断するためのものとして規定している。この点のみを読めば、極端にいえば日本中の高校は、職業科であろうが普通科であろうが、どこでも同じであり、高校間格差や序列化は存在せず、また想定もされていない。少なくとも、高校間に学力格差があり、高校によって「ふさわしい資質」が異なっているということを明記していない。

新制高校は、旧制度の中學と異なり、「選ばれた少数の者のための教育機関」ではなく、「義務制でこそないが、国民全体の教育機関として」設置された。このことは、やはり制度上も実態的にも、発足当初から、今日まで通じることであろう。¹¹⁾

このような方針がありながら、戦後当初において高校の増設などの具体的な拡充計画はそれほど斬新的なものはない。「全入」を完全実施しようとし高校の施設設備の拡充のために高知県教委（公選制）が、54年に独自予算を提出し、いわゆる「二重予算事件」を起こしたことはむしろ

例外的なものであろう。ともあれ、具体的な財政基盤を十分にもたなかつた新制高校は、志願者の増加という実在によって、選抜制度をもたざるを得なくなり、「希望者全員入学」が崩れていく。また、「国民全体の教育機関」といいながらも、旧制中学や旧制高等女学校を土台とする「普通科」と、旧制商業学校等を土台とする「職業科」の編成は、戦前の中等教育制度の「遺産」を利用することで、旧制度の労働力再生産構造やエリート選抜構造を引き継がざるをえなくなる。

こうして、「国民全体」を巻き込んだ形で、受験競争は激化していく。このことは、旧制中学の受験競争の激化に「苦慮」した戦前の文部行政の経験を顧みれば十分に予想されたことであろう。

受験競争と、それに付随する形での高校間「学力格差」の拡大は、建て前としての一元化された「高校教育にふさわしい資質」と実態としての「それぞれの高校での教育にふさわしい学力」の間の論理矛盾を深めて行く。

ところが、こうした矛盾を放置したまま、文部省は、〈63年体制〉を強化していく。すなわち、1966（昭和41）年の通達「公立高等学校の入学者選抜について」をだした。この「昭和四一年通達」は、63年通達の原則にそつてなおかつ、都道府県を軸にした入試実施に際して、「自由化」を促すものであった。それまで各県さほど変わりがなかつた入試を①調査書と学力検査の比率を各県独自にすること、②実施教科についても独自に決定すること、以上のようにし、各県の独自性を出すことを求め、教育行政内の自由化を促したものである。これによって特に②の点が大きく変化した。これまでの文部省の規定方針であった中学での必修全科の入試が崩れ、「主要五教科」ないし「三教科」での入試が行われるようになったのである

注11) 前掲書 64ページ。

注12) 高知二重予算事件。この間、戦後直後から高校増設に着手するのではなく、とりわけ、1960年代に入ってから、工業高校増設などと絡めて高校を増設していく。「国民全体の教育機関」としての高校は、「逆コース」以前の文部省を含めた文教行政当局によって、スローガン的に語られることはあっても、実態的具体的なイメージは未成熟であったといわねばなるまい。そうした点からも「高校三原則」の歴史的な意義を再検討する必要があるだろう。

(表3参照)。教科数が減少することは決して生徒の負担減にはならない。むしろ五教科できえ、知識偏重の観があるのに、「英國数」という三教科での入試は、まさしく大学入試向け高校教育の前提を作るものに他ならず、この「道具的教科」のみによる入試は、「暗記型」中学校教育を促す最悪ものに他ならない。そうした意味で「昭和四一年通達」は、学校間格差を決定的なまでに助長したといえるであろう。表2を再び参照していただければ、60年と64年の間でよりいつそう中学区化・大学区化すなわち通学区拡大が進行したのがわかるであろう。

この時期、①ベビーブームによる志願者急増、②入試教科削減、③学区の拡大による学校選択肢の増加、この三者が受験競争を激化させ、「学校間格差」を拡大させていったのである。

そこで、受験競争の「緩和」を目的として「総合選抜」制がいくつかの都府県で行われる。1966年の東京都の「学校群制度」は、組み込まれた学校数からいつても最大の「総選」であった。これに引き続いて、愛知、岐阜、三重、千葉と学校群制度が採られることになった。¹³⁾

60年代末から70年代初頭にかけて、展開された大都市を中心とする入試改革の試み、これら「合同選抜」、「総合選抜」、「グループ選抜」、「学校群選抜」など総じて「総合選抜」の試みである。また選抜方法も「試験重視」から「内申書の優位」などの試みも行われる。

しかし、こうした制度的な矛盾を実態的な運用の段階において、解消、もしくは隠ぺいしようと

表3 選抜学力検査の実施教科数の推移

	66年	67年	68年	69年	70年
8教科県	46	23	6	3	2
5 "	-	18	34	35	37
4 "	-	2	2	2	1
3 "	-	3	3	4	5

*文部省『学制百年史』891ページ

する試みを我々はどのように評価したらよいのであろうか。同じ点をとっても落ちる生徒と受かる生徒が存在することや、高校へ進学率96%の今日、「適格者主義」の意味の重みを再検討する必要がある。残りの4%に含まれている「不適格者」どうとらえるのか。進学率を引きあげることは、この層をどこでどのような教育を施すのかということでもある。またこの意味において憲法に規定されている「能力に応じての」の「能力」の意味を検討しなければならない。定員内不合格（「定員割れ」でも不合格者を出すこと）の問題や「障害児の普通高校進学の問題など、ここで制度論的にも、権利論的にもまだまだ検討するべき課題が多い。

3. 第三期「各学校・各学科ごとの〈適格者主義〉」——高校多様化と高校入試

1984年7月20日、臨教審の発足前にかけ込み的に出された、初中局長通知「公立高等学校の入学者選抜について」は、従来の高校入試の原則に関わる変更をもたらすものであった。

文部時報第1288号（84年9月）に掲載された「公立高等学校入学者選抜について（昭和59年通知）の昭和四一年通達との対称表」を参照すれば一目瞭然であるが、「高等学校の入学者選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として、」ここまででは、同一である。この先、「昭和四一年通知」では、「高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行なうものとする。」となつてゐるのに対して、「昭和五九年通知」では、「各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判断して行うものとする。」と結ばれている。

したがつて、この「昭和五九年通知」は、それまでの「適格者主義」の原則であつた一体的包括的な高校教育へ適応できる資質をもとめるものから、各学校、各学科に応じた資質を求めるものへ

注13) 前出、菱村 63ページ。

と入試の目的を大きく変化させたのである。¹⁴⁾

これまでも、50年代の工業高校増設を皮切りに、中教審の「四六答申」など、さまざまな高校の「多様化」政策を文部省は唱導してきたが、入試制度の根幹に関わるこのような「通知」までも出した今度の「多様化」政策は、戦後最大級なのかも知れない。実態的にもこれまでの入試が、各高校ごと各学科ごとに行われていたのは確かであり、現状追認するものでしかないが、84年7月20日という、日程を考えると別のものが見えてくる。文部省は、財界や政府内部からの「自由化・個性化」の大合唱の中、「画一化・形式化」批判の矢面にたたされているかのごとくみえた臨教審前夜（同年9月5日第1回総会開催）の状況下でこの90年代の「高校改革」への最大の布石が打たれていたのである。¹⁵⁾

しかし、やはりこの通達は、その他の改革策（複数受験機会、推薦入試等）にも言及しているので、後にも触れるが、この「各高校、各学科に応じた資質」という点もまたその中身がいかなるものなのかについて、まったく言及がなされない

ままにされている。「昭和四一年通達」との表記上の相違ではなく、その内実の相違がより深く検討されるべきであろう。

この高校「多様化」路線は、高校入試改革との関連において、それが相互に連動していることが大きな特徴である。文部時報第1410号（1994年6月）では、「高等学校教育の個性化多様化—高校が変わる」という座談会が行われている。そこで渋谷教育学園理事長の田村哲夫氏（この人は第14期中教審の臨時委員であり、文部省の高校教育推進会議のメンバーでもある）、が以下のように述べている。

「……私たち（注一私学サイド）の受け止め方としては、この通知（注一「昭和五九年通知」）の時点で高校教育改革が始まったと思っております。つまり高校入試を変えるということは、入試に応じて高校教育も変えるということですから、この通知の趣旨は高校教育改革そのものではないかとうけどめております。」問題はこの後である。

「今回の高校教育改革は、個性的な特色のある高校づくりを進めて、生徒の多様化に対応しよう

注14) 「相対的相対主義」（月刊高校教育1994年5月号・高校入試改革はどう進んでいるか—動き始めた高校入試改革—徳武靖）という言葉があるらしい。

注15) 一般に臨教審からの流れの中に、第14期中教審を位置づける考え方方が主流であるようにうかがえる。この「以前の中教審路線—臨教審—14期中教審—高校教育改革会議」という高校教育改革に関連する教育政策上の路線は、必ずしも単線的ではないのではなかろうか。臨教審以前の「自民党文教族+文部省（事務方）」という教育政策の意思決定パターンは、「中曾根臨調型」世論誘導審議会方式にとって変わった。この「世論」の中に、自由化・画一性批判があった。これが、臨教審発足当初議題に予定されていなかった「いいじめ」問題の議論が後押しする形で、初期の臨教審の議論の中心的な柱になって行く。その中で委員のなかの論客香山健一等による「文部省解体論」まで審議の過程で飛び出してくるようになる。これは、文部省=事務当局サイドに深刻な危機感を与えたであろう。従来の「中教審」方式では、最終的な報告=答申作成の実質は、事務当局（文部省）が行ってきた。しかし、総理大臣直属の臨教審では、この手法が使えなくなる可能性があつたのである。

元来、国労に次ぐ、総評労働運動の担い手である日教組の解体を主眼とした臨教審は、「教育の自由化・個性化」や「教育の国際化」という名目のもとに「日教組解体」自体を自己目的化しきることはできない。「教育荒廃」の事実の中には、単に教職員のありようだけが問題あると、いいきることはどのような詭弁を尽くそうとも不可能である。「第二臨調」が「行政改革」を旗印にしつつも、結果的には「国鉄解体=国労解体」に焦点化した図式を「臨教審」「日教組」に応用する事はできなかつたのである。この中矢面に立った文部省は、臨教審の議論を「生涯学習」路線に転轍させることに成功するとともに、その犠牲として「生涯学習局」の筆頭局化=「初中局」の降格を承認せざるをえなくなるのである。こうして臨教審という「嵐」を「生涯学習路線」という「お題目」を作り上げることによって、それを事実上重視しない。つまり、対外的には最重要課題としつつも内部的には従来通り、「初等・中等教育」が文部省の最重要課題のままなのである。このことは「生涯学習の整備に関する法律」の制定過程やその内容のずさんさからも明らかである。

第14期中教審も生涯学習と学校教育の二本立ての諮問・答申を文部省は用意した。学校教育の小委員会の方では、臨教審の香山の役割を果たす人物に西尾幹二をいれ、「中間まとめ」では、「有名大学への特定高校からの入学制限」を盛り込み、話題をまいたが、明らかな「ガス抜き」行為である。最終的には文部省の意図にそった答申を手にいれた。臨教審発足から約10年で文部省はようやく「日常復帰」を果たしたのである。

としようという考え方です。……このように、入試の多様化により多様な才能を持った生徒が同じ教室のなかでの一緒に勉強していくという仕組みが高校教育改革のきっかけになっていくのではないかと思います。」

どうしてこうした論理展開になるのだろうか。入試が多様化することは、「教室の生徒」が多様化することとは関係ない。むしろ、個別高校や学科の基準がそれぞれの「特性」においておこなえるということで、高校入試を全体的に鳥瞰すると「多様」であるということで、一つの学校や学科の中できまざまな生徒がはいってくることにはならない。つまり、「入試の多様化」によって、「同じ教室で多様な生徒が学ぶ」ことにはならないのである。むしろ、その高校や学科にふさわしい「資質」持った同質の生徒たちが、均質に教室を構成するようになり、「同じ教室で同様な生徒が学ぶ」ことになるのである。

したがつて公立高校においてもこれまでの大都市圏の私学に見られるような均質性の高い教育活動、その点において収益性の高い教育活動が、展開される基盤を得ることになるのである。

多様な価値尺度によって、自分たちの高校の教育に「ふさわしい資質」を選抜できるとなると、ますますきめ細かな「輪切り」が可能となる。これまでの、学力検査と内申によって、選抜していたものが選抜の基準や方法について高校がフリー・ハンドを得たのである。実際にこうしたことが全ての高校で可能になるわけではないであろうが、論理的にはそうなる。こうして高校側の「入学者選抜権」が強化されたことが確認できるであろう。

高度経済成長期に当たる高校生の急増期には、選抜の基準として、「高校教育全体への資質」が求められていた。そこでは、すし詰めの教室において「大量生産型の高校教育」が展開されていた。今日選抜方法の多様化によって求められているのは、「各高校、各学科の資質」であり、学齢人口の急減期でかつ、経済的にも低成長期に符合する「多品種小生産型の高校教育」なのである。

ここで、今次高校教育並びに高校入試改革の一応の出発点（実質的なスタートは、「昭和五九通知」であることはすでに示した）と見られる14期中教審答申の内容について簡単に検討したい。

この答申は、大学入試の改善とともに、「高等学校入学者選抜等の改善等」として、高校入試改革に触れている。

まず、現行選抜制度の問題点を指摘している。〈親や関係者は入試に対して客觀性や公平性を求める傾向が強く〉、改善が進まないことや、〈学力検査では、教科の知識や記憶を中心とした全教科の平均的学力が重視され、各学校等の特色に応じた個性的で多様な資質、能力の判定が行われにくくなっている〉などである。ここには、〈現在の入学者選抜制度は、各学校や学科等の特色に応じた多様な入試を行い得る制度であるにもかかわらず、〉という表現に見られるように、もはや高校入学に際しては、「選抜」が存在することは自明のことであり、「選抜」自体の可否については、議論の余地のないものになっている。

現行の入試制度については、「画一化」からの批判を貫いている。というよりもそこからのみ批判している。むろん過度の受験競争も批判しているが、基調としては、生徒を測るための方法が「画一化」しているというものである。

したがつて具体的な改善策も、この方向から出されている。〈具体的には次のような観点が重要である〉として、以下のようなものをあげている。

- ア. 複数の尺度に基づく選抜.
- イ. 受験機会の複数化と推薦入試.
- ウ. 合否判定の際の学力検査と調査書の比重の検討.
- エ. 学力試験の傾斜配点の採用.
- オ. 調査書記載事項の検討.
- カ. 生徒のスポーツ活動などの点数化が困難な事項についても適切に評価する.

これらの指摘は、「昭和五九年通知」にもみられていたので、さほどまたらしさはない。むしろ、こうした「改革方策」を貫いている「価値の

「多元化」即ち「選抜尺度の複数化」ということが、〈これからは、全員が同じ教育内容を受けるような形式的な平等ではなく、個性に応じてそれぞれ異なるものをめざすよう実質的な平等を実現してゆくことがあります重要になる〉(答申第1部第1章)ということで打ち出されてきたことが問題であろう。

「入試改革」、それ自体は、どのような方策が取られようとも、「選抜の目的」それ自体に規定される。従つて、このような理念によって実現される「実質的な平等」は、結果として選抜過程によって自分の「学力」に見切りをつけ、〈進学を強く意識した背伸び〉をせずに、〈誰でも大学に行けるわけではない〉ことを自覚させる必要があると主張する。

第14期中教審は〈本審議会がめざす教育改革の目標は、評価尺度の多元化・複数化を通じて、「学校歴」に対する意味のない意識から人々を解放し、「個」の価値を尊重した社会意識を広く形成することに置かれている〉という表現に現れているように、学校によるより強い分限意識の植え付けの徹底が目標とされている。これとの関連において高校の「選抜方法の改革」が打ち出されたのである。

上述の中教審答申を受けて、91年3月に文部省内に「高等学校教育の改革の推進に関する会議」(通称「高校教育改革推進会議」)が発足。四次までの報告を出した。その第三次報告に「高校入試改善の方向と施策」が盛り込まれており、これを受ける形で、文部省は1993年2月21日に事務次官通知「高等学校の入学者選抜について」を出している。ここでは簡単にこの内容について検討する。

公立高校の入試に關係して「1 公立高等学校の入学者選抜の改善について」として以下のように述べている。

まず内容よりも表現の問題として、これまで「ふさわしい資質」という表現が、「その教育を受けるに足る能力・適性」といういいかたで「足る」という明確な表現になっている。

内容の第一は、「(1)多様な選抜方法の実施について」として、同じ学校・学科にあっても複数の尺度によって選抜を行う事を奨励している。これは、定員を区分し、学科試験と調査書の比率を変えてみたり、同じ学科試験でも教科の比重を変更したりすることを指している。

第2は、推薦入試や複数受験機会という事での「(2)多段階の入学者選抜の実施について」である。この推薦の際には「学習の記録」以外の活動記録を重視した選抜を行うように述べている。ここに、最近問題となっている入試目当ての「ボランティア」や生徒会活動が生まれる原因がある(必ずしも問題であるかどうかは、不明だが)。

「(3)入学者選抜の資料について」は、調査書の比重の変更であり、第一の論点にふくまれる。また「(4)学力検査のあり方について」は、同様で第一や第二の論点に含まれるが、特徴的なのが教育委員会が作成する問題という基本は崩していないので、「教育委員会が多く問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり生徒が各教科を選択したりする」ということが盛り込まれている。「(5)調査書のありかたについて」、「(6)面接について」も第一や第二の論点を補充するものである。

「(7)通学区域について」は、上述したような選抜方法を行う高校を多くの生徒が「均等」に「選択」できるようにということで、「生徒の特性に応じた学校選択が可能となるような方向で検討する必要がある」としている。同じ様な「特色のある学校」は、一県にそろそろあるものではない。必然的に広域の通学区が設定される事になる。

このほか「2 私立高等学校の入学者選抜の改善について」では、公立高校と同様の「改善」を望んでいるが、私学に固有の指摘として「中学校教育に与える影響にかんがみ、不適切とみられる出題について当該学校に対してその改善を促すとともに、望ましい出題についても公表するなど、一層の改善が図られること」や、推薦入試についても「あまり早い時期に行われることのないように地域の実情に配慮し」という事を述べている。

総じて、私学に対しては、抑制的なトーンでまとめられている。

また、「3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について」は、「業者テスト追放」という埼玉県教育長の発言を裏づけるものになっている。また、高校教育改革推進会議の三次報告でも、このことは、言及されていた（この問題について、および各種改革の具体的な進展状況については、藤沢論文を参照されたい）。

終わりに——今次入試改革への視座

上述のように今次の高校入試改革は、基本的には、高校入試改革は「特色ある高校づくり」などの一連の教育課程改革にともなうものであろう。また、この他「新学科・コース制」などの「高校の多様化」、「特色ある高校づくり」に対応して、その入学方法の改訂である。しがつて、「入試制度」だけを対象として、検討するのではなく、高校教育制度全体の中で考えられる必要があるという、当たり前のこととが確認できる。

また、中教審、高校改革推進会議とともに、文部省サイドの諮問機構は、高校の多様化に歩調を合わせた選抜制度の改定を企図していることがわかる。

実は、高校が多様化されようが、されまいが「選抜」は「選抜」でしかない。高校の形態に合わせて、生徒の「選抜」を行うことにはかわりがない。上述したが、高校サイド「良い生徒」を取り合うという構造が崩れない限り、「競争」は避けられないであろう。

また、「多様化」路線のなか、「学習指導要領」という枠さえもはずして高校での授業の内容を大きく変化させようとしている。現にもはや、専門学科の一部の教科では、指導要領も実質的には存在しない。教科書の検定制度も事実上適用除外と

いう実態がある（例えば情報処理関連各教科）。

そして、教育内容よりも、高校の名称やイメージによって卒業生が規定されるという状況も「打開」できるかどうか不明だ。こうした中で、中学卒業の段階でつまり15歳と数カ月で、どこまでなにを根拠に「進路指導」をするのかという根本的な疑問は残されたままである。

もう一つ、選抜制度の改革は、基本的には「差別・選別体制の合理化」（ここでいう「合理化」は、単に過程の簡素化ということではなく、目的にかなっているのか目的合理性を高めるということも指している）としてとらえる必要がある。

例えば、ドイツの「促進段階」などの「透過性（移行可能性）」を高めた政策を教育の機会均等という視点からのみ評価するのではなく「選別の合理化」¹⁶⁾と看破した点は重要であろう。¹⁷⁾

こうした視点、つまり入試制度が「差別・選別の装置」の重要な部位を構成しているという前提にたつと、何らかの「機能不全」や「故障」によって、「改革」が必要になってきているのである。それではその「機能不全」や「故障」とはなにか。結論を急ぐと、現行制度の社会的な総コストが、負担の限度にきていているということであろう。高校入試の当事者たる中学生や高校生の現況を見てみると、1. 昨今騒がれているような中学生の間での「いじめ問題」、2. 年間10万人に達する「高校中退者」、3. 壊通い・業者テストの過熱（これは「廃止」がいわれてから騒がれ出したようであるが）等多くのことが考えられる。

たとえば、業者テスト不使用の問題にしてもここにきてなぜ出されたのか、業者テストの過熱は、必ずしも90年代に入って現れたことではない。そこには、教育政策が一体的なものであるという前提に立つと、例えば「新学力観」や「新学習指導要

注16) ドイツ（旧西ドイツ）の中等教育制度は、伝統的な三分岐型学校制度を採用している。大学進学を前提とする「ギムナジウム」、中堅および高度な技術者を養成する「実科学校」、一般労働者へ向けた基礎教育を行う「基幹学校」である。この中等教育諸学校への移行は、従来基礎学校（小学校）四年間の終了の後に行われていた。これはあまりにも早期選抜ではないかという批判から、1960年代基礎学校修了後の二年間を「促進段階」とし学校種別相互の移動することを可能にした制度である。

注17) 持田栄一『教育行政学序説』

領」の編成の中で、すなわち教育内容の全面的な改訂作業の進行の中で、従来の構造を有する「業者テスト」が、「齟齬」をきたすおそれがあつたのではないだろうか。そこで「世論」を味方に付ける形で、こうした発言がなされたのではないだろうか。

したがつて、「業者テストの不使用」が、木田宏（『文部時報』第1288号）のいう「受験競争を抑制する文部省」という文脈でとらえ、そこからさらに、「高校教育の活性化」、「受験生や高校の主体性強化」という指摘もふさわしくないであろう。

また竹内常一が『学校のゆくえ』¹⁸⁾の中で述べているが、「業者テストの使用禁止」が、必ずしも、「国家の教育権の反面である評価権を奪われている」ことへの「文部省の反撃」という〈直線的な読み方〉もあてはまらないであろう。さらに「下からの能力主義に敗北」してきた文部省、「教育に対する企業のヘゲモニーを弱め国家のヘゲモニーを強めようとする」などの指摘は、確かに魅力的ではあるが、単に評価や選別を巡る主導権争いではなく、高校教育制度の根幹に関わる改革のなかでの発言であり、全体的な視点から見れば入試制度改革であるという視点が、必要であろう。

強烈な「当事者性」の故に、全体像を見失うことの多い現況をどのようにして打破していくのか。「当事者」と「傍観者」の間を揺れ動く「主体」（教職員としての「主体」）。実はこの「主体」の在り様自身が、問われているのである。

（田口康明）

注18) 竹内常一『日本の学校のゆくえ』太郎次郎社、1993年。

Ⅱ. 現在の高校入試改革の動向 —— 第14期中教審答申以降の実状把握 ——

はじめに

本稿は、第14期中央教育審議会答申（1991年4月19日、以下では中教審または答申として略記）以降の高校入試改革の実状を浮き彫りにすることを目的とする。そのために次の3点に分けて考察を進めたい。まず、「1. 現在の高校入試改革」では、第14期中教審および「高等学校の改革の推進に関する会議」（以下では改革推進会議として括弧を外して略記）がどのように高校入試の現実を診断し、それに対してどのような処方箋を提起しているのかについて簡略にみておきたい。そして、「2. 高校入試改革の実状把握」においては、1でとりあげたいわば大状況的な教育政策に端を発する高校入試改革が、各県レベルで実際にどのように運営されているかについて、推薦入学および調査書の問題に焦点を絞って把握したい。「3. 推薦入学および調査書をめぐるいくつかの論点」においては、2. で紹介した高校入試の現状について論争すべき課題をいくつか提起する。

1. 現在の高校入試改革

(1) 第14期中教審答申における高校入試改革像

答申の高校入試に関する項目で注目されるのは、「第Ⅱ部 後期中等教育の改革」とこれに関連

する高等教育の課題」の「第1章 高校教育の改革」において、高校が「一部の選ばれた者が進学する中等教育機関ではなく、義務教育の修了者のほとんどすべての者が学ぶ国民的な教育機関」であるという認識を示していることである。こうした認識に立ったうえで、改革の指針に関しては次のように指摘している。「国民的な教育機関」には「能力・適性、進路、興味・関心等の極めて多様な生徒が入学している。したがって、その教育の水準や内容については一律に固定的に考えるべきものではなく、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要」としているのである。また、さらには、特筆すべきこととして、高校及び大学への「受験競争激化」を解決すべき問題として明記している。

高校の現状を「国民的な教育機関」として捉え、「受験競争激化」を緩和しようとする答申の現状認識の在り方自体は基本的に正しいと言わねばならない。だが、ここで注意を促したいのは、答申がそうした認識を示して拘らず、いわゆる「適格者主義」を否定しているわけではないということである。つまり、答申は希望者全入ということには一切触れず、あくまで「適格者主義」に則つた選抜を前提としたうえで、選抜の方法を対症療法的に変更していくことを企図しているのである。¹⁾

注1) 戦後の高校教育改革の展開過程については、飯田浩之「新制高等学校の理念と実際」（『高等学校の社会史』東信堂、1992）から多くの示唆を受けた。全入運動の歴史的経緯については、小川利夫・伊ヶ崎暁生『戦後民主主義教育の思想と運動』（青木書店、1971）、佐々木享『高校教育の展開』（大月書店、1979）を参照。この他、筑波大学「高校科研」研究会『新制高校問題史年表』（科研費報告書、1995）が、俯瞰図として便宜である。

本稿では展開し得ないが、答申の企図とするものが高校教育制度を実質的に複線化しようとするものであるとする問題提起にも十分に留意したい。検討すべきものとして、竹内常一『日本の学校のゆくえ』（太郎次郎社、1993）、『学校の条件』（青木書店、1994）等がある。

このあたりの基本的な認識の食い違いは、十分に踏まえなければならないと思われる。²⁾

では、答申は「受験競争激化」のどのような点を具体的に問題視し、それに対してどのような処方箋を提起しているのだろうか。答申は「第Ⅱ部」の「第2章 受験競争の緩和等」において、「受験競争激化の問題点」として、①「競争の低年齢化」、②「ヴァラエティに乏しい生徒・学生社会」、③「公正の観念の一面性」、④「受験優等生の抱える問題」、⑤「全体に波及する競争の構造化」という5つの点を指摘している。ここでは、後の行論との関係から③に限定して概観しておきたい。

③では、ペーパーテストこそ公正な選抜尺度であるとする過信を「公正の観念の一面性」として把握し、受験競争を緩和するためには、そうした公正観が是正されなければならないとしている。つまり、入学試験においては1点でも点数の高いものが合格するのが「公正」であるとする「点数絶対主義」がはびこっており、こうした「点数絶対主義」を是正していくことが必要である、とするのである。そのための処方箋として答申が提起しているのが入学試験に「多元的尺度」を導入するというものである。答申では大学入試に題材をとつて次のような明快な具体例が引かれている。「入学定員1000人の大学で、得点順位3000番を採れ、とは言わない。しかし1000までと1500番までとの間に、通例、決定的な格差はない。仮の言い方だが、501番から1500番までの間から500名を選抜するのに、点数とはまったく別の基準を立ててもよいのではないか。何らかの方法で各県から幅広く選抜するのも、特定の高等学校に集中するのを避け、できるだけ数多くの高等学校から選ぶようにするのも、ボランティア活動や部活動を考慮するのも、職業高校卒業生を特別配慮するのも、みな公正の観念に入り得る」。つまり、「タテ並び一直

線の受験競争」を緩和していくためには、受験学力というひとつの尺度だけではなく、敢えて点数化し難いような事項を評価対象とする「多元的尺度」が必要である、とするのである。また、上述のように選抜尺度を多元化することだけではなく、さらに「各学校・学科などの特色に応じて選抜方法を多様化すること」として選抜方法の多様化が併記されていることにも注意したい。約言するに、選抜方法の多様化と選抜尺度の多元化とを両立させることが、答申の高校入試改革の処方箋であろう。

このような提案を実現するための具体的な提案としては、例えば「第Ⅱ部」「第2章」の「第3節 高等学校入学者選抜の改善等」において次の6点の提起が列記されている。

- ①「一斉・画一的な選抜の在り方を見直し、各学校あるいは同一校内における学科、コースごとの特色に応じた多様な選抜方法を工夫する」「選抜方法の種類ごとに入学定員を区分する」。
- ②「受験機会の複数化や推薦入学等の活用による多段階の入試の実施」。
- ③「調査書と学力検査の比重の置き方などについて検討する」。
- ④「実施教科の数を増減したり、教科によって配点の比重を変える」。
- ⑤「調査書の記載内容や取り扱いについて検討する」。
- ⑥「点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動などについても適切に評価できるようにする」。

こうした提起は、次に考察する改革推進会議においてもほぼ同じような形で継承されることになる。

(2) 改革推進会議の入試改革案

上記第14期中教審答申の提言を受けて1991年6

注2) 改革推進会議の入試部会主査である黒羽亮一氏は、「競争をなくすのが理想だという視点まで行つてはならない」とし、「希望者全入」や「小学区」制といった考えは「応援団的な教育論」であると断じている。黒羽亮一「入試改革の背景はどのようなものがあるか」(『入試改革読本』教職研修総合特集No.110、教育開発研究所、1993、21ページ)を参照のこと。

月に発足した改革推進会議には、高校の学科制度や教育内容・方法について検討する「教育部会」と高校入試について検討する「入試部会」のふたつの専門部会が設置された。³⁾ 同会議は、総合学科の提起や学校間連携等に関する第1次報告（1992年6月29日）、「高等学校入学者選抜の改善について（中間まとめ）」と題した第2次報告（1992年8月28日）、つづいて第2次報告のまとめとなる第3次報告（1993年1月26日）、総合学科に関して定式化した第4次報告（1993年2月12日）を提言した。ここでは、本稿の目的に即して第3次報告について考察してみたい。

第3次報告については、上記答申で示された高校入試改革案についてやや具体化した提起がなされている。だが、第3次報告で注目されるのはそうした改革案の内容だけではなく、入学者選抜にあたって業者テストを使用しない旨が明記されたことである。こうした提起を受けて、1993年2月22日付けで、「高等学校の入学者選抜について」とする「通知」が出され、高校の入学者選抜にあたっての業者テストの不使用、進路指導における脱偏差値が強調され、大きな波紋を呼んだことは周知のとおりであろう。第3次報告では、「偏差値偏重の受験競争の是正」のためにには次の3点が有機的に結び付かなければならないとされている。それは第1には「高等学校における特色のある教育の展開」、第2には「多様で多元的な選抜方法の工夫」、第3には「中学校における個に応じた適切な学習指導と進路指導の実施」、である。改革推進会議は、第14期中教審答申で提起された前二者をより具体化しながら、後者について補完した点で特徴的である。

以下では、これまで考察してきた第14期中教審

答申および改革推進会議の提起を受けて、現在の高校入試改革がどのように展開しているかについて、入試改革の柱となっている推薦入学・調査書というふたつの項目に焦点を絞って考察を試みたい。⁴⁾

2. 高校入試改革の実状把握

（1）推薦入学の実状

高校入試とくに普通科における推薦入学の導入は、1984年の「公立高等学校の入学者選抜について」の「通達」（以下では84年通達と略記する）によって「特色ある高校づくり」を目的とした各高校・学科単位での入試方法の改革が唱えられたことに端を発する。⁵⁾ 84年通達では「推薦入学については、高等学校、学科等の特色にふさわしい者を選抜するため、積極的に実施することが望ましく、高等学校によっては普通科においてもこれを実施することを考慮することが望ましい」とされている。因に84年通達以前の1977年度においては推薦入学を実施した県はわずか3県にしか過ぎなかつたが、⁶⁾ 1994年度では推薦入学が大阪府を除く46県において、何らかの形で実施されていることからするならば、高校入試における推薦入学の導入は84年通達以降もはやほぼ一般的なものとなつた感さえ拭い得ない。

ただ、近年の傾向として特徴的なのは、これまで専門学科に限定して推薦入学を実施していた県が、全日制の普通科においても推薦入学を積極的に導入し始めているということである。例えば、1993年度から1995年度（予定）の3年間において、推薦入学の実施県は46県と変化しないが、専門学科に限定して推薦入学を実施している県は15県から6県へと半減している。この間、全日制課程の全校で推薦入学を実施（予定を含む）する県は、

注3) 座長に上寺久雄（前兵庫教育大学学長）、教育部会主査に亀井浩明（帝京大学）、入試部会主査に黒羽亮一（学位授与機構）、坂本春生（株式会社西友）。

注4) とくに注記のないかぎり、本稿においては、文部省から1995年1月に発表された『公立高等学校入学者選抜の改善等に関する状況』ならびに『公立高等学校教育の改革に関する推進状況』を基礎的な資料として使用し、都道府県を一括して県として標記する。

注5) 山崎政人・矢倉久泰『15歳のハードル』国土社、1989、88-90ページ。飯田前掲論文61ページ。

注6) 『高校教育基本資料集一通知・通達編一』学事出版、1992、126ページ。

4県から11県へと急激に増加しているのである。なお、総合学科については1994年度入試においては、既に総合学科が設置されている岩手（岩谷堂高校）、栃木（氏家高校）、三重（木本高校）、和歌山（和歌山高校）、島根（益田農業高校）、沖縄（沖縄水産高校）の6校すべてにおいて実施されている。

このように、全日制の普通科における推薦入学の導入が顕著であるが、実際の定員枠についてはどのような状況なのだろうか。この点において注目されるのは、上記のように普通科での推薦入学の実施が顕著であるものの、1944年度の普通科の推薦入学定員枠は、全学科平均の11.0%には遠く及ばず5.5%に止まっており、それとは対照的に専門学科での定員枠は平均25.3%にも達するということである。普通科での実施は、1993年度の29県から1994年度には35県に増加したものの、35県のうち20県における定員枠は5%未満であるのに対して、専門学科においては約半数の県で定員の25%以上を推薦入学の枠として設定している。

以上のことから、推薦入学の導入は普通科においてとくに顕著であるが、実際の定員枠としては依然として専門学科が中心となっていることが分かる。だが、1995年度に推薦入学の定員枠の拡大を予定している県が約半数に達することからも、推薦入学は学科を問わず今後も更に拡大していくものと思われる。なお、総合学科については1994年度入試において既に上記の6県において平均して定員の33.7%が推薦入学の枠として設定されていることが注目される。1995年度には、上記の6校に加えて、宮城（宮城野高校、村田高校）、秋田（増田高校）、山形（余目高校）、埼玉（久喜北陽高校）、新潟（十日町総合高校）、富山（小杉高校）、石川（金沢北陵高校）、静岡（小笠高校）、三重（昂学園高校）、奈良（山辺高校）、島根（邇摩高校）、広島（高陽東高校）、沖縄（陽明高校）において総合学科が設置されるが、殆どの場合30

～50%の高い割合で推薦入学の定員枠が設定されており、推薦入学は総合学科においては更に主要な選抜方法として定着していくものと思われる。次に推薦入学においても重視されている調査書の取り扱いの実状について概観してみたい。

(2) 調査書の取り扱いの実状について

高校の一般入試における調査書の重視については、84年通達の前提となつた1966年の「公立高等学校の入学者選抜について」と題する「通達」(以下66年通達)において既に強調されていたことである。つまり、84年通達でいわれた「各高等学校、学科等」を単位とした入試の多様化の前提として、66年通達においては「各都道府県」を単位とする入試の多様化、なかでも調査書の重視・入試教科の弾力化を筆頭とする多様化が強調されていたのである。⁷⁾ただし、注意を要するのは、66年通達において調査書の重視が形式的に指摘されたのとは異なり、84年通達においては「調査書は、学力検査とともに入学者選抜の重要な資料として重視される必要がある」と明記され、さらには教科以外の活動についても安易な点数化に一定の注意を喚起しながらも、選抜の資料として積極的に取り扱うことが企図されているということである。こうした指向は、既述した改革推進会議の第3次報告においても継承されていることである。高校入試においては、推薦入学にのみ止まらず一般入試においても調査書はひとつの重要な柱とされており、それゆえに議論されるべき多くの問題を内包している。では、現在の高校入試において調査書は実際にどのように扱われているのだろうか、以下で概観してみる。

まず、一般入試における学力検査と調査書の取り扱い方については、1994年度では39県が学力検査と調査書を「同等視」している。ただ、同年度の動向として顕著だったのは、調査書の記録のうち、「学習の記録」以外の活動の記録を含めて選

注7)『高校教育基本資料集一通知・通達編一』学事出版、1992、31ページ。

抜の材料としている県が前年度より4県増加して14県となつてることである。こうした傾向は推薦入学においても顕著であり、調査書における「学習の記録」以外の記録を「同等視」している県は1994年度において30県あった。「学習の記録」以外の記録としては、スポーツ活動、文化活動、社会活動、そしてボランティア活動等の評価がそれにあたるわけだが、1994年度入試においてはこれらの諸活動は全県において調査書への記入が可能であった。さらに、注目されるのは、当該活動の記入に際してそれらを補足的に記入するだけではなく、活動の名称を冠した記載欄を別個に設置している県が急激に増加している点である。例えば、1994年度入試において、スポーツ活動と文化活動についてはそれぞれ12県（前年度4県）、社会活動については6県（前年度1県）、ボランティア活動に至っては前年度の0県から13県へと急増している。

以上のような調査書における「学習の記録」以外の諸活動の重視とともに特徴的なのは、本来評価の中心的存在とされた「学習の記録」において「観点別学習状況」が重視されていることである。敢えて指摘するまでもなく「観点別学習状況」においては、いわゆる「新しい学力観」⁸⁾に基づいて「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の4つの観点から、「生徒の学習状況を多面的に把握すること」（上記第3次報告）が眼目とされている。ちなみに、1994年度入試においては、調査書に上記の観点を示した欄を設けている県が大阪・兵庫・奈良を除く39県と最も多く、4つの観点に即して文書等で記入する県は5県くなっている。記入の方法については、28県がA B C等で、10県が優れている点のみAおよび○で記入しており、記入の方法は多様である。だが、問題なのは「観点別学習状況」評価をめぐってそ

れらを点数化していこうとする傾向である。この点に関しては、推薦入学をめぐる議論とともに次に考察を進める。

3. 推薦入学および調査書をめぐるいくつかの論点⁹⁾

(1) 推荐入学の実状をどのように考えればいいのか

上述のように、第14期中教審答申が、格差の是正の必要性を認めていること自体は、同答申をどのようなものとして総体的に評価するかという価値判断は別としても重要な契機として認めないわけにはいかないだろう。答申においては、格差是正のためのひとつの方途として推薦入学の導入が提唱されている。それは、たとえば次の文言にも明確である。「生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に生かす観点に立って、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動などについても適切に評価できるようにする必要がある。このため、選抜に用いる資料について工夫するとともに、推薦入学や面接の実施を積極的に進めること」。

様々な弊害を生じさせる元凶となっている「タテ並び一直線の受験競争」を緩和していくためのひとつの試みとして、推薦入学が第14期中教審において提起されたこと自体は、決して間違っているとは言い切れない面がある。この点については評価の分かれる所であるが、少なくとも実施されてから未だ日が浅いという意味においても現時点での早急な判断は避けられるべきであろう。だが、推薦入学の実施に際しては既に少なからずの批判が提起されていることには十分留意しておくべきである。こうした批判点を以下で整理してみたい。

まず、第1には、推薦入学は一部の高校においては早期選抜として機能しているという批判である。これは、少しでも早く合格して安心したいと

注8) 「新しい学力観」については少なからずの論考が存在するが、とくに『「新しい学力観」をどうとらえるか』教育総研理論フォーラムNo.15（アドバンテージサーバー、1994）が参考になった。

注9) とくに逐一注記しないが、本稿作成にあたっては、第44次教育研究全国集会（於 長崎）での各地の報告から多くを学んだことを記しておきたい。

いう生徒の正直な気持ちと、少しでも「良い」生徒・学力の高い生徒を早く確保したいという高校側の要求とが合致した結果生じたものであろう。

第2には、推薦入学が、教師と生徒との間および生徒間にいたずらに不信感をもたらしているというものである。推薦入学は殆どの県において遅くとも2月中旬には内定が出されており、一般入試の実施される3月中旬よりも約1ヶ月も早い合格発表となる。そのため、少しでも早く合格して安心したいという生徒が推薦入学を希望することになる。だが、現実には希望すれば全員が推薦されるわけではないので、推薦選抜の実施前においては、推薦される生徒とされない生徒との間に推薦されることをめぐつてのいわば“推薦競争”が生じている場合がある。この“推薦競争”がもたらす最も大きな問題としては、推薦されることを目的として、たとえば生徒会役員への立候補者が急増するなど、学業成績はもとより日常生活にまで不要な競争を持ち込んでしまう結果となっていることがあげられる。この点については、次に考察する調査書の記述内容とも関連する問題である。一方、推薦選抜実施後においては、推薦され合格した生徒と不合格になった生徒および一般入試を受験する生徒との間に心理的な不和が生じていることにも注意したい。

そして、第3には、推薦入学の選抜方法について、推薦の基準が必ずしも具体的に明確化されていない場合が多いという批判である。このことが上記の“推薦競争”を徒に激化させ、中学校側が混乱させている原因となっていると思われる。¹⁰⁾だが、基準を明確にするだけで問題が解決するというものでもない。なぜなら、推薦の基準を明確化することによって、かえって各高校間に偏差値に代わる新たな序列化が生じる可能性があるからである。

推薦入学に関しては、以上のような様々な批判が提起されているのが現状である。だが、推薦入学そのものについては、実施の方法さえ改善されるならば、偏差値による「タテ並び一直線の受験競争」を一定程度緩和していくための有効な方策のひとつたり得るのではないだろうか。そのためには、「障害」をもつた生徒、学力の低い生徒の推薦をどのように進めていくのか、あるいは地元高校へは地元中学校からの推薦を優先する枠を設ける等々のような推薦入学をめぐつての不可欠の課題とともに議論されなければならないと思われる。

(2) 調査書の取り扱いをどのように考えればいいのか

上述の通り、高校入試において調査書を重視するという文部省の提言は第14期中教審答申より前に既になされていたことであった。こうした意味では調査書の問題は高校入試問題において欠かせぬ課題のひとつとしてあり続けていたといつてよい。¹¹⁾だが、殊に現在の高校入試における調査書をめぐつては、次の二つの点に問題が集約されている点で特徴的である。第1には、特別活動やボランティア活動をも評価の対象にすること。第2には、いわゆる「新しい学力観」に基づいた「観点別学習状況」の評価に関する事である。以下、この2点に的を絞つて論点を整理してみたい。

まずは、第1の点についてであるが、ここではボランティア活動評価に限定して論じてみたい。ボランティア活動を高校入試において評価の対象にしようとする提言自体は、第14期中教審答申より前に、既に1986年の臨教審第2次答申においても提起されている。ただし、臨教審第2次答申においては、ボランティア活動の評価がいわば精神主義的な德育の養成をひとつの目的として提起されている点に注意しておきたい。その後、第14期中教審答申においては、前掲したように「生徒の

注10) 推薦基準の明確化という問題は、指導要録・調査書の開示とともに議論される必要がある。この点について考察する際に検討すべきものとして、今橋盛勝『内申書の開示と高校入試の改革』(明治図書、1993)がある。この他にも、内橋克人『共生の大地』岩波書店、1995、172-179ページ、が示唆に富む。

注11) 毎日新聞社編『内申書・偏差値の秘密』(毎日新聞社、1981)が参考になった。

個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に生かす観点に立って、点数化が困難なスポーツ活動・文化活動・社会活動などについても適切に評価できるようにする必要がある」とされ、改革推進会議第3次報告および1993年2月22日の「高等学校入学者選抜について」の通知においても相次いでボランティア活動の評価を高校入試に採り入れることが提起されるに至っている。¹²⁾

ボランティア活動を高校入試において選抜の材料にする事については、当然のことながら多くの反対意見がある。それらの反対意見には、本来自発性を旨とするボランティア活動が評価の対象としてなじまない、といつたいわば倫理的なものが多い。だが、高校入試におけるボランティア活動評価の導入を考えるに際しては、そうした倫理的な側面からの批判だけでは十分ではない。必要なのは、ボランティア活動の評価の導入によって、中学校の現場が現実にどのような影響を受けているのかという観点であろう。

一般的に考へても、個々に多様な形態をとるボランティア活動を杓子定規的に一律に点数化すること自体は大いに恣意的なものであり、暴力的でさえある。そして、なによりも、ボランティア活動評価の導入は、中学校側に大きな混乱を來している。たとえば、生徒のボランティア活動を何らかの形で知悉し、評価しなければならない教師の多忙さや高校入試だけを目的としてボランティア活動に翻弄される生徒の姿は、混乱の最たるものであろう。しかも、ボランティア活動を行うだけの組織的な基盤が必ずしも整備されているとはいえないままにボランティア活動の振興だけが唱えられているのが現実である。もともと学校外活動の一環であるボランティア活動が、高校入試における選抜の材料として採用されること自体がそぐ

わないことなのである。この点については、一部で行われている調査書の「学習の記録」以外の記録を未記入にする運動が多いに参考にされるべきであろう。たとえ、多くを譲つて個々の生徒からの自己申告とボランティア活動現場からの報告を総合して、活動の状況を明記しなければならないことになったとしても、選抜の材料としては使用しないことを高校側へ呼びかけていくべきである。いずれにしろ、「超高齢社会」の到来やいわゆる「脱偏差値」という教育政策の底流を勘案するならば、高校入試におけるボランティア活動評価をめぐる問題は、合格者のボーダーライン上のいわば局所的な問題として捉えられるべきものではなく、今後の入試の在り方を左右するような重要な課題として捉えられるべきものである。

次に第2の点についてはどうであろうか。「観点別学習状況」の記入方法の現状については上述した通りであるが、そこから指摘できるのは各県の状況が多様に進行しており、総論的な把握は困難であるということである。だが、「観点別学習状況」の評価の基盤となっている各項目が点数化されることについては、検討されるべき共通の問題がありそうである。1991年3月13日に出された文部省「指導要録の改善に関する協力者会議」の報告、それをうけた同年3月31日の「通達」(「指導要録の改訂について」)によって、中学校では1991年度の新入生から「観点別学習状況」を重視した指導要録が採用された。周知のとおり、そこでは「観点別学習状況」評価に際しては絶対評価を探ることが示されている。だが、その絶対評価自体が問題を内包している。例えば、Aに相当する項目を○で記入しているある県においては、個々の中学校や地域間で、○を記入したのは生徒の25~80%というようなバラツキがあつたことが報告されている。¹³⁾「観点別学習状況」を点数化す

注12) 近年、学校とボランティアとをめぐる議論は百花齊放の状況である。たとえば、「月刊高校教育」特集：高校生とボランティア活動(学事出版、1994年8月)、「学校運営研究」No.425、特集：学校がするボランティア活動入門(明治図書、1994年9月)、「季刊教育法」99号、特集：ボランティアは評価の対象となりうるか(エイデル研究所、1994年9月)等々を参照願いたい。

注13) 『産経新聞』1994年1月27日。

ること自体についてはもちろんのこと、もっと基本的な問題として実際の記入がこのように不公平であるかぎり、「観点別学習状況」を選抜のためのひとつの基準とすることには疑問がもたれる。さらには、「新しい学力観」において力点が置かれる「関心・意欲・態度」が、上述した“推薦競争”と同じく、日常の教室にまで生徒に調査書を意識させるような雰囲気を持ち込んでいることは、大いに批判されるべきものである。

おわりに—残されたいいくつかの課題—

以上、第14期中教審答申以降の高校入試改革の実状とその問題点について概観してきた。だが、この他にも高校入試問題に関して論議されるべき課題は山積している。その中から、希望者全入を進めていくうえで肝要と思われる点について以下で簡略に指摘し、本稿の締めくくりとしたい。

第1には、高校へ入学しない非進学者との連帶をどのように考えるのか、ということである。高校への進学率は1994年3月卒業者において全国平均で96.5%にも達したとはいえ、残りの4%の、高校へ行けない、あるいは行きたくない非進学者を希望者全入運動がどのように把握するのかということは大いに議論されて然かるべきである。¹⁴⁾この問題と関連して、高校入学以降の課題としては次のようなことも無視できない。つまり、中途退学者あるいは不登校の生徒に対する、復学制度や取得単位の柔軟な運用等をどのように実現していくかということである。この点も全入運動の不可欠の課題として問題の俎上にのせられる必要がある。¹⁵⁾第2には、高校進学率における県別のバラツキをどのように認識すべきなのか、ということである。この点は第1の点とも相即するのだが、

1994年度の実績において高校進学率は、富山県の98.8%から沖縄県の91.4%まで約7%ものひらきがある。希望者全入運動を進めていくに際しても、全国一律の運動方針とするにはよってたつ基盤があまりに違い過ぎているといわねばならない。

希望者全入を字義どおり貫徹していくためには、それを運動の理念として、彼岸のものとして語るだけでなく、たとえば上記のような角度からさらに現実的なものへと鍛え直していく必要があるのではないだろうか。

(藤澤健一)

注14) この点については、大学問題を考えるに際して、大学非進学者への視点こそ肝要であるとする岡村達雄氏の指摘を参照したい。岡村達雄「大学の現在—『自己改革』の構造と『変革』のイデオロギー」(巨大情報システムを考える会編『不思議の国の「大学改革」』社会評論社、1994) 27ページ。

注15) 中途退学の現状については、金賛汀「『高校』を考える」(情報センター、1987) を参照。復学制度の事例として、生徒の在籍はそのままにして一時的に社会へ「出向」させる「在籍出向制」が一部で実施されている。詳しくは金賛汀「『高校』が変わる」(情報センター、1989) を参照のこと。

Ⅲ. 高校入試制度改革の論理

—社会的公正と価値の多様化の調和—

1. 問題の所在と研究視点

日本の教育が全般的に「病んでいる」状態であることについて異論を唱える者はいないであろう。なかでも、高校は「重症」である。最大の理由は、進学率が96%を越え、義務教育に近い実態でありながら、法制上は義務教育になつてないために、選ばれた者だけが入るべきだという「適格者」主義が多くの人々に強くはびこっているからであると思う。¹⁾ この意識さえ払拭されれば高校問題の殆どは解決する。これが私の到達した結論である。

そうなつた時には、恐らく進学率が96%などという状況はなくなり、学びたくない者は無理をして学校に行く必要がない、あるいは行きたいときに行くようになると私は推測している。ややユートピア的であるという批判をうけるだろうが私は

そうした状態の社会——つまり圧倒的多くの人々がそれぞれの多様な価値観に従つて生きる社会——を「成熟化社会²⁾」と呼ぶことにしている。現代日本はこの社会へ向いつつあると思うが未だともその時代が到来したなどとはいえない。そうした時代に入つていれば、「強力」をもつて規制すること、つまり制度化など殆ど必要ないわけである。レッセフェールにすれば、多少の混乱があつても「見えざる手」が働いて適當なところに落ちつく。制度化、規制はミニマルにする——これが私の理想とする社会である。だが、いまはそうではない。いまの状況のままで「自由」に任せてしまえば、強いものがより強く、弱い者はより弱く（ここで強・弱とは、主として能力格差、経済格差、文化的格差のことであるとしておこう）なつてしまうだろう。

高校問題に即していえば、現在の学校間格差が

注1) そのほかに、制度的には高校は後期中等教育として中等教育の完成期であるべきという理念と実態としては、ポスト中等教育の準備期間でもあるという矛盾した性格をもつといふことも指摘できよう。

注2) 「成熟化社会」としたのは「成熟社会」へ向いつつある社会という程の意味である。「成熟化社会の経済倫理」（佐和隆光、岩波書店）、「成熟社会への選択」（正村公宏、NHKブックス）などをはじめこのタームは流行語の感さえあるが、その使用者人々によって様々な意味が付されているようである。ここでは、さしあたって『新教育社会学辞典』（東洋館出版社）の「成熟社会」（mature society）の項を引用しておきたい。

「ガボール(D.Gabor)の用語。彼は成熟社会を、人口及び物質的消費の成長をあきらめても、生活の質を成長させることをあきらめない社会であり、物質文明の高い水準にある平和で、人間性と両立しうる社会と定義し、技術による量的成長を信条とする現代の高度産業社会から、成熟社会への移行の必要性を説いた。現代においては、自然との関りは終わり、人間性との闘いに変わっているという認識に立ち、人々が精神的に豊かな生活を送る社会を夢みた。労働の分野では、物質の生産という意味は薄らぎ、サービスの重要性が高まり、労働時間は余暇を有効に利用できる程度に短く、労働と趣味の区別がなくなる。教育の分野では、価値観のおしつけを拒否する開かれた自由な社会、放任社会、成熟社会のメンバーになるために、「自由のための厳しさ」を養う教育が要求される。彼は、1) 6歳までの情愛のこもった家庭における放任的な早期教育、2) 11~12歳までの意思力の訓練に力点を置いた教育、3) 18歳までの、ある種の厳しさと責任を身につけさせる教育、4) 大学における放任社会への導入教育——を提案している。なお高等教育はエリート大学とマスプロ大学の二本立てを構想し、後者は生涯教育へ連続されるとする」（黒岡千佳子氏稿）。

なお、成熟社会日本については次の書に多くの示唆を与えられた。新田俊三・松原聰『成熟社会・日本』21世紀への社会戦略』（東京書籍、1992年）。

ますます拡大してしまうことは明らかだ。こうなつてはやはり社会的公正に反するわけで、倫理的にも認めることはできない。また、こうした傾向は「成熟化社会」とは逆の方向に進むことでもある。そこで一定の自由の制限——「制度化」とはこのことを意味する——は「成熟化社会」に至るための、「適格主義」をのりこえるための必要条件（必要悪的な手段）であると考えたい。

次に、そうはいつても、価値観の多様化、自由化の傾向はとどめることはできない。これを無視して、一方的な「規制」「制度化」などを考えてみても全く無駄というべきであ。顧みれば、「新人類」という言葉が出現した70年代後半あたりからこの価値観の多様化傾向は著しいが、とりわけ、近年の社会主義国家の崩壊以来、青年だけでなく大人の世界でもこの傾向は強くなつた。世代の「断絶」論ではとうてい埋めることのできない亀裂が色々なところに噴出しているのだ。

消費の場面でいえば、ファッショングの目まぐるしい程の多様な変転を無視できない時代なのである。生産の場でも、アフター・フォーディズムの現代は一度に数十種類もの商品が生産されているのである。必ずしも少量ではなくても多品種生産はいまや常識化している。問題はあるにしても、パート、フリーターの激増（因みにパート労働者は、今日「連合」に組織されている800万人とほぼ同数であるという）の傾向も価値の多様化・自

由化の傾向と無関係ではない。

以上の現状を勘案すると、後論する高校の「特色づくり」と入試の「多様化」を主軸とする最近の文部省の教育改革案も一定の意味をもつことが了解できる。この傾向を無視した改革案は効果を奏しないのである。

課題は社会的公正との「兼ね合い」である。したがつて、私の改革構想を端的にいえば、社会的公正と価値の多様化の調和ということになる。

2. 学校間格差の現状

高校進学率が96%に至つたという事実は、後期中等教育段階までがほぼ義務化したということである。戦後直後の高校改革の時点からは想像もつかない状況である。したがつて、諸々の問題が生ずることも無理もない。たしかに、教育をうける「権利」という観点からいえば、中等教育段階にまで、その権利が保障されたという事実は評価されるべきであろう。しかし、高校人口の増大と進学率の上昇は経済的・文化的・国民的コンセンサスのもとの徐々に進んできたのではなく、高度経済成長を背景に急激に増加・上昇したのであつた。もちろん、戦後わずかの時日で戦争の廃墟から立ち直り、それどころか経済大国にのしあがつたことは誇つてもよいであろう。この経済発展のために教育、とりわけ高校教育の普及化は大きく貢献したことはまちがいない。これもまた評価さ

注3) 臨教審は、高度経済成長に伴なつて出現しつつあつた市民社会の一定の成熟化傾向に注目し、その進展を予想しつつ、戦後教育の「画一化」を批判し、それに対して「自由」を宣揚したことは注目すべきである。従来、「学習」は、教え育てる謂の「教育」を批判する概念と解され用いられてきた。ところが、臨教審は「教育」という語を用いることを意識的に改めて、「生涯学習社会への移行」を謳いつつ、「教育」の批判概念である筈の「学習」を国の教育政策の中核に取り込んだのであった。

しかし、臨教審答申が国家の政策に組み込まれたもう一つの意図も見逃がされてはならない。それは「教育臨調」としての側面である。新自由主義経済政策に伴う国家再編の一環である「教育臨調」は、国家が教育の責任主体から一定程度の「離脱」を必須とした。つまり、国家は「過剰な」(?) 公的義務から解放されたいという要求をもち、一部を「民間」の「活力」に託したわけである。「国鉄」をJRに、「電々公社」をNTTに転換したことと軌を一にして、学習者の学ぶ「意欲」や民間の「教育産業」を、「活力」にしようと意図したのであった。そのためには「競争」の導入も当然視された。ここからは、タテマエとしては学習者の「自由」は尊重されてもホンネでは、自ら勉強しよう、学ぼうという意欲のある人々の「自由」に限定され、そうでない人々は様々な学習の機会から切り捨てられる結果に至るという事実にも注目すべきである。この際、切り捨ての対象になるのは総じて社会的に「弱者」と見なされてきた人々である。したがつて、こうした人々に対する特別な配慮、保障が同時併行的に実施されなければ「自由化」「個性化」への一大転換は結果として格差の拡大・深化に至り、著しく社会的公正を欠く社会に墮するであろう。これはまた成熟化とは逆行する事象である。

れるべきと考える。

しかし、その反面で多くの問題を教育に投げかけたことも忘れてはならない。最大のものは学校間の「格差」であり、中教審の委員さえもこれを教育の最大の「病理」と断言してはばかりない。あらためていうまでもなく、準義務化になるということは、学力の差、個性の差に無関係に、現在の小・中学校のように、ほぼ全ての人々が高校に進学することである。小中校の場合には、「校区」が決められているために（「公立」だけではあるが）、ほぼ近辺の人々の格差のバラツキがその学校の生徒のバラツキになるわけである。できる子もいれば、できない子も、金持の子も、貧乏人の子もただ近辺の住人という理由で通学するのである。高校も戦後しばらくの間はこれが普通の姿だと考えられた。つまり、高校の学区が制定され、一地区一校の小学区制が原則であった。もちろん、義務制をめざすものではなかったが、望む者は全て近くの高校へ進学する——そして行く末には（経済が回復して設備が拡充された段階では）入試もやめて「全入」を実現するというのが理念であった。入試は、志望者に対して容れものが小さいために止むをえずとられる「手段」であると考えられたのである。この段階では「適格者主義」による入試選抜ではなく、あくまで希望者全員の理念実現の暫定的な手立てであつたことも進学率96%に至った今日改めて想起されてよいのではないか。

入試の件はともかくとして、学区の面では次第に小学区は崩れていった。原因は地方、地域によつて状況は一律ではないが、私見によれば、直接的には「選択の自由」という理由とこれに関連しての「適格者主義」であった。「選択の自由」については後論したいが、とにかく学区が拡大されたため、学校間にもともとあつた「格差」が拡大され、「選抜」が学力（試験）のみによって行われたため、ますます格差が拡大する事態を生じた。大別すれば、頂点に進学校、底辺にはいわゆる

「困難校」が位置づけられる序列化を生んだ。つまり、小・中校では、拡散・分散される学力差のある生徒たちが、高校では、一つの極（学校）に学力の高い生徒が集中し、他の極（学校）に学力の低い者が集中するという傾向が進行し拡大したのである。いわゆる偏差値体制が進行するにつれてこの序列化は固定化していったこともまた周知のところである。この是正を求める運動側の要求にもかかわらず、学区は拡大の一途をたどり、文部省もすでに触れた戦後の理念はどこかに捨ててしまい早々に「適格者主義」へ逆行し、多くの地方行政もこれにならつた（因みに、神奈川でも公立高校の進学率を一定に想定して政策を立案する「計画進学率」というかたちでこの「適格者主義」は如実に表わされている）。そのため「格差」による「病理」は一向に回復のきざしがないのである。

この「病理」が著しく顕在化しているのは「困難校」である。なぜか。まず、普通の意味の「授業」が成り立っていないのである。私は一度は、NHKのテレビ出演の際に事例として放映されたビデオで、それでもう一度は実際に「困難校」に足を運んでその現場を見学させてもらったときにその実情を目のあたりにした。オーバーにいえば、現代日本の教育の「病理」を実見して数日の間、心が重く終日考え込んでしまった経験がある。

もちろん、一端の見聞にすぎないけれども、高校改革の照準はここに定めなくてはならないことを痛感した次第である。少なくともこの「病理」を回復することが改革の重要なポイントであつて、ここを無視する方向での解決策は殆ど意味をもたないことを実感したのである（だから、私は高校改革を少しでも志向し、多少とも論ずるものはまず一度「困難校」を訪れ、その実状を見聞することを声を大にして提唱したいと念う）。「困難校」の見聞記はすでに他の機会に記したので⁴⁾、ここでは私の知人である「困難校」の教師の「困難校」についての簡潔な表現を援用するにとどめる。

注4) 拙稿「『指導困難校』—その現実と解決の方向」（『月刊高校教育』学事出版、1993年10月号）。

「こどもにとつては行きたくない、親にとっては行かせたくない、地域住民にとってはその地にあつてほしくない、そして、教職員にとっては勤務したくない学校」。これが「困難校」である。

他方、偏差値の高い生徒が多く集まり、いわゆるランクの高いと高校はどうか。残念ながら、最近のそうした高校を見学したことはない。以下は岩手や鹿児島へ行った折に、その高校教師たちとの話し合いの中での話題を、私なりにまとめたものである。

まず、教師たちがしきりと生徒たちにエリート意識を駆りたて、なるべくランクの高い大学へ進学する（象徴としての東大）ことだけが人間の価値であるかのような発言（“指導”）をする場合が多いとのことである。たとえば岩手で仄聞した例を記そう。

「人間にはカゴをかつぐ人とカゴにのる人がいる。のる側の人になりたかつたら、勉強することだ」。

以上の発言は明らかに職業に対する差別発言であり、それ自体が問題であろう。しかし、これ程露骨ではなくともこれに類した例は多くの進学校では行われていることは想像に難くない。すでに40年も昔ではあるが、私の高校時代も、地方の進学校であつたためにいまからみれば、教師、生徒とも非進学校を見下したような発言によって受験勉強に駆り立てられていたことを苦い気持で想い返す。とりわけ、その後、行きたくても進学校に進めなかつた人々と親しくつきあう機会があつたが、差別される側の立場からすると、こうした発言がいかに差別的なものであるのかがしみじみ一一といつても進学校出身者の限界においてではあるが——感じさせられた次第である。

世に、「いわれない差別」がある。しかし、「能力」による「差別」は、「いわれある」⁵⁾差別というべきではないだろうか。「公平な」試験によつ

て選別されたのだから致し方ないではないか。口惜しかつたら勉強すりやあいいんだよ！ といわれれば、殆ど返す言葉がないであろう。それ故に、「困難校」の生徒、教師、親（保護者）の無念さは激しいのである。しかも、この学力による「差別化」は、いまでは幼少の頃から始まっているのである。高校に至る頃には、すでに口惜しい！ という気持すらくなっている生徒も多いのではないか。「しらけ」や「あきらめ」を多少とも意識できて、なにかのかたちで反抗する、こうした気力も失われた生徒が多いのではないか。私が見学した「困難校」の高校長との対談でそんな印象さえ与えられた。「困難校」に話が移つてしまつたが、二極に分解させられた生徒たちの感情は相関関係にあるということを指摘したいのである。進学校に話を戻そう。

大都会から離れた地方都市では、地域振興のスローガンとも連動していわゆる「学力向上運動」という名の進学競争が展開されている。鹿児島で聞いた話では、朝7時半から放課後5時過ぎまで、補習が半ば強制的に行われている。授業時間が週50時間（因みに「学習指導要領」の標準は32時間）に達する学校もあるという。しかも、この「補習」は夏休み、冬休み中にも「準正課」として定着、固定化している。

そのため、生徒に自主的な学習や社会活動の時間は殆どなく、平和・人権、環境などについて学ぶ機会も少なく、どうしても、受け身の刹那的な生き方に流れてしまうという。そうであれば、不登校の生徒も多く出てくるのは当然であろう。

他方、教員も持ち時間が30時間近くなり、このほかに担任の仕事や生活指導が加わるのであるから、心身とも疲労が重なつて来るのは当然であろう。

この「学力向上運動」は、行政によつても支援されている場合が多いのである。新聞報道によれ

注5) この「いわれある」という表現は熊沢誠氏から示唆を与えられた。次の書を御参考願いたい。熊沢誠『働き者たち泣き笑顔・現代日本の労働・教育・経済システム』(有斐閣、1993年)、特にIII「戦後民主主義教育の検証・教室から職場へ」。

ば、22府県の教員委員会では進学対策のために補助金を出しているが、そのうちの16府県は特定校を指定して補助金の交付を行い、大学進学率の向上を教育行政として進めているのである（『毎日新聞』1991年5月24日）。行政がこのようなことを進められるということは地域住民の一定の支援があるからであろう。地域の再生（振興）を教育に托するという「遠大な」願望もさることながら学校さえいっていればいわゆる「問題行動」が起らないという素朴な考えをもつ保護者・住民の気持が要因であるといわれる。

教育による地域振興ということ自体は否定されるべきではないが、それが東大またはそれに準ずる大学への進学者数の増大に帰するということはどう考えてもおかしいではないか。仮りに「東大法学部」をでて高級官僚になつても、人権意識を欠いた人間（出世主義に凝り固まつたエリート主義者）が果して、郷里に利益を「還元」するなどということをまじめに考えるだろうか。少し冷静に考えればわかることである。しかし、こうした「幻想」が一定の流れをつくっている事実はやはり冷静にうけとめて今後追究され、対応策をたてる必要があろう。

以上は、大都会から離れた地域の状況であるが、大都会及びその周辺では、受験産業が繁昌しているわけで、これが直接的に受験の側面を分担しているのである。つまり、両者の「分業」、「すみわけ」が成り立っているのである。これはこれでまた大きな問題であろう。

注6) この点については次の章句も参考になろう。傍証として引用する。

「近年、親の所得が銘柄大学への進学に与える影響を強めている傍証データは、これらの大学における私立高校からの合格者が急増していることにも求めることができる。たとえば東京大学における私立高校からの合格割合は、1975年に26%であつたものが以降上昇を続け、80年には35%、90年には46%、92年には52%に達している。同じように、京都大学においても83年の24%から92年の38%にまで上昇している」。「これらの私立高校は、中学、高校の6年制教育を実施しているところが多く、親の所得は平均値に比べ高いであろう。それと同時に、このことは受験競争が近年、低年齢化していることを示す。かつては本人が勉学の必要性を自覚するようになってから勉強を開始しても、大学受験において今のように大きなハンディキャップとはならなかつた。しかし最近では本人の将来に対する希望を意識させしない年齢から、受験競争にさらされている。受験競争の低年齢化自体、社会問題であることに間違いないが、同時に、このことは以前にも増して、大学進学に対する親の影響力が強まっていることを意味する」（石川経夫編『日本の所得と富の分配』（東京大学出版会、1994年）第8章「大学教育と所得分配」（樋口美雄氏稿）258ページ～259ページ）。

注7) 拙稿（4）に引用させて頂いた中野和己氏の調査を参照されたい。

もちろん、以上の二極分化の背景には、経済的、文化的「格差」が存在する。保護者の年収が1,000万以上でないと東大に入れない、とは巷間でしばしばいわれることである。これは、学力差と経済格差が照應していることを象徴的に示している。さらに、保護者の「学歴」を主とする文化的条件も影響することは否定できない。つまり、均一化、中間層化が進んだといわれる戦後日本の社会のなかで、「学力」による分化は、経済、文化的な階層分化とも密接に関係しているのである。⁶⁾前述の「困難校」の生徒においても、親の学校への無関心、離婚、授業料滞納などが目立つている事例が報告されている。⁷⁾

したがつて「学力」だけで、「格差」をみると一面的である。だが学力に限定してみても「病める高校」は、程度の差はあつても、日本全国に蔓延しているといつてもよいのではないだろうか。

3. 文部行政側の対応

第14期中央教育審議会は、文部省の公文書として初めてこの格差が教育の「病理」の原因である事実を認めたことは特筆すべきことである。さらにその原因としては、日本の教育が「効率」と「平等」の二つの目的を同時に追求してきたところにあると分析し、その解決としては「効率」と「平等」の両方を少しずつレベルダウンすることを提唱した。

「効率」のダウンということは、教育効果を下

げることなのか、あるいは経済成長を下げるうことなのか必ずしも明らかでない。恐らく両方の意味であろう。なぜなら、教育の効率と経済成長とは密接に結びついてきたのであるから一方を下げれば他方も下がるわけである。しかし、ともかく私としてはこの点は賛成である。日本の経済大国化は他面でいえば、人権の「小国」化、「赤字」国化を意味するのであることは周知のところである⁸⁾。経済効率を多少は下げるこになつても人権の赤字を少しでも減却することは多くの人々の合意を得ることができるであろう。たとえば、すでに触れた高校問題でいえば、96%の進学率ということは高校が大衆化した謂である。「効率」の点からいえば、生徒を学力差によって、分けた方がバラバラに分散されているよりは、はるかに「教育」の効率が上がるだろう。つまり、小、中校のように、地域の様々な人々が高校にほぼ全員入学すると（小学区、希望者全員入学の場合はこうなる）生徒間にバラツキができてしまい、教師とし

ては非常にやりにくくのは明らかである。現行では、偏差値によって、生徒個々人の能力差を「学校」に配分するのだから、学校の内には余り「差」がなくても、学校「間」に格差ができるのである⁹⁾。したがって、「効率」を下げるということは、学校「間」の格差を縮小し、代わりに学校内の生徒間の「格差」にすること、少くともその方向での改革の提案である。私としては、これは均質の生徒が同一の学校にいる、現状よりも長期的にみれば、ベターであると考える。なぜなら、現実の社会がそうなっているから学校においても、それが自然だと思うのである。中教審の「効率」のダウン（もちろん、それは一定程度にすぎないが）とはこのように解してよいのではないか。

ところが、「平等」のレベルダウンとはどういうことだろうか。これは一定の「不平等」と解すべきではないか。中教審で（少くとも中間報告で）主導的役割を果したといわれる西尾幹二氏が自書で触れている「複線系私案」¹⁰⁾が私の推測の根拠で

注8) この点の詳細については拙著『グラムシと現代日本の教育』（社会評論社、1991年）第II部第5章「現代の人権と教育－共生・共育の社会を求めて」を参看願いたい。

注9) 次ぎのようにはいえるのではないか。

生徒を学力の差によって分けてグルーピングした方が、様々な生徒が拡散され、「学力」にバラツキがある状態よりも“教育”の「効率」が上がるという主張は一定の説得性がある。とりわけ、大学進学率が上昇し、高校が中等教育の完成期というよりも、ポスト高校の過渡期という性格が強くなつてからは上記の主張は一層多くの人々に受け入れられるとこととなつたことは否めない。例えば、大学進学という目的のためには能力別にクラス（コース）編成をした方が「効率」がよいという謂である。したがって、この場合は教育というよりも、大学の進学に必要な「学力」の養成に限つての「効率」であることを断つておきたい。この学力は教育ではないという人も多くいることは私も認めないわけではない。

以上の限定を前提として「効率」の側面をいえば、学校の内部の生徒の多様性（とくに学力のバラツキ）を学校間・格差に転ずることによって、「効率」を挙げてきたとみることができよう。さらに、推測を加えれば、産業が要求する種々様々な「人材」をこの学校間・格差、その多様化を通してそれなりに供給してきたのであつた。この意味で、経済成長つまり、経済の効率と「教育」の効率とはほぼ一致していたといえるのではないだろうか。

たしかに、教育運動の側は如上の状況を「差別選別体制」と位置づけ「高校三原則」の実現をというスローガンの下に批判してきた。だが、一部の地域では現在に至るも根強い抵抗が持続しているものの大勢としては「学区制」は拡大し、「総合選抜」の実施地域は減少しつつあるのが実情である。もちろん、産業界、財界の意向を反映した政権が長期にわたつて続き、文部行政もその要求に応じて教育固有の論理よりも経済の論理、企業の要請を優先させてきたこの国の特有な事情も勘案する必要もある。また、多くの社会主义国家の崩壊は、革新運動の低迷に影響し加速したに違いない。しかし、その底流には70年代半ばに就業人口の半分を第三次産業が占めるという産業構造の変化に基因する多様化、総じてポストモダンの人がトレンドが存在することは間違いない。教育運動の側にもこの潮流が勘考した上で有効な対案が提起できたとはいはず、「高校三原則」のスローガンを専ら掲げ続けてきたという歴史的事情も認めざるを得ないのである。

これに加えて、教育運動の母体である教員についてみれば、「豊かさ」のなかで、現状維持の保守化の傾向が強まり、スローガンとしては「三原則」を呼びつつも、自分の子どもに関しては偏差値、受験体制のなかで「差別化」競争に巻き込まれざるを得ないという矛盾の中にいる教員も多いという事情も勘案する必要がある。

注10) 西尾幹二『日本の教育 智恵と矛盾』（中央公論社、1985年）35～40ページ。

ある。つまり、一割のエリートには徹底的に競争をさせる。残りの九割は大衆的学校にして、無競争（無試験、全入）にする。恐らく、大枠としてはヨーロッパ、とりわけドイツの教育制度をモデルにして構想したものと思われる。

この点については、西尾氏は自らその日本における「非実現性」を指摘しているのであるがわれわれとしては慎重に検討する必要があろう。この構想は一概には否定できないと思われる。複線化=反動とは必ずしもいえないのではないか。¹¹⁾

しかし、中教審の最終答申ではこの点は明確には検討されず、むしろ高校のタイプを多様・多種類化し、入試も多種・多様な形態にするという提案になった。これによって、現行の「偏差値」によるタテの一元的序列化を、ヨコあるいはナナメの差つまり差別よりはむしろ「差異化」に転換しようという意図であって、これも一考に値する。

私は、すでに述べたいわゆる「成熟化」社会が大いに進行した時点ではこの施策は「効力」を発揮するものと考える。

しかし、現状では殆どその効果は期待できないのではないか。たとえば、新タイプといわれ、多くの期待をこめて見守っていた、総合選択制高校なども、現状のままでは次第に現代の高校の格差構造のなかに組みこまれつつあるからである¹²⁾（後論参照）。

注目すべきは、「答申」は、学区の縮小などには全く触れていないことである。それどころか、東京都をはじめとして学区は逆に拡大の方向に向っている。学区を改革しようとした意図はなんだろうか。

この点を考える時、先の西尾「私案」が改めて浮上するのである。つまり、「複線型」はいまの日本では公然と提案されれば、恐らく猛然と反発

注11) この点については、森田尚人「公教育の概念と歴史的構造—19世紀イギリスとアメリカにおける学校改革」（『教育学年報』世織書房、1993年）を参照されたい。

注12) 「高校の特色づくり」「入試」の多様化は数次にわたる「高校教育改革推進会議」によって具体化され、文部省、各県の教育委員会によっても、その案が推進されつつあるが、現在の実情に限って私なりの分析を以下に示そう。

実施された「多様化」の方途には様々な方式があるが、ここでは主要な全国的に普及されつつある例として、①推薦制（入試選抜の多様化）と、②コース制（高校の特色化）について考えてみよう。ただし、改革は実施されてからたかだか数年のところが多く、限られたヒアリングや私の研究集会などの現場教師の報告に基づくものであるから、大方の流れしか捉えていないことを予め断つておきたい。

① 推薦制については、とりわけ選抜に際して学力以外の要素が大きく採り入れられるので、偏差値による一元的価値を崩すものとして期待された。実態はどうか。推薦の「基準」を要約すれば、次の三つになる。

(a)、学習の意欲があつて成業の見込みのある者。(b)、スポーツで著しい成績を挙げたり生徒会活動に積極的な者。(c)、ボランティア活動など奉仕活動に積極的な者。

この結果、学力のみに偏らない選抜が可能になったであろうか。まず(a)の「成業の見込みのある者」とは、明らかに「学力」が一定以上でなければならないとの謂である。進学後に「学力」によって「成業の見込み」が立たなくなれば、翌年の推薦枠に影響するから、中学校側はやはり当該の高校に値する「学力」の生徒を推薦することになる。さらに(b)(c)の「規準」の判定はなかなか難しく、担当教員の主觀の要素が大きい。そのため推薦組と非推薦組との間に、また担当教員に対する生徒・父母の疑念・不信が巻き起っているという。無理もないところである。また、推薦に伴う教員の仕事も急増し、「これならむしろ、従来の学力試験一本の方がましである」というホンネもしばしば、ヒアリングでは聞かれた。

要するに、多面的な評価による選抜という理念とは程遠く、現状では、それぞれの高校にとって適した生徒を確保するための「早期選抜」になっているのが実態である。その反面、推薦以外の一般枠も狭められ、学力試験もそれだけ厳しいものにならざるをえないことも付け加えたい。

② 次にコース制についてみよう。ここでは、「高校の特色づくり」の先進県といわれる埼玉県のコース制についての調査報告を参考にさせていただく。

埼玉はすでに37の専門コースを設置している。この数は神奈川の3倍であり、全国的にも「特色づくり」が進んだ県である。詳細な数値の比較は私たちの共同研究（後記）を参看して頂くことにして結論部分のみを述べれば、専門コース（情報、国際文化、美術工芸、国際観光ビジネス、日本文化、体育ectのコース）は、中学生を十分に引き付けるに足りる「魅力」を持っていないのである。むしろ、進学校（普通科）の人気が圧倒的に大きいということである。

しかも、埼玉は推薦制、傾斜配点の導入、拡大学区など、「特色ある選抜」を可能にする条件が整った県といわれる。それ

されるだろうことは必定である。

そこで、「選択の自由」ということによって、学区を拡大する。つまり、一般的にいえば、「自由化」を盛んに進めることによって、実質上の複線系化をすすめようとしていくのではないか。西尾氏が説くようなパーセンテージは定かでないが、上位何割かの有名大学進学者のための、つまりエリートのための高校と、それ以外のノン・エリートのための多くの高校との実質的差別化である。その底辺に「困難校」が位置付けられる。そして、「自由化」をどんどん促進して、分極化を加速的に推進させる。私学への対抗のための施策というタテマエは一般的に説得性をもつであろうし、また、伝統校へのノスタルジアを感じているエリート校出身者（彼らは概して、行政の然るべき地位にいるのであるから“声”は当然に大きくなる）の積極的支持もある。そして、その配分は

「公正」な「試験」によるわけだから、とくに反論はできないのである。この方策によれば、遠からず行きつくところは実質としての「複線」化であろう。戦後教育の「タブー」であった「複線型」の実質的実現こそ、「改革」のねらい、というより結果として行きつくところではないか。このように私には思われてならない。¹³⁾私はこれを一概に否定できないと思うのは、説得性のある「能力」（学力）論がこれまで提起できていなかつたことにあると思う。つまり、人間の能力に差がある以上、エリートとノンエリートに分かれたのは致し方ない、というより「自然」ではないか、という主張にどう反論できるか、ということである（「いわれある」差別の句を想い出して頂きたい）。

すでに触れたところだが、たとえば、小学区制にして、希望者全入になった場合、その学校では全てを同じく授業することは不可能である。また、

にもかかわらず、「専門コース」は、受験生の希望の焦点とはならなかつたのである。

次の結論を参考されたい。

「倍率を見るかぎり、専門コースとして『特色をもつ学校』よりも、『進学校』として『特色をもつ学校』に希望が集中していることは否定できない。制度改革の途上にある埼玉県の入選方式全体の是非について結論を出すことは、現段階では差し控えるべきであろう。しかし、『特色づくり』が学校間格差の是正に無力であり、『特色』の名のもとに格差を固定してしまう可能性を、多分に持っているとの指摘をすることは、許されるのではなかろうか（『高校教育改革の方向と課題』神奈川県教育文化研究所1994年－第2章第2節〈本間正吾氏稿〉）。

以上の考察に鑑みる限り、折角の中教審処方箋も薬効の甲斐なしといえそうである。それでは廃止するべきか。それは偏差値による一元化への逆戻りを意味する。それは認めることはできない。それではどうすべきか。この点について私見を述べよう。

まず、①の推薦制の理念は決して悪くないと考える。現行はこの理念通りにやつていないことが問題であって、推薦制そのものは尊重されるべきである。たとえば、純粹に生徒の志望を考慮することにして、志望者が推薦枠を越えた場合にはクジ引きにすることなども考えられる。たとえ、「成績の見込み」が少ない者でも熱意のある場合には「習熟度」クラスなどをつくって保障教育を行えばよいではないか。障害者をはじめ社会的経験のある者、あるいは当該校の近辺居住の者ないし外国籍の者を優先させるとか、推薦でしか採れないケースを各校で工夫すれば、多様な生徒が入学することになろう。推薦制の意義・理念にそつた方向へ転換することを強調したい。

②のコース制は、やはり根本的難点をはらんでいる。ある時期に生徒の好みに合いそうなコースをつくってみたところで時流が変われば、人気がなくなり志望者が減り、定員割れを起すことは充分考えられることである。したがって多くの総合選択制高校や総合学科で実施されているように、コースを固定せず、コース間の移動を認め、コース間の連携ないしネットワークによって、時流に応じて対応していくけるような形に変えるべきであろう。

ところで、私はかねてから疑問に思っていることは、必要なのは生徒の「個性化」であつて学校の特色化・個性化ではないのではないか。とすれば、特色ある高校をつくり一定の個性・特色ある生徒を集めると、そこでは個々の生徒の個性化は顯れにくいのではないか。むしろ、様々な個性・タイプの生徒が入学して、交流するなかでこそ生徒の個性化が実現するのではないかだろうか。

注13) 諏訪哲二氏も文部省が「平等主義からの離脱」を意図していることを次の論文で示唆されている。肯定に中ると思われる。読者の御参考を期待したい。

「小浜逸郎氏の高校入試改革批判を批判する・戦後公教育は終わったか？」（『プロ教師の教育改革総点検！』『別冊宝島』宝島社、1995年）。

大学進学のことも勘案しなくてはならないだろう。そこで、現実的解決としては、学内に習熟度別クラスやコース制を設定して、生徒の進路、学力によって生徒を分類する必要が生ずるであろう。そうでなければ「授業」が成り立たないだろう。小学区制なり、総合選抜制によって学校間格差を是正しようとする者よ、この点の用意、覚悟はありや否や！ と中教審答申は問うているように思えてならない。これに答えられないのなら、中教審の「案」しかないではないか、口惜しかつたら対案を示してみよといつているのではないか。

以上が私の捉えた中教審答申（それに対応する行政側の対応）のアウトラインである。

4. われわれの改革構想

中教審答申から私なりに読みとった「反問」に私なりの回答を以下述べてみたい。私の回答のキーワードは、すでに指摘したところであるが、(1)社会的公正と(2)価値の多様化であり、(3)その「調和」、二つの「兼ね合い」である。順次述べていく。

まず、(1)の面から考えてみよう。すでに考察したように、「格差」が「病因」であり、それによって著しい社会的公正を欠いているとすれば、回答=改革はその是正の方向で考えるべきである。

(1) 社会的公正

まず、小学区制の実施が考えられる。この制度が原則的に維持されている地域、私が実際に訪れたところ、山梨、岡山などでは学校間の格差が小さい。こうしたところでは、小学区制をさらにすすめて、中学・高校間の隔壁（入試選抜）を取払って、一貫した中等教育をつくり出す段階に至っている。冒頭部分で指摘した進学率96%の数値は一般的にはすでにこの段階に至っているのである。まず、中学・高校の教員が日常的に話し合い、実質的な六年制中等学校を創りだすべきではない

か。大学進学を希望する者もいるし、また、基礎学力の未習得の生徒もいるであろう。そのためには、科目によっては習熟度別のクラス、コースをつくるのもやむをえない。基礎学力の足りない生徒は、ある科目については、中学、場合によっては小学校まで戻して学習しなおすという仕組みも考えられてよい。但しコース別や習熟度別のクラス分けも、できるだけ生徒本人の希望を生かし、固定化しないようにすべきである。しかし、肝要なことは、人間にはそれぞれの能力の差があり、いつかはそれによって職業を選びそれに就かなくてはこの社会が成り立たないし、また個人個人も生きていけないのである。しかも、差異はあっても決して、それは「差別」ではないのだ、ということを小さい頃から、きちんと教えること、しかも、学校知としてだけでなく、地域社会の実際の「仕事」に即して教えることが必須である。現在の日本の状況では相当困難であるが、このような知的・道徳的訓練が絶対に必要である。学力によって、たとえば、いわゆる「三K」的職業に就いても、その仕事自体は社会的に非常に大切な仕事であることを教えること。これが、根本である。そのほか、ここで細い点は示すことはできないが大枠をいえば、共生、共存、共遊の社会の創造のために、とりわけ、「人権」教育、職業教育が必修になつていなくてはならない。要するに、「学力」が低くとも、人間的価値の点では全くちがいではなく、いわゆる学力の高い人々に対して、“胸を張って”生きれるような、エリートに使われるのではなく、実質的にエリートをエリートたらしめるように規制していくようなノンエリートの自立と連帶の教育が中心になるべきである。ややユートピア的ではあっても、実質の「成熟」社会へと向うためには、このようにノンエリートの自立を教育の中核にするほか手立てがなく、そのため小中・高一貫を実質的に実現できる小学区制に大いに期待したいのである。¹⁴⁾

注14) この点については、前掲注5) の熊沢誠氏の「ノンエリートの自立」の提言は示唆的である。

次に、選抜が必要な場合もある。その場合には「格差」の是正にもつとも有効な方式は、複数の高校が連携して総合的に入試を実施して、生徒を点数に従つて割り振る「総合選抜制」である。もちろん、実施の際には交通の便はもちろん、生徒の志望なども一定程度は考慮する必要がある。

私はこの実状の見学のために、大分市の一都と別府市の各校を回つてみた。丁度、この方式に対して「選択の自由」を理由に反対論がでて、県議会で討議される直前の時期のためもあって、とりわけ別府の各校の教員は熱気をもつて「総合選抜」のよさを語ってくれた。周知のように、別府の三つの普通高校がこの選抜方式を実施している。旧制中学のA校、旧高女のB校そして新設のC校の三校である。やはり、伝統のあるA校への志望が多く（子ども自身よりもA校出身の親たちの影響が多いことである）、そこを志望しながら、B校やC校に振りわけられた生徒、とりわけその保護者には不満が多いようである。しかし、C校の教師によれば、それも余り数は多くなく、いつたん入学すると次第に、あきらめ（？）卒業時には「総合選抜」のよさに気づく生徒も多いと語ってくれたことが印象深い。

またB校の生徒も同様であり、会見した母親の息子がそこの卒業生で、いかによい教育をうけたかを同席した教師同様に熱っぽく語ってくれた。

「よさ」というのは、やはり各校間にそれ程大きな格差が存在しないことが主であり、そのほか理由はよくわからなかつたが、中学時代に中程度の成績の生徒が非常に活発性を發揮し、級をリードしていくということをC校の教師が協調したことが記憶に残つている。

さらに私は、大分市内に行き、市内ではもつとも中心から外れた地域の高校へも行ってみた。三人の教師が応対してくれたが、ここでも殆ど同様の意見であった。ただ、学力の上位20%が志望を優先できるように「選抜」方式が変つたので、それ以降、この学校は地域の生徒が圧倒的に多くなり、ほぼ小学区制に近い状況とのことで、「地域」に根ざした学校の良さを三人の教師が代る代る語ってくれた。因みにここの高校は、総合選抜実施当時、余りに機械的にやり過ぎたせいか、通学に二時間近くもかかる生徒がでて（振り割りのため）、裁判問題になつたことで有名であるが、その後、和解が成立したことである。また、「判決」も、この程度の「自由の制限」は許容範囲ということが主旨であった。

以上、機械的な振り分けは、問題であるが、「総選」方式は概してうまくいっているのではないだろうか。機会があれば、もっと色々な地域を回つて確認したいと思う。¹⁵⁾

「小学区制」と「総選」の若干の事例を述べた

注15) 大分県の状況については次の拙稿を参考頂きたい。「成熟化社会への教育改革一大分県の状況を手がかりにー」（『月刊高校教育』1994年10月号）。因みに、総合（合同）選抜については、大分の状況を勘案して次のように記したことがあるので参考して頂きたい。

このたび、N H K大分放送局のテレビ番組「大詰め・高校入試改革・合選はか非か」（2月20日放映）に、上越教育大の新井郁男教授とともにゲストとして白熱した討論に参加できたことは、高校問題の研究のために大変勉強になった。関係者に感謝したい。時間の制約で言い足りなかつた点を含めて私の考えを改めて記したいと思う。

学校間の格差こそ現代日本の教育の最大の「病理」である。これは第14期中央教育審議会の委員であつた西尾幹二氏が繰り返し明言されてきた章句である。私もこの点については全く同意見である。

この病理の治療のためには、学区を縮小し、選抜が必要な場合には総合選抜（大分では「合選」と呼ばれている）が最も有効であることを私はつとに主張してきた。

ところが、大分県では今回の「大綱化」によって「合選」を廃止し、学区を拡大しようとしている。格差の是正に逆行するもので、大きな驚きである。論点は次の3点である。1は学校選択の自由、2は特色ある学校づくり、そして3は学力の問題である。

1 学校選択の自由は「合選」ないし「学区」縮小の反対理由としてはしばしば主張されるが、この場合の「自由」とは志望・受験の自由であつて入学の自由ではない。いわゆるよい学校には当然に多くの者が志望・選択する。だが、定員がある以上、選抜を行わなくてはならない。この場合、入試に特色を持たせて、例えば定員半分は無条件で地元の生徒を入学させ

のであるが「格差」の是正という点からみて非常に有効なことはいうまでもない。可能なところでは、直ちに始めてもらいたいと思う。また維持されている地域では引き続き実施されることを強く希望したい。

ただし、総合選抜方式は、職業高校は除外されている。この点をどう改革するか。

さらに、「選択の自由」がないという批判にどのように応えたらよいかという問題が残る。つまり、すでに述べた改革のポイント、キーワードでいえば、価値の多様化への配慮である。この傾向が、高校教育に、とりわけ、中退などにどのように影響を及ぼしているかについてはやや詳しく述べたことがあるのでその拙稿を参考して頂きたい。¹⁶⁾

るなどという方法が採られるならば話は別であるが、学区拡大の目的からはこうしたことは考えられない。志願者が多い学校ほど公平さを保つためには学力を主とする選抜しかありえないだろう。そうであれば、定員内に入る者、つまり入学の自由を享受できるものは学力の高い一部の生徒に限られ、それ以外の大多数は浪人するか、不本意な学校を選択するしかない。拡大した学区で単独選抜を行っているところでは学校の数だけの序列が生じていることは全国共通の事象である。しかも、その底辺部に位置づけられた「指導困難校」の“惨状”は一度でも訪れてみれば一目りよう然である。そして中退者、不登校、長欠者の多くがここに集中する事実も常識に属する。

2 入試を多様化し特色ある学校づくりによって序列化は防げると教育行政の責任者は強調された。「特色」の内実が明らかにされなかつたが、偏差値による一元化を打破するだけの魅力（特色）ある学校づくりの例としては、埼玉県立の伊奈学園総合高校が思い浮かぶ。新タイプの多様な選択制高校の成功したモデルとして喧伝されているが、全県一区の学校でありその「特色」も「格差」構造のなかに組み込まれつつあるのではないか。

既設の高校の範囲で特色を出そうということであれば、合選を廃止しなくとも各校の教職員、生徒の努力で十分実現できるのではないか。その際に、近辺の職業学校（科）、定通制も含めての単位互換、また地域社会の実務やボランティアなどの社会体験も単位に組み込む工夫をすれば、選択も拡大され、多様な生徒の要求に対応できるであろう。この面の「企業努力」をぜひ現場教師に期待したい。この学校間連携の場合、格差が少ないほど円滑に行えることはいうまでもない。

なお、大分の中退、不登校が少ないことを参加者が異口同音にいわれたが、これまた格差が緩やかなことと無関係ではない。合選だけがその要因ではないにしても、格差是正のためにむしろ合選の実施地域を広げるべきではないか。

3 学力の問題は多面的に論ずる必要があるが、大学進学に限定して考えたい。地理的、経済的条件にもよるが、一般的には高校間の格差が是正されている場合は進学率が上がる。進学率に影響を及ぼすのは学力の平均層の生徒である。学校間格差が少ないとこの層が増えるのである。この点で大分県が九州一の実績を挙げているのは格差が緩いことの表れであろう。

しかし、超一流といわれる大学への進学率はむしろ学区を広げ単独選抜にしてエリート校をつくった方が“効果”が挙がるようである。この大学をどの範囲にするかにもよるが、それら大学の入学者は他の大学進学者からいつても、ましてや高校生全体と比すれば極めて少ない割合でしかない。このわずかの者のために、しかもその可能性のために、格差是正による多くの教育的効用を犠牲にする「改革」は果して教育改革の名に値するであろうか。

白紙撤回の署名が60万近く集められた事実は、県民の中に大きな不安のある証拠であろう。子どもの未来にかかる教育改革には拙速は禁物である。行きがかりやメントにこだわらず、じっくり議論して合意形成に県民の知恵を結集して頂きたい。私としては格差のないことが大分の高校の特色となるよう切望したい。（「大分合同新聞」2月29日）

因みに、西宮市の総合選抜に長年関わってきた白井弘一氏は、「個性化」「特色づくり」という改革のメガトレンドに対して次のように批判する。

「一言でいえば、ここで言う『個性』『特色』とは高校の生徒集めにあたっての『売り』である。『看板』であり『コマーシャル』である。公立高校も『売り』をもっと出せということだ。特色を持って悪いとは言わない。しかし、それが結局、何に収斂していくのか。大学合格実績のための特訓合宿？ 部活動での遠方からの人集め？ モリハナ工の制服？ ピカピカのティーン雑誌のような学校案内パンフ？」。

以上のような批判の下に、白井氏は総合選抜校の『売り』を「地域密着、地元をだいじにするぞ」ということであると明言する。同時に「『格差』がない」ということもつけ加えたい。さらに、「個性」「特色」がない、という批判に対して白井氏は次のように反論する。

「いまほんとうに必要なことは、高校という見えないものの多様化なのではなく、高校生という目に見える一人ひとりの人間の個性尊重なのである。」

以上は今年1月の全国教研での白井氏の報告「西宮から提起—総合選抜制度を守ろう、広めよう」（西宮市、鳴尾南中学校）からの私なりの要約と抜粋である。なお、同県の交渉の席上で、高校教育課長は「西宮では総合選抜制度が定着しているとの認識」を明言したことである。大きな成果であろう。

注16) 拙稿「高校中退問題と生涯学習－単位制高校の可能性を探る－」（神奈川県教育文化研究所『所報』1992年）。

ここでは、すでにみた、社会的公正、「格差」是正のための方途である「小学区制」及び、「総選」を勘案しつつとりわけ青年の価値の多様化に対応する方策を以下に探つてみよう。

(2) 価値の多様化

本項を始めるにあたつて、かつての拙稿の一端を御笑覧頂きたい。

「小春日和の一日、埼玉県立伊奈学園総合高校の公開授業を見学した。陽光の差し込む広々とした教室で33人の生徒が日本史の授業に取り組んでいた。教師のコーディネートの下に、三人の生徒がレジメに従つて順次レポートするという授業展開であった。時間の配分を誤り最後の生徒の報告は次回送りというハプニングもかえつて自然ではほえましかつた。質問、教師のコメント、総括も淡々と続き日常の授業の一こまであることが実感できた」(『朝日新聞』1993.12.8、夕刊)。

文中にみるように、これは一昨年(1993年)11月伊奈学園を見学したときの公開授業の感想であるが、同学園は総合選択制高校としてつとに有名である。私は価値観の多様化に対応するにはこの選択制を主とするタイプの学校が極めて有効であると考えている。

ところで、この総合制高校の「総合制」という意味は、欧米では「アカデミックな普通教育課程と職業教育課程との総合と社会的な総合(ヨーロッパでは、社会階層の統合、アメリカでは、人種統合)の二つの統合を意味していた」というが、わが国では、もっぱら前者の統合のみが強調されて、戦後しばらくの間、一部の地域で実現してきた。

しかし、総合制はとくに、職業教育において金がかかりすぎるという批判は当初からあつたが、

60年代後半から70年代にかけての普通科志向の生徒の急増などにより、殆どが普通科と職業科へと分離していった事情により、総合制は急速に崩れていった。

以上の伊奈学園のようなタイプはむしろこの戦後の「理念」とされた総合制高校ではなく、70年代後半のいわゆる「新タイプ」といわれる一連の高校として、いわば教育「自由化」の流れから¹⁸⁾1984年に出現したものである。

詳しい内容については別稿を参照して頂くことにして、要目を以下に記そう。

①三校規模(92年現在、生徒数3,300余名、非常勤を含めての教職員221名)が一つの「普通科総合選択制高校」として発足したこと。

②164という多数の可能な限り多様な選択講座(科目を細分化したもの)を用意して生徒の幅広い要求に応えようとしていること。

③年間1万8,000人を超える見学者があり、そのうち5,000人は中学生で、しかも夏休み中に、学内の説明会や体験入学にも参加している者が多く、8割以上の生徒が入学後のコース(「学系」といわれる)を決めており、とりわけ注目すべきは、志望の動機が「偏差値」によるものは一割にも満たないということ。

以上、要目のみであるが、わが国の「偏差値」体制のなかにユニークな高校があること——前述の「授業シーン」も勘考してみれば一層如実に一一が了解できるであろう。つまり、「価値の多様化」に対する一つの有効な対応になっているといえそうである。

ただし、種々の課題のなかで、最大の問題点は、学区制がなく、地域との関連が薄いこと、またそのため、現状のままでは、進学校になりつつあり、すでに繰り返し指摘してきた「格差」の是正

注17) 牧昌見ほか『高校教育改革の成果と課題に関する調査研究』(1993年) 29ページ(金子忠央氏稿)。

注18) このタイプの一例として私が見学した次の例も参照して頂きたい。拙稿「個性化と共同化の調和を求めて—弥栄東・西高校創立十年の成果と課題」(『月刊高校教育』94年7月号)。

注19) 拙稿「総合選択制高校の現状と課題」(『季刊教育法』1993) 1993年冬号、及び拙稿「成熟化社会の高校改革—「総合制」「総合選択制」「総合学科」から地域総合選択制高校へー」(『季刊教育法』1995) 102号。

に対して有効性をもたないことが懸念される。要言すれば、「多様化」には応え得ても、「格差」は正には応え得ないのでないのではないかと思われる。この「調和」、「兼ね合い」をどうするか。これが次の論点になる。

(3) 社会的公正と価値の多様化の調和

現行のこのタイプの高校は、序列化の中では、中堅に位置しつつ、パイロット的役割を担わされ、「多様化」の点ではそれなりの成果を挙げていると思われる。しかし、これを固定化させてしまうと、折角の「成果」も偏差値体制の「序列化」構造の中に組み込まれてしまうことは必定である。

これを防ぐためには、全国各地域にどんどん同様の高校を創設することが必要である。しかし、それには、ハード、ソフトの面で相当の資金が必要であるし、大規模校は教育的にみて必ずしもベターとはいえない。

そこで、私は数校の独立校によるネットワーク化を提唱したいのである。すでにみたように、「総合選抜」方式も全て「普通高校」間であって職業高校は除外されているのである。このネットワーキングのなかには職業高校との連携はもちろん、すでに単位制高校で実現されている企業・ボランティア活動などの実務・体験の単位への組み込み、さらには社会教育講座との連接なども積極的に求められてよいであろう。

以上の構想は、神奈川県の一部²⁰⁾や大阪府の一部²¹⁾すでに具体的に「答申」が作成され、またはコンセプトづくりが進んでいるのである。高校の教員の意識の転換をはじめ解決されるべき困難が多くあるが、現時点では、このコンセプト以外に現代の教育の「病理」の集約点としての「高校問題」の解決はあり得ないと考えている。これはまた、ある意味で、戦後高校教育の理念であった地域総合制高校の現代の高度情報化社会における発

展的型態ではないだろうか。地域総合高校が「病理」の回復として、新しく蘇ることを期待したいと思う。

付記

本稿は同人誌的研究誌に発表した拙稿「高校制度改革試論－社会的公正と価値の多様化の調和－（神奈川大学心理・教育研究論集第12号、1994年）」に修正を施し、その後の状況の変化を勘案しつつ、詳細な注を付したものである。なお本文中に触れられなかった「総合学科」については次の拙稿を参看願いたい。

- 1) 「総合学科における『産業社会と人間』の実践——筑波大学附属坂戸高校の現状と将来展望——（『月刊高校改革』'94年11月号）。
- 2) 「バイオ教育の発展と総合学科——島根県益田産業高校の現状と未来——（『月刊高校教育』'95年3月号）。

(黒沢惟昭)

注20) 報告書「新しい時代に対応する横須賀市立高等学校のあり方について」(横須賀市後期中等教育検討協議会、平成6年3月)。

注21) 高槻市では高校・中学教員の連携によってこの学校間連携によるネットワークづくりが検討されている。

IV. 高校学科間格差固定化の“病理”

—進学率96%のなかの分限意識—

1. はじめに

文部省『学校基本調査』によると1994年4月の高校進学率は、通信制課程を含めて96.5%（除くと95.7%）だ。高校志願率は96.6%（高校本科志願率95.6%）だから、ほぼ全員希望通り進学できている。もちろん非進学者の問題もある。就職率（進学就職者を含む）は1.7%で、その他は専修学校等入学率1.2%、無業者率0.8%である。中卒就職者の絶対数が激減するなか、産業界からの中卒求人倍率が依然高いという現実もある〔1992年3月卒対象で4.5倍、内訳は求人数9万人、求職者2万3000人¹⁾〕。しかし、伝統芸能のような特殊技能職以外、もう求人して欲しくないというのが、私の正直な気持ちである〔その理由は高校入試研究委員会報告全体が答えているだろう〕。

非進学者の問題はあるにせよ、高校はほぼ「希望者全入」状態に近い。ところが、高校進学率が高まるなか、高校入試というハードルによって希望高校に、希望学科に入学できない不本意入学者が増加している。その一端は、高い高校中退率にみられる。それは、中退の3大事由が進路変更、学校生活不適応、学業不振で、しかも中退者のなかに大学入学資格試験検定希望者が1.0%もいることからも明らかである。1990年度の高校中退者は12万3529人で、それは在籍者の2.2%に達している。そして定時制で、また専門学科（特に職業科）で多くの中退者が²⁾いる。

高校入試の本質は選別以外の何ものでもない。

高校入試の問題点を指摘して、“15歳の春を泣かすな”とよく言われるが、高校入試を終えた高校での中退の多発と、高校入試前の中学でのいじめおよび不登校の多発には、高校入試が暗い陰を落していることは間違いない。高校入試は中高生に、否、その親にも大きな精神的ストレスをもたらしている。このストレスは、高校入試で15歳の春を泣かなかつた入試成功者にも、大きな精神的傷跡を残しているはずである。高校入試がもたらす精神的“病理”は、一言でいえば、「分限意識」とその蔓延化である。つまり、高校入試を潜り抜けるなかで培われた優劣意識の形成と広がりである。「あいつは頭がいい」とか、「俺は頭が悪い」とかいう言葉を、われわれは日常的に使っているし、耳にする。これなども、分限意識の広がりを示すものである。

日本の高校入試は、①高校進学できる者とできない者をふるい分け、さらに②どの高校のどの学科に進学するかをもふるい分ける。そしてその結果は、その子がもつ将来の職業選択の可能性の第一義的な制約となっている。というのは、以下でみると①②のふるい分けによって、その子が将来就く職業ランク〔ブルーカラー職かホワイトカラー職か〕がほぼ確定されるからである。また日本には、成人を対象とする学校での職業能力教育であるリカレント教育がない。そのため、教育における“敗者復活戦”は事実上存在しない。したがって、高校入試によって選別された最終学歴の可能性の広狭がその子の人生にとって決定的な

注1) 統計数字は出典を明記しないかぎり、教育統計は文部省『学校基本調査』各年版、労働統計は1993（平成5）年版『労働白書』および1994年版『日本の統計』（総理府統計局）によった。

注2) 日本教育新聞『日本の教育年鑑 1993年』45ページ。

影響力をもつ。これこそ分限意識蔓延化の元凶だと、私は考えている。

そうは言つても、職業選択の自由があり、職業の内容と学歴との間に何らかの関連がある以上、ある意味では「分限意識」が生じるのもやむを得ないのでないのではないかという意見があることを、私も承知している。問題は、「敗者復活戦」が事実上ない状態のなかで、高校入試という形で早期に職業選択の可能性を絞りこむことの是非なのである。高校入試が生む高校の学科間格差と、その結果としての高卒就職者の高い初職離職率を知っている私は、「否」と答えたい。分限意識の蔓延化は労働力の社会的配分にもマイナスの影響を及ぼし始めている。

本稿は、高校入試がもたらす高校間格差が大学進学や職業選択の幅を制約していることを明らかにする。そしてこの制約は、1970年代後半以降顕著になる大企業での「正社員の限定」という産業界での「雇用調整」の動きによっていつそう厳しくなり、それが70年代後半以降の受験競争激化の原因の一つだという仮説〔仮の結論〕を引き出す。その上で、高校入試の存在そのものがもはや“病

理”なのだという結論を導く。

本稿での私の結論は、多くの人たちが日頃生活のなかで感じていることと、おそらく同じであろう。だがたとえ同じ結論であつても、資料的裏付けが加わわっていれば、少しあは意味があるのでうと思い、執筆した。

次に、中卒者および高卒者の進学率と就職率の推移から、両者の関連を歴史的にまず概観しておこう。

2. 進学率と就職率との関係

— 経済成長との関連で —

高校入試がもつ意味を歴史的に概観する場合、中卒者とならんで高卒者の進学率と就職率も同時に検討しなければならない。というのは、受験競争の最終ゴールは高校進学ではなく大学進学で、高校入試はその通過点だという風潮が今日できあがつているからである。

図表1は、1955年以降の中高卒者の進学率と就職率(ともに就職進学者を含む)だけでなく、専修学校等〔①中卒者対象の専修学校高等課程、②高卒者対象の専門課程、③学歴無関係の一般課程およ

図表1 進学率、就職率等の推移

(%)

年 次	中 卒				高 卒			
	進学率	就職率	無業者率	専修学校等 入学者率	進学率	就職率	無業者率	専修学校等 入学者率
1955	51.5	42.0	10.4		18.4	47.6	35.2	
1960	57.7	38.6	6.5		17.2	61.3	22.1	
1965	70.6	26.5	6.1		25.4	60.4	15.1	
1970	82.1	16.3	5.0		24.2	58.2	18.5	
1975	91.9	5.9	4.1		34.2	44.6	22.4	
1980	94.2	3.9	0.7	2.5	31.9	42.9	6.4	20.2
1985	94.1	3.7	0.9	2.3	30.5	41.1	5.0	24.7
1990	95.1	2.8	0.9	2.0	30.6	35.2	5.2	29.8
1991	95.4	2.6	0.8	2.8	31.7	34.4	5.0	29.6
1992	95.9	2.3	0.8	1.6	32.7	33.1	4.7	30.2
1993	96.2	2.0	0.8	1.4	34.5	30.5	5.2	30.5
1994	96.5	1.7	0.8	1.2	36.1	27.7	6.4	30.5

注1. 進学率、就職率とも就職進学者を含む。

2. 専修学校等には各種学校、就業訓練所等を含む。

3. 専修学校等入学者率は1980年からしか取れなかつた。それまでは、無業者率に入つてゐると思われる。

び各種学校・公共職業訓練所] 入学者率および無職者率である。なお75年以前は専修学校等の入学者率がとれないため、無業者率が高くなっている(本稿の図表の数字は、浪人など過年度卒業者の動向を含んでいないため、現役の進学率、就職率等を示している)。

では、この表の中高卒者の進学率と就職率との推移を読んでみよう。ここには大きく言って、1970年代初めまでの高度経済成長のなかでの動きと、それ以降の低成長のなかでの別の動きが見いだせる。

朝鮮特需を経て高度成長の足場を固めた55年は、戦後の貧困のなか高校進学率はやつと50%を超えたにすぎず、中卒就職率も40%以上と高い。このことは大学進学率の低さにも現われている。ところが、高度成長が本格的に軌道にのる60年代にはいると、高校進学率も本格的上昇軌道にのる。60年代前半はちょうど第一次ベビーブーム世代が高校進学した時期で、まだ進学率は50%台だが、しかし65年には早くも70%を超える。だが、60年代は中卒就職率も30%前後と依然高く、高卒就職率に至っては60%を超えていた。

中卒就職者が“金のたまご”ともてはやされ、各地から関東、近畿、中部という3大工業地帯に集団就職という形で、労働力を供給した時代であった。その多くは中小企業や個人商店などに就職したが、しかし中卒者でも製造業を中心に大企業に就職できた(高卒者中心だが)。だが今から振り返ってみると、中卒・高卒者の高い就職率は高度経済成長がもたらした慢性的「人手不足」のなせる業だった。その結果、学歴間格差は厳然と存在していたにせよ、初任給は全般的に高騰し、学歴間の賃金格差も縮小していった。また中卒・高卒者でも独立して小さな“企業”を興すことも比較的容易だったため、中卒・高卒就職者でも“夢”が持てた時代であった。

ところが、1970年代にはいると、様相が異なってくる。高校進学率は90%を超え、“高校進学は当然だ”という社会通念ができる。また大学進学率の方も30%を超えた。それは、豊かな社会”が

実現し、しかも成長軌道が高成長から低成長に転換したからであろう。若者にとって、一刻も早く正式に就職しなければならないという動機が弱まった。その上、高卒では良い就職ができない、と。その結果、70年代以降、受験競争はいつそう激化していく(この傾向を加速したのが、大企業での「正社員の限定」だろう。第5項参照)。

70年はまだ高度成長末期で雇用も活況だった。そのため、高卒就職率も6割弱と高い。それは低い高卒無業者率からもいえる。しかし、“豊かな社会”は高校進学率を押し上げ、中卒就職率を急落させる。周知のように60年代は日教組の「高校全入運動」の高揚を阻止する形で文部省の「適格者主義」が通達され、高校入試が“合法化”された時代だった。だから70年代の高校進学率は、高校入試の壁が強固になったにもかかわらず、低所得層の所得向上や高い進学志望に後押しされた各地での高校新設があつて、急上昇したというべきであろう。70年に80%を、そして4年後の74年には早くも90%を突破する。また大学進学率の方も、73年に30%を突破する。この背景には、全日制普通科で遂に、70年に進学率(36.8%)が就職率(35.8%)を上回るなど、強い進学希望がある(浪人を含む無業者率は26.3%と高い。これも進学希望の強さの証拠だろう)。

だが80年代以降をみると、高校進学率は「適格者主義」という壁に阻まれ僅かずつしか上昇していない。その背後には、中卒就職者を確保したいという意図があるのだろう。それでも94年には遂に96.5%にまできた。「高校希望者全入」必至という時代状況である。

ところが目を大学進学率の方に転ずるとわかるように、30%の壁は極めて厳しい。文部省の大学定員抑制策が効いている。その背後には、大卒者=高賃金労働者の採用を限定したいという財界の意向が働いているのは、間違いないだろう。それにもかかわらず、高卒就職率は73年の50.4%を最後に50%を割り込み、以後急落し、94年にはとうとう27.7%にまで落ち込んだ。

この大学定員抑制＝進学率抑制と高卒就職率急落の狭間のなかで、大学進学が適わなかつた者の多くを引き受ける専修学校が76年4月に正式に発足した。だから、専修学校等への入学者率の上昇は、受験競争激化の産物でもある。そして現在の高卒者の進路状況は、大学等進学率3割5分、専修学校等進学率3割、就職率3割弱となつてゐる〔専修学校専門課程を高等教育機関とみなすと、高等教育機関への進学率は5割となる〕。

1970年代後半以降の低成長は、“豊かな社会”

のなかで起こつてゐる。そのため大学受験が激化した。大学進学できる高校とできない高校という高校間格差があるため、高校受験も激化した。大学受験激化の背後には、高卒労働市場の全般的悪化があるが、この点に立ち入る前に、高校間格差がもたらしている進路の固定化を確認しておこう。

3. 高校学科間格差（1）

——大学進学率格差——

図表2は、高校進学率が96%に達した94年3月

図表2 高校学科別進路別卒業者数構成比 1994年3月

(%)

区分	大学等 進学率	4年制大学 進学率	短期大学 進学率	専修学校 専門課程	専修学校 一般課程	就職率
統計	36.1	21.9	13.8	16.6	13.9	27.7
全日制	36.6	22.3	14.0	16.8	14.0	27.1
定時制	4.2	1.8	1.8	7.2	4.3	65.0
全日制(計)						
普通	44.4	27.7	16.5	16.8	17.1	15.6
農業	6.5	2.5	3.5	14.2	7.2	69.8
工業	7.7	4.9	2.5	14.8	3.8	70.5
商業	12.4	4.0	8.3	18.2	3.9	60.9
水産	8.8	1.3	1.0	8.4	2.9	77.2
家庭	16.4	1.0	15.1	19.9	4.8	53.4
看護	36.5	0.2	8.4	46.3	1.9	23.1
その他	59.4	46.1	13.2	7.9	15.8	10.2
男						
全日制	28.5	26.5	1.7	16.1	20.6	28.5
普通	35.4	33.4	1.7	16.0	2.6	15.2
農業	5.8	3.2	2.0	13.9	7.5	69.9
工業	7.3	5.0	2.0	14.7	3.7	71.0
商業	10.9	9.1	1.7	23.8	5.5	55.0
水産	9.5	1.4	0.8	8.0	2.8	77.0
家庭	2.0	0.5	1.2	5.9	1.4	87.2
看護	27.5	0.0	0.0	20.0	0.0	60.0
その他	50.2	49.1	1.0	6.8	24.5	11.0
女						
全日制	44.6	18.1	26.0	17.4	7.6	25.7
普通	52.9	22.4	30.4	17.5	8.7	16.0
農業	8.0	1.2	6.6	14.9	6.6	69.5
工業	13.2	4.2	8.9	15.4	3.9	62.9
商業	13.0	1.9	11.0	15.9	3.2	63.3
水産	4.6	1.0	2.3	10.5	3.9	78.2
家庭	16.9	1.0	15.6	20.4	5.0	52.1
看護	36.6	0.2	8.4	46.5	1.9	22.9
その他	66.5	43.8	22.7	8.7	9.1	9.6

注：進学率、就職率とも就職進学者を含む

卒の高卒者の学科別進路別状況である。この表をみれば、巷でささやかれている“全日制高校の普通科に行かないと大学にはいけない”という噂が、本当だいうことがよくわかる。

通信制を含む大学等進学率をみると、高卒者全体では36.1%だが、全日制の普通科卒では44.4%と高い（ただし、浪人など過年度卒業者を含む進学率は43.3%で、その内訳は男子40.9%、女子45.9%である）。そして、この表では「その他」に

分類されている「英数科」や「音楽科」などを除く専門学科中の職業科卒では、看護科を除いて極めて低い。

この傾向は4年制大学への進学率をみると、いっそうはつきりする。全日制普通科卒27.7%、「その他」卒46.1%で、それ以外の職業科卒はすべて5%にも満たない。しかも、やはりまだ男子の方が女子より高い（33.4%対22.4%）。だが将来、この男女間の差は縮まり逆転することもあるだろ

図表3 高校志願者数とその学科別割合の推移

	1975年	1980年	1985年	(人 %) 1992年
男女計				
高校志願者数	2,576,274	2,968,554	3,322,174	3,347,531
学科別割合 普通科	68.5	72.5	75.4	77.2
工業科	10.1	9.4	8.3	7.5
商業科	13.3	11.6	10.4	9.3
その他職業科	8.1	6.6	5.9	6.0
男				
高校志願者数	1,369,505	1,574,617	1,760,625	1,746,931
学科別割合 普通科	67.6	71.1	74.5	75.8
工業科	18.4	17.1	15.2	13.6
商業科	8.6	7.2	6.0	5.9
その他職業科	5.4	4.6	4.3	4.6
女				
高校志願者数	1,206,769	1,393,937	1,561,549	1,600,600
学科別割合 普通科	69.6	74.0	76.3	78.8
工業科	0.7	0.7	0.6	0.9
商業科	18.5	16.5	15.2	12.9
その他職業科	11.2	8.9	7.8	7.4

図表4 高校学科別入学者数構成比 (%)

年次	普通科	工業科	商業科	その他職業科
1955	60.0	9.1	14.6	16.4
1960	58.5	10.6	16.6	14.3
1965	59.5	12.5	16.9	11.1
1970	58.3	13.8	16.3	11.7
1975	64.0	11.4	14.1	10.5
1980	68.8	10.2	12.4	8.6
1985	72.2	9.3	11.1	7.3
1990	73.7	8.8	10.4	7.1
1991	73.7	8.9	10.3	7.1
1992	73.6	8.9	10.1	7.3
1993	74.0	8.9	9.8	7.3
1994	74.0	8.9	9.6	7.5

う。しかし、普通科と職業科との大学進学率格差は、現行制度が続くかぎり、決して縮まることはない。というのは、普通科は進学コースとして、職業科は就職コースとして設置されているからだ。そして、この傾向は普通科卒の就職率が急落する70年代に顕著となる。高校間格差は、学科間の大学進学率格差として固定化された。それは、当然、中卒者の普通科志望を増加させる。この点をみておこう。

図表3は、中卒者の高校学科別志願率の推移である。これをみると、男女計で普通科志願率は75年の68.5%から92年の77.2%まで約9ポイント増加している。これに反して、工業科では10.1%から7.5%と2.6ポイント、商業科では13.3%から9.3%と4ポイント減少している。男子では工業科で、女子では商業科で5ポイント前後の大幅な志願率低下が起っている。大学進学に不利な職業科への志願者は、急落している。

では、学科別入学者割合の推移はどうか。図表4はそれを示す。そして、この表から2点指摘しておく。

第一点は、職業科への入学者割合が比較的高かったのは、60年代から70年代初めの高度成長期だったということである。文部省は工業高校を中心に職業高校の充実を図るべく、1960年代に第一次の高校多様化政策を推進した。基幹部門である製造業への高卒労働力の大量配置という狙いがあったことは、明らかである。工業高校への入学者割合の増加は、この表からも読み取れる。しかしそれでも、70年の13.8%が最高だ。また商業科の最高は、63年の17.3%だ。だから、高度成長期でさえ、普通科と職業科の入学者割合はおよそ6対4だった。そしてこれ以降、この割合は7対3に、そして7.5対2.5になった。普通科優位が拡大している。

普通科優位=職業科劣位という入学者割合の推

移は決して望ましいものではない。スウェーデン³⁾の教育制度の検討を踏まえて言えば、日本の高校教育における最大の問題は、普通科をも巻き込んだ総合的な職業教育の体系がまったくできていないという点だ。普通科と職業科との二分法は、実はもう時代遅れなのだ。1994年からの総合学科導入（入学者の0.1%）は、むしろ遅すぎたともいえる〔V.の矢倉論文参照〕。

第二点は、図表3の志願率と比較して、普通科志願率が入学者割合よりつねに3~4ポイント高いことである。

学科別志願率検出時には、志望校絞り込み作業が行なわれているはずだから、この普通科志願率でさえ実際より低めにでているだろう。それにもかかわらずである。だから、普通科志願者で職業科に回らざるを得なかつた者はかなりいるのだろう〔学科に関してはわからないが、われわれが実施した高校入試に関するアンケート調査（第2部参照）によれば、希望高校に入学できた者が79%、入学できなかつた者が21%だった〕。不本意入学者の増加は、中退者の増加に繋がる。

高校進学率はたしかに上昇した。この意味で、「高学歴化」が実現した。だが、普通科志願率上昇ほど普通科入学者は増加していない。また大学進学率は抑制されている。

では、この「高学歴化」とは何か。教育社会学の研究によれば、それは2つのレベルで異なるメカニズムが同時に作用している結果なのだという。つまり、「中等教育在学率を押し上げたのは、主として旧制尋常小、旧制高等小などの初等（義務）教育学歴層であるのに対して、高等教育在学率を押し上げたのは、どちらかといえば高学歴層（中等教育以上）に傾いている」と。したがって、高校進学率上昇によっても、日本の不平等な階層構造はほとんど変化していない。菊池城司が紹介する直井優の研究によれば、「純粹移動率は10%

注3) 拙稿「成熟国家スウェーデン」(平田清明他『現代市民社会と企業国家』御茶の水書房 1994年)、および「曲がり角に立つスウェーデンのリカレント教育」(黒沢惟昭・佐久間孝正編著『苦悩する先進国と生涯教育』社会評論社、1995年近刊)、参照。

内外で、この30年間にあまり変化していない」という。⁴⁾

この高等教育在学率押し上げと近似した傾向は、上記の2つの異なるメカニズムの接点にある高校普通科在学率にもみられる。特に、短大進学の道がほとんどない男子では、この傾向が女子よりも強んでいているのである。そして、「中等教育機会の質的格差」を検証した尾嶋史章の結論は、中等教育進学率でみた「格差縮小の中でも全日制普通科校への進学機会の格差は依然として存在しており、その縮小は一時的なものを除くとみられない」というものであった。⁵⁾

子どもを取り巻いている親たちが醸し出す「文化資本」が、子どもたちの進学に大きな影響を及ぼしている。1970年代以降の公的な教育費の負担削減＝親負担の増加は、この傾向にいつそう拍車をかけている。また高校入試制度の改変が各地で行なわれた。その多くは学区拡大や単独選抜など、成績優秀者を特定進学校に集中させやすくするものだった。偏差値輪切りの進路指導が、まさにその集中の確度を高めた。その結果、普通高校でさえ進学校と進学できない高校に二分された。特に、70年代に新設された普通高校のなかに、いわゆる「教育困難校」が出現しているという問題は深刻だ。「普工商農」という高校間格差の上に、“普工商農普”という新たな格差が出現とも言われている。

高校入試による進路の選択が高校学科間格差を固定化し、大学進学率の格差を生む。そのため、高校入試を挟んだ15歳前後で、最初の、しかしそそらく一生消えることのない強烈な「分限意識」が叩きこまれるのである。

次に、高校学科間格差（2）として、高卒就職先職種の固定化という問題をみておこう。

4. 高校学科間格差（2） —学歴による職域の固定化—

図表5は、1975年と92年の「新規学卒者の学歴構成と学歴別職業構成」の比較である。

まず学歴構成をみると、高卒者が大幅に減少している一方で、大卒、短大卒が増加していることがわかる。特に高卒女子は20ポイントも激減している。だが、本当の問題は学歴別職業構成の方であろう。というのは、高卒か大卒かの違いは、大雑把にいえばホワイトカラー職かブルーカラー職かの違いだからである。大学の大衆化が進み、大卒ホワイトカラー職の多くは専門性の薄い営業や事務で、かならずしもエリート職ではない。しかし、大卒ホワイトカラー層から社会的エリートが輩出されるという意味では、エリートとノンエリートとの選別の出発点もある。

大卒男子をみると、「専門的・技術的職業従事者」（以下、専門技術職と略す）および「事務従事者」（以下、事務職と略す）の割合が若干増えているが、全体として大きな変化はない。そして、専門技術職では「技術者」が多い。いま「技能工、採掘・製造・建設作業者および労務作業者」（以下、技能工等と略す）のみをブルーカラー職だとみなすと、大卒男子の95%以上がホワイトカラー職ということになる。短大卒の場合もよく似ているが、技能工等が増え、約20%占めている。

大卒女子は、ほぼ専門技術職と事務職に二分されている。75年と92年の比較では、専門技術職が52.7%から39.5%と大幅に低下し、「販売従事者」（以下、販売職と略す）が3.1%から10.0%と上昇した。同じ傾向は、短大卒にもみられる。専門技術職低下の原因は、大卒、短大卒とも教員割合の大幅低下のためで、技術職は逆に増加している。だから、情報化社会での政府の教員削減策を正確に反映した数字といえる。

では、高卒者の場合はどうか。

高卒男子の特徴は、何といってもブルーカラー職である技能工等が約5割を占めていることであ

注4) 菊池城司「序論 現代日本における教育と社会移動」（菊池城司編『教育と社会移動』現代日本の階層構造③、東京大学出版会、1990年）、6ページ、4ページ。

注5) 尾嶋史章「教育機会の趨勢分析」、前掲、菊池城司編著、所収、39-41ページ。

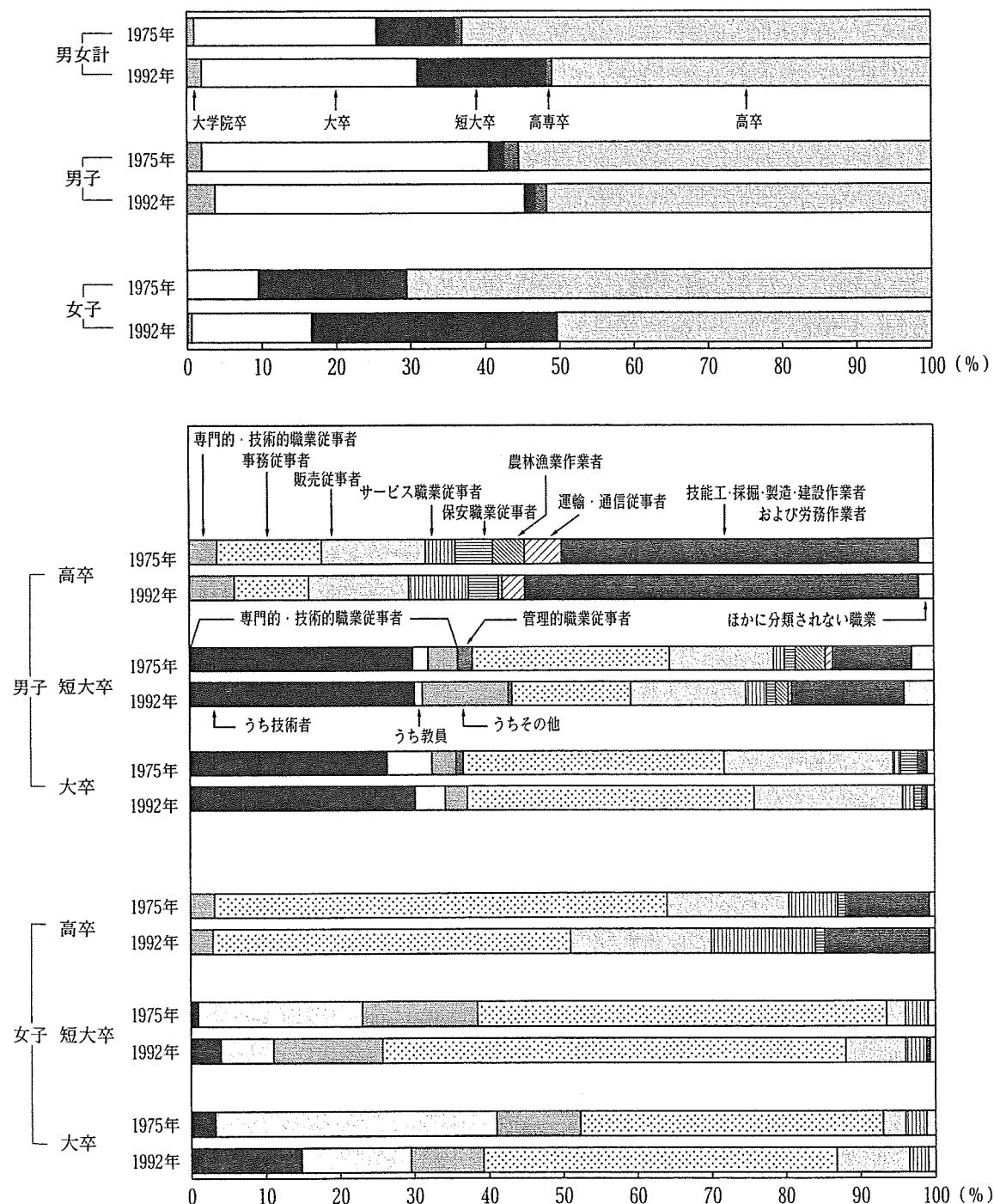
る。しかも、75年と92年と比較して若干増加している。技能工等に次ぐ販売職、事務職、サービス職にも若干の増減がみられる。しかし、この職業割合の構造自体には大きな変化はみられない。要するに、高卒男子は、ブルーカラー労働者の供給源なのである。

高卒女子の特徴は事務職が多いことだ。だが〇

A化の影響によってか、75年の60.7%から48.0%と13ポイントも激減している。他方、増加しているものはサービス職、技能工等、販売職である。職業構成が多様化している。

なお、労働省『雇用動向調査』(1991年)によると、新規専修学校卒業者の職業構成は、男子では高卒に比べ専門技術職の割合が高くなり、女子で

図表5 新規学卒就職者の学歴構成と学歴別職業構成（中卒を除く）



資料出所 文部省「学校基本調査」

は専門技術職（44.8%）と事務職（29.0%）が多い。

したがつて、学歴別職業構成において、女子の職業で多様化が進んでいるとはいえ、企業国家日本の労働力の主力である男子でみると、大卒者はホワイトカラー職、高卒者はブルーカラー職という職域区分が、今日なお続いているのである。

では、高校学科別高卒者の就職先は、どうか。就職組が2割にも満たない普通科の卒業生と7割前後の各職業科の卒業生を、単純に比較することはできない。その意味では、あくまでも参考資料程度だが（紙幅の都合で、表は挙げないが、文部省『学校基本調査』での94年3月卒業生の数字）。

まず男子だが、結論をいうと、どの学科でも技能工等が1位で、しかも商業科を除くとダントツだということである。技能工等の割合は、普通科45.7%、工業科69.4%、商業科32.9%、農業科52.5%、水産科53.4%である。そして、各職業科の特徴だと言えそうなのは、工業科での専門技術職9.5%だけだった。

女子の場合でも、各職業科の特徴だと言えそうなのは少ない。看護科での専門技術職が80.8%であるのは当然だとして、他は、工業科での技能工等45.8%と商業科での事務職57.4%くらいである。どの学科でも、事務職、販売職、サービス職が多い。

要するに、高卒男子は工業科的な、高卒女子は商業科的な職業に就職する傾向が強い。この意味で、いわば学科を超えて高卒の職種は限定され、固定化されているようだ。

この学歴別職業選択幅の固定化は、戦後一貫して続いている。藤田英典は、階層移動調査から社会的・教育的トラッキング構造を析出し、戦後の「高学歴化」に伴って学歴達成機会は全般的に拡大したが、「階層間の格差パターンは基本的に変化していない」と結論づけている。つまり、父階層および父学歴階層による学歴達成の違いである学歴資格が「初職階層」の違いを生み、「高学

歴者ほど高い初職層に入る傾向」があり、しかも、初職階層によって現職階層がかなり規定されている⁶⁾、と。

学歴による初職階層の格差が存続し、それが確実に感じられる現状のなかでは、特に下位階層に位置づけられることがわかつてしまつた若者に、「分限意識」という諦めが発生しやすい。それでも、高度成長期のように、高卒者と大卒者との間の賃金格差が縮まっていた時代には、高卒者にも希望がもてただろう。しかし、1970年代以降（特に、後半以降）の現実は、むしろ逆に賃金格差を、そして昇進格差を拡大させる傾向にある。それは、大企業における「正社員の限定」によるところが大きい。

次に、この点をみておこう。

5. 大企業における「正社員の限定」

——高卒就職者冷遇構造の形成——

1970年代は、日本の大企業の賃金政策と雇用政策が大転換をとげた時代である。

第1の賃金政策の転換とは、1960年代に導入が試みられたアメリカ的職務給〔職務評価を基礎に賃率決定〕が失敗し、職能給〔大雑把にいえば年功賃金プラス職務給〕が確立し、普及したことである。この賃金体系は、企業内教育によるキャリア形成と内部昇進制度を結びつけた企業内市場を成立させ、キャリア形成＝内部昇進をインセンティブとする労働者間の昇進競争を引き起こした。これが、日本の一元的能力主義管理なのである。

周知のように、欧米企業でいう能力主義は訓練や経験による顕在化した「実力」主義だが、日本企業のそれは未分化な潜在的可能性的質に対する一種の信仰〔信頼〕である「力量」主義である。⁷⁾そのため、企業内での能力開発と人事考課＝人物評価が大きな力をもつ。だから、建前では学歴よ

注6) 藤田英典「社会的・教育的トラッキングの構造」、前掲、菊池城司編著、所収、146-9ページ、参照。

注7) 岩田龍子『日本の経営組織』講談社、1985年、100~105ページ、参照。

りやる気などと言われるが、実際には、学歴差が人材選択の基準〔学歴別採用枠〕であった。

工業高校の充実を企図した60年代の高校多様化政策は、実は職務給の導入と対応していた。そして、これは自己破産した。これに対して、70年代からの普通高校への志願者の急増は、上記の企業における一元的能力主義と対応する。こうして、大学進学を最終目標とする、一元化された受験競争が激化していったのである。⁸⁾

第2の雇用政策の転換とは、大企業における「正社員の限定」という動きである。つまり、73年の石油危機とその後の「構造不況」を克服するために開始された「減量経営」という名の人員削減策=雇用調整である。この動きは、1986年から4年あまり続いたバブル景気=平成景気の間、若干弱まつたものの基本的には今も続いている。否、バブル崩壊=平成不況の現在、強化されてきている（このことは、1975年を境に「過労死」が事実として増え、80年代に入って社会問題化することや、「単身赴任」という日本にしかない労働慣行が80年代に出てくることと、まさに対応する）。

日本の労働市場は典型的な二重構造で、基幹労働力である大企業正社員（その多くは企業別組合

の組合員）は、もともと少数であった。その正社員が限定されていった。つまり、正社員である中間管理職、男子正社員および女子正社員の増加を抑制し、非正社員である下請工、派遣労働者、主婦パートタイム、小企業労働者、派遣業者、季節工、学生アルバイト、海外労働力のグループが動員された。企業別組合の組合員はふつう正社員だけだから、正社員の限定とは組織労働者の職場への未組織労働者の導入であった。この動きの激しさは、75年と92年を比較した①労働組合推定組織率の低下〔34.7%から24.4%〕や、②民間非農林業でみた従業員1000人以上の企業従業者割合の低下〔24.0%から21.5%〕からも窺える。

正社員の限定と非正社員による代替というこの労務政策のメリットは、①業務の繁閑や社員数の増減に対する速やかな対処と、②賃金の節約にある。しかも、M E 化・O A 化という先端的な技術革新が非正社員の活用を可能にした。だがこの政策が大転換であるのは、日本の経営の「建前」であつた終身雇用と年功賃金に、それを裏切る「フレキシビリティを内在」させた点にある。¹⁰⁾したがって、新規学卒者市場にも、この傾向は反映してくれる。

図表6 学歴別に見た従業員1000人以上の大企業に勤める若年男子就業者割合 (%)

年 次	サービス業を除く全産業			全 产 業		
	中 卒	高 卒	大 卒	中 卒	高 卒	大 卒
1967	18.8	33.1	35.2	-	-	-
1970	26.8	46.6	42.1	-	-	-
1975	18.9	48.4	42.2	18.8	46.8	43.2
1980	4.0	29.1	35.3	3.7	28.1	32.5
1985	2.9	33.0	41.3	7.2	31.6	38.7
1989	2.0	26.5	51.1	2.6	26.2	46.9
1992	6.1	37.2	60.7	6.4	35.7	55.6

注 中卒については17歳以下就業者、高卒については18~19歳就業者、大卒については20~24歳（実際には23~24歳）就業者のうち、従業員1000人以上の大企業に勤める割合を示している。なお資料は民間企業の数値を用いた。

資料 「賃金構造基本統計調査」

注8) 乾彰夫『日本の教育と企業社会』大月書店、1990年、野村正實『終身雇用』岩波書店、1994年、参照。

注9) 渡辺治「企業社会日本の構造と労働者の生活」（基礎経済科学研究所編『日本型企業社会の構造』労働旬報社、1992年）、57ページ、参照。

注10) 以上、熊沢誠『日本の経営の明暗』筑摩書房、1989年、223-4ページ、参照。

樋口美雄は、賃金構造基本統計調査を加工し、学歴別にみた従業員1000人以上の大企業に勤める若年男子就業者割合の動向を示す図表6を作成し、次のように言う。

「高度成長期には、中卒者、高卒者のうち、大企業に就職する人の割合は高かつた。民間企業に限定したこの表では、当時、高卒者の大企業に勤める割合は大卒者をも上回っていた。ところが石油危機後、中卒、高卒の大企業割合は大幅に低下し、平成景気により上昇したが、それでも石油危機以前の水準には戻っていない。一方、大卒については石油危機直後には他の学歴と同様、大企業割合は低下した。しかしその後上昇を続け、高卒との差は明らかに拡大している」¹¹⁾、と。

大企業での高卒採用者の絞り込みは、高卒労働市場を下方移動させた。高卒者の就職先は、先にみたように、男子では技能職が、女子では事務職が多かつた。ところが、これらの職場はまさにM E化とOA化によって「合理化」されているところだ。M E化とOA化は中小企業でも導入されているから、中小企業でも「正社員の限定」と非正社員による代替は起こりうる。戦後日本の新規学卒者の就職斡旋を支えてきた、職業安定法第25条および第33条を根拠とする学校を通した特異な新規学卒者市場も、今日の平成不況の「氷河期」状態のなかで閉塞しそうなのである。“必要なときに必要な人員だけ採用し、新規学卒者の一括採用は抑制する”、と。最近の企業の人事計画には、終身雇用も年功賃金もないと思っていた方がよいであろう。

職種別新規学卒採用計画数について、その前年比をみれば、1993年の高卒者の数字は、すべてマイナスである。そのなかでも事務系のマイナス13.5%と技術系のマイナス7.9%は大きい。これに対して、大卒者の計画数も減少しているが、それでも事務系および技術系とも高卒者の半分程度の

マイナスである。高卒就職者市場は大卒就職者市場以上に、狭まっている。

大企業での「正社員の限定」による高卒者の就職先の下方移動は、企業規模間賃金格差が大きい日本では、学歴別推定生涯賃金格差の拡大に帰着する。それは同時に、大企業での学歴別の昇進格差の拡大もある¹²⁾。したがって、1970年代以降のこのような動きは、私には高卒就職者冷遇構造の形成過程のようにみて仕方がないのである。大学受験競争が加熱するのは、当たり前である。それが引いては高校受験のプレッシャーを強め、中高生に「分限意識」を叩きこみ、高卒就職者の気持ちを受動的にさせているようである。

高校入試とその後の高校教育の空洞化引き起こしている最も深刻な問題の一つは、高卒者市場での浮遊化現象であろう。つまり、就職決定の先延ばしと初職離職率が高いことである。最後に、この点を検討して、本稿の結語に代えたい。

6. 結語に代えて

高校生の絶対数は出生率低下のため減少している。その上、高卒就職率も低下している（94年3月で27.7%）。したがって、就職者の絶対数は大幅に減っている。しかも、就職組の大半は高校入試であるい分けられ、職業科に集中している。だから就職組には、多かれ少なかれ「分限意識」が発生している。

では、高卒者に対する求人倍率はどの程度なのか。92年3月卒業生対象で3.3倍である。だから当然、充足率〔就職者数／求人件数×100〕は低い（29.8%）。産業界にとって、安くて若い労働力の確保は不可欠だ。それだけ必死なはずだ。ところが、先にみたように、平成不況の93年の職種別新規学卒採用計画数は激減していた。これはあくまで私の推測だが、不況だから採用計画数が激減しただけなのだろうか。最近の多くの企業にみられ

注11) 樋口美雄「大学教育と所得分配」（石川経夫編『日本の所得と富の分配』東大出版会、1994年）、261-2ページ。

注12) 樋口、前掲論文および同「教育を通じた世代間所得移転」『日本経済研究』22号、1992年3月、参照。

る採用計画見直しのなかに、“必要なときに必要な人員を確保すればよい”という姿勢が生まれているが、この背景にある問題として、新卒者の姿勢（労働力の質に帰着）が問われ始めてはいないのだろうか。

1993年版『労働白書』には、日本労働研究機構の「初期職業経歴に関する追跡調査」（『高卒者の進路選択と職業志向』1990年）が紹介されている。以下、私が気になった高卒者の就職活動のところのみしておく。

まず高校生の希望職業の決定時期〔調査時点は11月下旬から12月上旬〕だが、卒業まで希望職業が未定であったり、希望職業が変化したりした者を合わせると、男子就職者で36%、男子進学者で41%、女子就職者で29%、女子進学者で29%であった。進学者が希望職業の決定を先送りして進学するのはわかるが、進学者とほぼ同数の4割弱の男子就職者が、また約3割の女子就職者が高校在学時に希望職業が未定ないし不確定なまま、とりあえず初職に就いているのは、やはり問題だろう。

希望職業の決定ができなかつたということは、高校時代に真剣に職業を理解しようとせず、就職活動も十分に行なわなかつたということである。それゆえか、高卒初職退職者に多い退職理由（複数回答）は、「仕事が自分に合わなかつた」(49.3%)と「自分の将来展望が持てなかつた」(31.5%)である。高校時代に、職場の実態を知らない、知ろうとしないだけでなく、もしかすると職業に就く気持ちになり切れていたなかつたということではないのだろうか。だから、初職が続かなかつたとさえ思えるのである。

労働省職業安定局の「雇用動向調査」によると、1988年以降91年までの高卒者の初職離職率は、男女とも卒業後1年目で20%近い。そして卒業後3年間の累計では、延べ40~50%にもなる〔紙幅の都合で掲載しないが、『労働白書』158ページの図によると、1980年以降、毎年、累計離職率はついに40%を超えている。参考までに大卒者のそれを

挙げると、1年目の離職率は10%近くあるが、累計は延べ30%に達していない〕。

若者の初職は試運転期間中なのだと、新卒離職者は「第二新卒」だという議論もある。確かにこのような面もあるだろう。しかしこの数字は、企業にとって労働力「育成」のリスクが大きいことを示している。高卒者の離職率が長期にわたつて高いということは、高卒者の基幹産業での基軸労働力化〔有能なる技能工の形成〕が困難になりつつあるということでもある。

経済のサービス化・情報化・国際化の進展するなか、リーディング産業は、高度な知識型情報産業とそれに牽引された製造業に移っている。そしてその主要な担い手は、専門技術職（特に技術者）と技能職（特に技能工）であろう。前者は大卒者の、後者は高卒者の主要な職業だが、ともにこれまで以上にレベルアップされなければならない。今日の日本の製造業の優秀さは、大卒技術者の資質にも依っていたが、同時に高卒技能職の層の厚みに依っていた。大企業の、そして中小企業の製造業の現場を見学した者は、それを実感するはずである。

1980年代後半のバブル景気のとき、理工系大卒者の製造業離れが話題になり、今日、子どもたちの“理科離れ”が問題になっている。経済のサービス化の進展が、製造業と結びつかず、所得移転に依拠するかぎりでは、労働生産性が低いため、雇用力があつても社会全体は豊かにならないのである。私が技術職・技能職を重視する所以である。『労働白書』から最近の高校生の就職活動に対する姿勢を読みとると、私は高卒技能工層の補充システムは大丈夫なのだろうかという懸念を、私は抱くのである。

高校入試の過熱、安全かつ確実に高校進学させるための偏差値による進路指導、そして偏差値輸切り体制。このような進路指導では、数学や理科が不得意な子が工業高校の機械科や電気科に進学することになる。高校の授業はわかっているのだろうか。不思議でならない。

本稿の展開から言えることは、高校を普通科と職業科に二分する考え方が限界にきているということだ。それは、高校入試選抜によってつくられた高校の学科間格差の固定化が、もはや限界点に達しているということでもある。高校入試を廃止し、すべての高校を総合制高校に改組するのが、高校教育再生の道であろう。その意味で、94年4月からの総合学科設置の動きは評価したい。ただ現行の高校入試制度と普通科・職業科の区分を残している点では、まだまだ不十分な改革だが。

もちろん高校入試を廃止しても、学歴社会はなくならない。社会にはさまざまな職業があり、職業選択の自由がある。またそれぞれの職業には、それ相応の学歴が不可分だ。専門性が高い職業ほど、高学歴が要求される。だから高卒と大卒の区分は、当然残る。根本問題は、学歴に基づく格差(たとえば、大卒と高卒との生涯賃金格差)はどこまで容認してもよいのかということであろう。そのためには、「社会的公正」からみた合意形成の論議が必要となろう。

原理的にいえば、その格差は学歴取得費用=労働力形成費用程度でよいのではないかと、私は思っている。その場合でも、現在のように国の教育予算削減=親の教育費負担増加の結果、受験競争が激化するなか、高偏差値大学への進学に親の所得の多寡が影響し始めている事態は、何としても解消しておかなければならない。そのためには、本人負担で大学に進学ができるような学生ローン制度の新設や、高卒後ただちに大学に進学しなかつた若者に対して、就職後、大学進学の道を保証するようなリカレント教育の導入も必要となる。このような制度の導入は、同時に、大学受験や就職を前にした高校生のプレッシャーを和らげるのに役立つだろう。今の高校生は、特に就職組の高校生は、このプレッシャーをモラトリアム的に回避している面が強くみられるだけに、なおさらそう思えるのである。

高校進学率96%のなかの最大の“病理”は、高校入試制度の存在とそれがもたらす最初にして早

すぎる「分限意識」の形成であろう。高校入試制度は廃止するしかない。

(伊藤正純)

V. 希望する高校へ全入する道

—子どもの多様性に即した教育の保障—

はじめに

東京の下町の中学校教師が無念そうに語ったことがある。「受け持ちの女生徒がデザイン関係の高校を希望したのですが、学区内にないので、本人はあきらめて別の高校へ行きました」

おそらく、こういうケースは多いだろう。希望する高校に行きたいが、偏差値が足りない、内申書がよくない、学区に該当する高校がない、といった理由で別の高校へ行かざるをえない生徒たち。その実情は日教組教研集会でも、しばしば報告されているところだ。

子どもも高校進学年齢の15歳ぐらいになると、自分の興味・関心がはつきりしてくる。将来どんな職業に就きたいかも、漠然とではあるが考えるようになる。それに対応した高校教育が子ども全員に保障されるべきだろう。

教育は国家や企業のためにあるのではない。子ども一人ひとりの人格の完成と自己実現に向けて、自ら学びの場を選びながら学習していくものだ。それが教育の機会均等の保障であり、学習権の保障である。高校入試という選抜は、これらの権利を子どもから奪うものであり、やってはならないことである。

日教組の「21世紀ビジョン委員会」の報告書『いま、開かれた教育の世紀へ¹⁾』の中で高校教育について「選抜を廃止し、選択を重視する希望者全員入学の制度に改めよ」と提案している。その

道筋は明らかにされていないが、提案には賛成である。高校で学びたい子どもは、障害児を含めて誰でも自由に高校を選んで無試験で入学できる、そのシステムを確立する必要がある。そのためには新制高校発足の理念に立ち返えりつつ、今日の状況を加味した新しい構想が求められる。

1. 新制高校発足の理念

(1) 原点への回帰

いまの高校は戦前の一派の者のための中等教育機関とちがつて、広く国民に開かれたものとして位置づけられた。

その方向を示したのが²⁾1946年3月の米国第一次教育使節団の報告書である。この報告書は戦後民主教育の骨格となつたもので、その中で高校（「上級中学校」としている）については、「無月謝にし、希望者はだれでも入学できる3年制、（男女）共学とするのがよい」と述べている。

つまり戦後の新制高校は、高校教育を受けるのにふさわしい学力を持っているかどうかを試験でチェックする適格者主義を意図せず、希望者はだれでも入れる「希望者全入」をめざし、しかも「無月謝」という、ほぼ義務制を志向したのだつた。

この報告書を受けて文部省が1949年4月に発表した「新制中学校・新制高等学校『望ましい運営の指針』」（以下「指針」とする）で、次のように述べている。

注1) 21世紀に向けての教育と日教組のあり方について審議するため1994年4月に発足。大内秀明・東北大名誉教授を座長に委員23人で構成。経済同友会幹事や元文部省審議官からもヒアリングをうけて95年4月に最終報告書をまとめ公表した。

注2) 戦後日本の教育改革を提言するために1946年2月に来日、日本側教育者との意見交換、学校訪問などを行い、同3月末に報告書をまとめた。その主旨は戦前の天皇制国家主義教育を解体し、民主主義教育を徹底させることだった。63制の実施、教育委員の公選制などを提案した。

「高校教育は、その地域のすべての青年の必要を満たすように行われなければならない」。そのため「入学希望者ができるだけ多く収容することが望ましい」。さらに「選抜しなければならない場合も、これはそれ自体として望ましいことではなく、やむをえない害悪であつて、経済が復興して、新制高校に学びたい者に適当な施設を用意することができるようになれば、直ちになくすべきものだ」と言い切っている。

文部省は新制高校発足当時、選抜の原則排除により、すべての青年に、高校教育の学習権を保障しようとしていたのである。

しかし、その後、高校長協会サイドからの強い要望で、1956年度から高校ごとに選抜を実施するようになる（I. 参照）。

この新制高校のあり方を示した米国第1次教育使節団報告書と文部省の「指針」を、いま改めて思い起こし、その原点に立ち返るべきだろう。新制高校発足直後の1950年当時、高校進学率はまだ42.5%と低かったが、いまや96%になっている。適格者主義にこだわって選抜を続ける意味は全くなくなっているのである。むしろ選抜があることによる弊害の方が大きいことは言うまでもない。

まして、「指針」が述べた「経済の復興」は1960年ごろには十分達成されていた。高校全入の財政的条件はそのころから整っていたのである。「すべての青年の必要を満たす」高校教育の実現は、いま何の支障もない。さらに言えば、社会が一段と複雑・高度化しているから、国民すべてに高校教育を施す必要があるのである。

では新制高校の三原則を今日、実現することで十分なのか、その点を検討したい。

(2) 高校三原則の今日的展開

戦後の新制高校は「男女共学」「小学区制」「総合制」が原則とされてきた。しかし、そのルーツをたどると、「男女共学」を除いて他の二つは米

国第一次教育使節団報告書や文部省の「指針」には明記されていない。

「三原則」の確立の経過をたどりつつ、今日的な意義づけと修正を試みたい。

①なお不十分な「男女共学」

「男女共学」の意義については米国第1次教育使節団報告書の意図と今日も変わらぬ認識で一致している。男女同権の民主主義の原理に基づくものである。

男女共学は戦後教育で達成されたかに見える。たしかに公立小中学校では完全に共学になつてゐる（私立ではなお別学が多い）。公立高校のほとんどでも共学になつてゐる。

しかし、残念なことに、いまだに学校生活では男子優先が目立つ。たとえば出席簿は男子が先である。体育祭の種目（徒競争など）によつては男子が先に出場する。一部の地区で男女混合名簿が実施されているが、まだ全国に広がっていない。

また新制高校発足以来、50年近くなろうとしているのに、宮城、福島、埼玉などの県で男女別学の公立高校がなお存在している。しかもそれらは旧制中学=男子高校、旧制女学校=女子高校としてあり、いずれも有名進学校になつてゐる。

その卒業生たちは、有名大学を経て中央、地方の各分野の指導層として活躍する機会が多いだけに、男女別学の早期解消が必要である。政府の方針であり、国際的潮流である「男女共同参画型社会」の実現に男女別学は背を向けるものといわざるをえない。

³⁾ 女性差別撤廃条約の批准後、男女平等の制度的・実質的保障はますます重要になつてゐる。子どものときからの男女平等教育の徹底が、いまあらためて求められる。

②小学区制の限界

「小学区制」という言葉は米国第1次教育使節

注3) 日本では1985年7月に発効。性による役割分担を排除し、雇用、教育の平等などを義務づけた。

団報告書にも文部省の「指針」にも見当たらない。ただし1948年7月に施行された旧教育委員会法には「通学区」を設けるよう定めている（第54条、「高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。以下略」）。

これは戦前の中学校が通学区域を設けていなかったことに対し、戦後の教育理念である「高校教育の普及と機会均等」を保障するためであった。つまり、「小学区制」の前にまず「通学区制」が敷かれたのである。

しかし、各県で実施された通学区制を見ると、小学区制をとった都道府県は23都府県と全国の半数にのぼった（1952年）。これは当時、高校の数と高校進学希望者の数が少なく、必然的に一地域一高校になったことのほか、やはり新制高校の理念を実現しようという熱意の表れと見てよいだろう。

その小学区制が高校三原則の一つとして位置づけられるようになったのは、1960年代に入ってからだつた。⁵⁾ それは高校全入運動と結びついて、高校間格差の解消とあわせて教育行政当局への要求事項となつていったのだった。

しかし、高校進学率の上昇により「希望する高校に行かせるべき」との理由で、名門進学校（多くは旧制中学校が前身）への進学を要求する声が高まり、小学区制は次第に崩れ、中学区、大学区へと学区が拡大されていく。それに伴つて進学競争、塾通いが激しくなっていく。全通学区で最後まで残った京都府も、保守府政の出現によって、ついに1984年で廃止になった。

1994年度時点で一部地域で、全日制普通科について小学区制を実施しているのは、山梨など11都道県⁶⁾86学区。それも山間部、離島など通学の便に

配慮した地域がほとんどである。

小学区制は、学校間格差をなくすためには有効である。また地域の子どもが地域の高校へ進むことにより、地域のことについての学習を深め、地域に生きる住民を育てることにもなろう。通学の便も確保される。

しかし、現在、拡大しつつある学区を逆に縮小させる運動は、きわめて難しいと言わざるをえない。必ずそこには「希望する高校に行けなくなる」という批判のカベがある。かつてのように交通の不便も大幅に解消されている。また次のような指摘もある。

「大都市の人口集中地域で小学区制を一律に導入するとすれば、各学区がきわめて狭小なものとなり、また高校立地の偏りから、地理的に不自然な学区を作らざるをえなくなる可能性がある」。また私立高校へ成績上位者が大量に流出し、公立高校の学力が衰弱するおそれもある。⁸⁾

したがつて、小学区制に代わる高校間格差の解消と生徒の希望を生かせる進学システムを新たに創出する必要がある。その具体策は、第4項で述べる。

③総合制と総合学科

これは米国第1次教育使節団報告書と文部省の「指針」によると、普通科と職業科を併置した高校を「総合制」と読み取ることができる。「報告書」は「地方の狭小な地域では、全部の課程（筆者注＝普通科と職業科）を一つの学校に置くこと」としている。それを受けた文部省の「指針」は「高校は①普通教育を主とする学校②専門教育を主とする学校」のほかに③として「両方の課程を準備した総合型の学校、のどれであつてもよい」

注4) 1956年9月で廃止。

注5) 佐々木享『高校教育の展開』（大月書店、1979年、17ページ）。

注6) 第1次ベビーブーム世代が高校進学期にさしかかった1959年、日教組大会で高校全入運動を決定。「中等教育をすべての者に」と高校三原則に基づく高校増設運動を展開した。

注7) 文部省の1994年度調査によると、小学区・中学区併置は6県、小・大は1県、小・中・大は4県（全日制普通科）。

注8) 教育総研理論FORUM・No.8『変貌する社会と高校教育改革』（アドバンテージサーバー、1993年、50ページ）。

と述べている。これが初期の「総合制」の概念であつた。

したがつて新制高校発足後しばらくは、各県の財政事情の悪さや進学率の低さもあって、かなりの高校が普通科と工業科、あるいは商業科を併設していた。それは旧制中学校の伝統を受け継ぐ有名校にも見られたことだつた。新制高校発足1年後の1949年当時、高校総数の42%が「総合制」だつた。

その総合制にも自治体によって、多少のバリエーションがあつたようだ。たとえば石川県では1949年3月の「高等学校学区制について」という県教委の声明書の中で「学区制と同時に全高等学校を総合制とすることにした。各学校には普通科のほか工業、商業、農業、家庭などの専門学科を置いて、その学区に住む生徒が自分の希望に応じて何れの学科をも選びうるように学校の再編成を行つたのである」と述べている。⁹⁾

また京都府では「総合教科課程制」という言いで総合制を実施、高知県では1949年5月に県教委事務局が決定した「高知県公立高等学校再編成要項」で「総合制」の目標として「学校形態の多面化をはかり、選択の自由度を高めるとともに、社会人として相互の理解を深めるために総合制高校を設ける」と述べている。

島根県教委は1949年3月の委員会で、高校教育の整備について「一つの学区内にいろいろの学科課程をもつ高等学校を設置して、生徒の個性に応じた学科を選ぶことを可能にし、もって教育の機会均等を図り、学科課程間の差別感を解消し、地域社会学校としての総合制高等学校の理念を実現する」と決意している。¹⁰⁾

これら各県の総合制への取り組みの意図は①教育の機会均等②希望者全入③学校間格差解消④個性に応じた教育の保障という今日的課題を含むものであつたことに留意したい。とりわけ島根県教

委の「生徒が自分の個性に応じた学科を選ぶことで学科課程間の差別感を解消する」という部分は、今日の新しい総合制を構築する上で、重要な発想である。生徒が自分の希望する学科に誇りを持って入れば、本人に差別感はないのは当然であろう。

総合制はその後、1950年代後半からの進学率の上昇¹¹⁾、財政事情の好転、そして発展する産業界に対応した高校の多様化政策（第3節参照）によつて、普通科と職業科に分離独立していく。そして1960年代後半から進路指導に導入された偏差値によって「普・商・工・農」へと高校の学力的序列化が進むこととなる。さらに普通科でも進学校から課題校まで格差が生じていく。

こうした高校の「タテの序列構造」を解体するカギを握っているのが「総合制」である。

そこで検討していかなければならないのは今日の総合学科である。この学科は周知の通り、普通科、職業科（専門学科）のほかに“第3の学科”として1994年度から設けられた。それを提起したのは第14期中央教育審議会であり、文部省の「高校教育改革推進会議」が第4次報告（1993年2月12日）で、それを肉付けして次のように述べている。

「普通科と専門学科に区分された現行の学科制度は、普通科は進学、専門学科のうちほとんどを占める職業学科は就職という固定的な考え方に基づきやすく、学校間の序列化、偏差値偏重の進路指導などの問題を生じせざる一因になっている。このため、高等学校教育改革の基本的な方向を、教育内容や教育方法のみならず、学科という枠組みにおいても推進するという新たな発想に立つ学科を設置する」

これを受け「高等学校設置基準」は総合学科を「普通教育及び専門教育を選択履習を旨として総合的に施す学科」と規定した。

教育課程は普通科目から専門科目まで多様な選

注9) 山内太郎編『戦後日本の教育改革』第5巻「学校制度」（東大出版会、1972年、354ページ）。

注10) 前掲書『高校教育の展開』（27～33ページ）。

注11) 1954年50%、61年60%、65年70%、70年に80%を超える。

択科目を用意した「総合選択科目群」（例として情報系、伝統技術系、工業管理系、国際協力系、地域振興系、福祉サービス系などを示している）のほかに「自由選択科目」、それに原則履習するものとして「産業社会と人間」「課題研究」「情報」がある。

この学科は就職希望者、大学等進学希望者、それに就職か進学か進路に迷っている生徒のいずれにも対応できるようにしている。かなり柔軟な構造である。

かつての総合制は商業、工業、農業と産業の大きな枠組みごとに分けて普通科と併置されていたが、今日の総合学科は、産業構造の変化に対応して再編成し、教育課程としては学際化を図り、地域や一般社会の要望に応えようとしている。

たとえば福祉関係に従事する人の需要が高まっているから「福祉サービス」を設けたり、地域の伝統工芸や伝統産業を継承する人を養成するための「伝統技術」などが例示されている。

開設された総合高校の編成をみると、文部省例示のバリエーションとして「国際交流系」「環境技術系」「介護福祉系」「¹²⁾野外スポーツ系」「コミュニケーション系」「日本文化系」「¹³⁾生活福祉系」などが見られる。

これまでも「総合」と名の付く高校が登場している。総合技術高校、総合選択制普通高校だ（最近では総合経済高校＝北海道、総合科学高校＝川崎市も誕生している）。これらは1983年以後の「新しいタイプの高校」づくりに沿つたものである。

これらが総合学科と異なる点は、生徒が志望学科を決めて受験することだ。したがって入学定員を超えた生徒は学力で落とされる。総合学科は入学後、「科目群」を選択する。その科目群の系列に所属するわけではない。つまり定員制ではない。だから生徒の希望が満たされる。学びの自己決定

権が保障されているといえよう。

総合技術高校や総合選択制高校、総合学科の高校を訪問する機会があつたが、いずれも生徒の満足度は高かつた。多様な興味、関心のある生徒が、共に学び、クラブ活動を楽しんでいるのが「高校らしさ」を感じさせた。

高校再生のためには「総合制」による多様な学びの場と多様な交流の場を保障する必要がある。

これらの「総合制」が産業界主導の多様化政策、と批判する意見があるが、その点については、後述したい。高校三原則の一つ「総合制」を今日的に発展させる必要があると考える。

2. 「高校全入」の必要性

(1) 国民教育機関として

戦前の中学校は厳しい選抜制度があり、経済的に余裕のある家庭の比較的学力優秀な子どもが行く“閉ざされた”存在だった。戦後は、すでに述べたように、希望する者はだれでも進学できる“開かれた”中等教育機関をめざした。

しかし、その意図は達成されることなく、戦前と同じく適格者主義が再び導入され、“完全に開かれた”教育機関にはならずじまいに今日に到っている。

いま、その適格者主義が撤回されるべき時に来ている。なぜなら、ほぼすべての中学生が高校進学を希望しており、それをかなえてやることが学習権と進路の自己決定権を保障することになるからだ。ではなぜ中学生は最低、「高卒」の学歴を求めているのか。それは高学歴化する社会にあって、中卒者に対する就職や結婚などの学歴差別への不安を抱いているからだ。現に中卒者の職場は限られたものであり、かつてのように“金の卵”と、もてはやされもしなくなっている。中小企業からの中卒者に対する需要は依然多い（Ⅳ. 参照）が、それは安い労働力確保のため、といえるので

注12) 95年度開設の三重県立昴学園高校。

注13) 同・広島県立高陽東高校。

はないか。

また、ほとんどの公的職業資格も「高卒程度」になっている。ということは、現在のほとんどの職業が技能、知識、教養面で高卒レベルを必要としている証左であろう。

子どもの学習権を確保し、学歴差別をなくし、国民の知的レベルを上げるためにも、高校はすべての子どもに開放されなければならない。つまり国民「的」教育機関ではなく、「的」を抜いて「国民教育機関」として高校を位置づける必要がある。

(2) 市民社会の形成者を育てる

高校教育は生徒の興味・関心等に応じて選択科目を大幅に増やすとしても、すべての高校生が共通に履習する教科・科目を用意する必要がある。

先に見た1949年の文部省の「望ましい運営の指針」は「高校教育は広い選択教科制度をとらねばならない。しかし共通教科も必要」として、国語、一般社会、体育のほか社会、理科、数学から1教科を選択する「4教科・共通履習」を示している。

なぜこれらの教科が共通に学ぶべき必要性があるのか、「指針」には説明がないのでわからない。しかし、その理由の何如に関わらず、今日、この4教科を共通教科として復活させることには同意できない。なぜなら共通教科が少なすぎるからだ。

むしろ現行学習指導要領に定めた通りの共通必修教科（国語I、社会、数学I、理科I、体育・保健、家庭科、芸術）の方が幅広く、かつ2学年以降の選択教科を学ぶ基礎としてふさわしいと考える。複雑・高度化する社会にあって、将来、技術系の職場や理工系の大学へ進む者にとって、国語や社会など人文・社会科学系の基礎知識が必要だし、事務系の職場や人文社会系の大学に進む者にとっても、最低限の理科的知識が必要である。

しかし、今日の社会にあって、またこれから社会を見通したときに、これらの教科だけを高校の共通教科とするのでは不十分だ。これにプラスして必要なのは、民主的市民社会の形成者になる

教育である。

それは社会科だけでは不十分である。市民として政治や行政など「公」に対して意見を述べ、参加し、行動できる基本的な知識とノウハウを高校時代に身につける必要がある。

そのベースになるのが、憲法と子どもの権利条約に保障された市民的自由と権利（思想・信条の自由、集会・結社の自由など）の学習である。

さらに、ほとんどの生徒が将来、職業人になるのだから、労働基本権など労働者としての権利と義務を学んでおく必要がある。現在、総合学科で原則履習となっている「産業社会と人間」を単に進路教育にとどめず、内容を充実させ、これを普通科を含むすべての高校生に共通に履修させるべきだろう。

その際、商品を生産、流通する行為や技術開発の結果が、環境や人命に悪影響を及ぼさないように心がける環境教育も必要である。

(3) 地球市民を育てる

一方、国際化社会の一員として生きていくために、人類共通の課題である環境、平和、人権についての教育を行い、国境を越えて連帯、協力しあう「地球市民」の育成をめざすべきである。その際、ユネスコの一連の勧告が有効である。

たとえば1974年11月に第18回ユネスコ総会で採択された「国際理解・国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」には、各国における教育政策の主要な指導原則として「すべての民族並びにその文化、文明、価値、生活様式（国内の民族文化及び他国民の文化を含む）に対する理解と尊重」「諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が拡大していることの認識」など7項目をあげている。

1945年11月に採択されたユネスコ憲章の冒頭には「戦争は人の心の中に生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ」という有名な言葉が掲げられている。この

「人の心に平和のとりでを築く」ためには「国際理解教育勧告」にあるように、諸民族、諸国民間の相互理解と尊重が必要なわけで、こうした教育が日本の高校生に行われなければならない。

高校は青年が社会に出るにあたって必要な知識や技能・物の見方、考え方を学ぶ場である。

21世紀に生きる市民を育てるためには、これまで述べてきたようなカリキュラムを用意し、すべての青年に共通に学ばせる必要がある。その上で生徒一人ひとりの興味・関心や将来の職業に対応した教科・科目を主体的に選択学習させることだ。それが子どもの学習権を保障することになる。

3. 真の学習権の保障

(1) 子どもの多様性に依拠して

高校の多様化政策が開始されたのは1960年代に入つてからだった。「60年安保」（日米安全保障条約改定反対闘争）の後に登場した池田勇人首相が「国民所得倍増計画」を打ち出した（60年12月、閣議決定）のがきっかけだった。

その「計画」には、ハイタレントである大学理工学部卒業の「科学技術者」、工業高校卒の「技術者」、「技能工・熟練工」といった産業を支える労働者ピラミッドの向こう10年間の需要計画が示されていた。

それを受けた形で1963年1月、経済審議会は「経済発展における人的能力開発の課題と対策」を答申、その中で経済発展をリードする高度な能力を持つた人間（ハイタレント）をIQ検査等で3～5%確保するため、学校体系を多様化し「とび級」や「とび進学」を認めるよう提言、また個人の能力や適性に応じた教育の推進を求めた。

これを具体化したのが1966年の中央教育審議会答申「後期中等教育の拡充整備について」だった。答申は「学科等のあり方について教育内容・方法の両面から再検討を加えて、生徒の適性・能力・進路に対応するとともに、職種の専門分化と新しい分野の人材需要とに即応するよう改善し、教育内容の多様化を図る」と述べている。

これをもとに高校の職業科に秘書科、観光科などの職業の数ほど「小学科」が乱造され、その数は285に上った。

60年代から始まった高校の多様化政策は、経済の高度成長を下支えする役割を担い、明らかに産業界の強い要請に基づくものだった。ハイタレント＝能力主義教育は経済の論理に教育を従属させようというものの、そこでは子どもの人格を完成させるという本来の教育目標は失われ、産業界に（能力に応じて）役立つ“人材”的育成が、もっぱら行われた。

しかし80年代に入ってからの高校の多様化政策は、それまでの「産業界の要請」よりも「生徒の多様化」にあわせた教育に重点が置かれるようになった。「新しいタイプの高校」づくりがそうであつたし、1989年の学習指導要領改定でも「生徒の一層の多様化に対応した教育課程の編成」が強調された。

高校進学率が90%台に達し、多様な学力、興味、関心をもつた生徒が高校に入つてくる時代になった。しかし、偏差値の進路指導への導入などで、希望する高校へ進学できなかつた生徒（不本意入学）が、中退していく状況にあり、毎年、その数は11万人にのぼつた。この点に留意する必要がある。

だから60年代の第1次多様化への反対論を80年代以降の第2次多様化に機械的にあてはめるには無理があるといわざるをえない。今日の多様化に反対するならば、生徒の興味・関心や将来の進路を封鎖することになる。学習権や進路の自己決定権、自己実現の保障を結果的に否定することになろう。

子どもは誰でも将来、何らかの職業に就くことになる。そのため職業教育は必要である。その職業教育が産業構造の変化、職業の専門分化にあわせて再編され、新しい職業学科や総合学科の「系列」が高校に用意される。それを子どもが主体的に選択して学ぶ。そのことを認めなければならない。

高校に多様な学科、コース等が用意され、子どもは自分の興味、関心や将来の進路にあわせて主体的に選び学習するということは、子ども一人ひとりの「学ぶ目標」が異なることである。他人と同じ目標なら、そこに競争が生じるが、目標が別なら競争も起きない。つまり「競争」の解体であり、友だち同士、お互い目標達成に向けて励まし合う「共生」へと転換できるのである。

「教育をうける者の多様性に基づく教育制度の多様化の新しい理念と根拠を見つけること」¹⁴⁾がいま求められているのだ。

それは「産業界からの多様化の要請」を排除して「子どもの多様な要求に応じる教育の保障」である。

(2) 高校入試改革の4原則

日教組や教育学者の中には、これまで「教育の機会均等」を「どの高校に入つても、同じ教育を受けられるようにすること」ととらえて、その実現のために「小学区制」や「総合選抜制」の実施を行政当局に求めてきた。これによって高校間格差が是正され、差別選別の教育を排除できると考えてきた。

しかし、「小学区制」も「総合選抜制」も各都道府県の高校入試に関する審議会などで常に「生徒の希望する高校へ進学できにくい制度」と批判され、実現を阻まれてきた。それは全県から県内トップ校（有名大学進学実績の高い公立高校）へ英才を集めたいというエリート育成の立場からの声が主流だった。しかし、それ以外の県民も「希望する高校へ」の要望が強かつたのも確かである。

そうした声に押されて「小学区制」も「総合選抜制」も普及していない。それどころか減る一方である。「小学区制」は最後まで府全域で実施してきた京都が1984年度に廃止になり、いま山梨など一部地域に残っているだけ。「総合選抜制」をとつてきた県も「見直し」をすすめ、全学区で唯

一実施していた三重県は1995年度から廃止、一部の学区で実施していた大分県も全面廃止に、岡山、広島両県も一部改められた。

私たち日教組の国民教育文化総合研究所の高校入試改革プロジェクトチームが行った調査（後掲参照）によると、「もし、高校入試以外の方法で入学できるとすれば、どのような方法がよいと思いますか」という質問に、中3・高1の69.5%が「自由に高校を選んで進学できるようにする」と希望する高校への進学を求めている。小学区制を望む中3・高1生は24.9%にとどまっている。子どもたちのこの気持ちを重視する必要がある。

高校間格差を是正し、みんなと同じ教育を受ける「小学区制」や「総合選抜制」の実施を求めるのは、もはや無理なのではないか。生徒の希望を生かさない進学は、不本意入学であり、ひいては中退につながる。子どもの進路を保障したことにはならない。

みんなが同じ高校教育を受ける一元的平等主義を改め、みんなが自分の興味・関心、将来の進路にあわせた教育を受ける多元的平等主義を実現すべきである。それは「学力によるタテの序列」を解体し、“多品種・差異化”された高校に改革することで「ヨコの共存」体制をつくることである。

のことによって初めて生徒たちは、自分の興味・関心や自分の将来を見通した学科やコースを選択して学ぶことが可能になるのだ。

つまり、高校入試改革は①教育の機会均等の保障②学校間格差の解消③適格者主義の排除④進路の自己決定権の保障、の4つを満たすものでなければならない。これを「高校入試改革の4原則」としたい。この4原則を実現するには、新制高校の理念を踏まえつつ、今日的状況を加味した新しい進学システムを確立する必要がある。

4. 「地域合同総合制」の提案

そのシステムとして「地域合同総合制」を提案

注14) 黒崎勲『現代日本の教育と能力主義』(岩波書店、1995年、186ページ)。

したい。以下、その仕組みとメリットを述べる。

(1) 地域合同総合制の仕組み

① すべての高校を総合化・特色化

文部省は普通科、職業科のほかに“第3の学科”として総合学科を設けたが、“第3の学科”としてではなく、普通科、職業科のすべてを総合学科にする。その理由は、すでに述べたように、生徒が自分の興味・関心・将来の進路にあわせて、主体的に総合選択科目群を選んで学習できるからだ。それには定員制がないから選抜もない。

1995年度現在、総合学科は19県で国公私立あわせて23校開設されている。今後、徐々に増える見通しだが、いまのところ、せいぜい各都道府県に1校ということになりそうだ。

しかし、文部省の高校教育改革推進会議が1992年6月、第1次報告の中間まとめを発表したとき、座長の上寺久雄・前兵庫教育大学長（現在、岐阜教育大学長）は記者会見で「この総合学科は全体的な高校改革の第一歩」と述べ、各県にたくさん増えることを期待していた。また文部省の幹部も「将来は全高校の半分ぐらいは総合学科にしてもよいのではないか」と語ったと伝えられる。こうした発言からみて総合学科は拡充の方向にあるといつていいだろう。

高校を総合化、特色化にするにあたっては、普通科は普通科の、工業科は工業科の、といった現行の教員スタッフや施設設備を生かした総合選択科目群（系列）や学科、コースを設ける。その際、既設の学科で必要なものは残すのは当然である。

総合技術高校や総合選択制高校も共存させる。総合化・特色化にあたっては、たとえば次のような種類が考えられる。

◇普通科＝国際協力、福祉サービス、生活文化、国際文化、環境科学、歴史文化。

◇商業科＝流通管理、商業情報、国際会計、生産流通、情報処理、国際ビジネス、情報実務、情報経理。

◇工業科＝工業管理、工業情報、伝統技術、環境工学、システム工学、染織デザイン、情報電子、工芸。

◇農水科＝生物生産、海洋資源、生産技術、生物資源、食品流通、動物科学、園芸マネジメント、マリン科。

総合選択科目群（系列）や学科、コースを設けるにあたっては文部省の「望ましい運営の指針」（既述）にあるように「その地域のすべての青年の必要を満たす」とともに「その地域社会および一般社会の必要を十分研究して」配置すべきである。

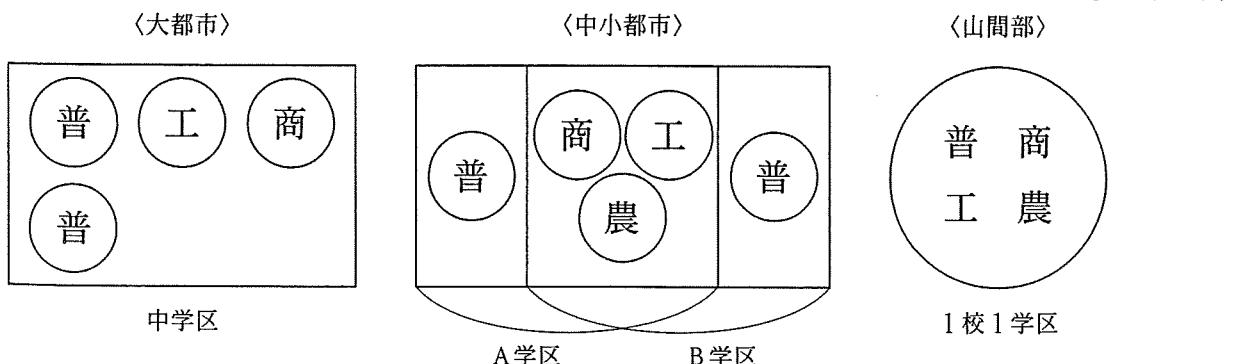
すべての高校が総合化するので、校名も「工業」「商業」などを抜くことだ。これにより、校名による無用な優劣感も解消され、心理的な高校間格差もぬぐい去ることができる。

② 学区の編成

地域の青年の学習要求を、できるだけ身近なところで満たすために、その地域に多様な選択肢の多い「系列」や学科、コース等を設ける必要がある。

そのため旧普通科、旧工業科などを一つのグル

図1



ープに編成し、それを「学区」とする。その際、地理的条件や交通の便、地域社会のニーズなどを考慮して編成することだ。

大枠として図1のような編成が考えられる。

大都市は旧普通科1～2校と旧職業科を1グループ・学区にする。中小都市は旧職業科を2グループ・学区で共有し、どちらの学区からも進学できるようにする。山間部は地理的条件、交通の便から1校に旧普通科、旧職業科系の学科等を地域の必要に応じて配置する。

これにより、各地域ごとに複数の高校が、まとまって全体として生徒の多様な学習要求を満たす「総合制」が実現することになる。これを「地域合同総合制」と名付けたい。

埼玉県立伊奈学園総合高校のように、一つの高校で多様なコースを設ける方式があるが、これだとマンモス化（同校は在校生約3,000人）しそぎる。したがって、数校が一つのグループをつくって合同で総合化する方が、教育条件的にもいいだろう。新たに高校を作る必要もない。

(2) 無試験・全員推薦入学制

このように地域に複数の総合化された高校が用意されると、生徒はその中から自分の興味・関心や将来の進路に応じた学科・コース等を自由に選ぶことが可能になる。そのためには中学生に十分な情報の提供をする必要がある。

生徒は自分の入りたい高校へ志望動機を書く。客観的に見ても、その生徒の選択が正しいことを証明するために、担任教師の推薦状と保護者または第三者（親戚か近所の人）の推薦状を添えて高校へ提出し、面接を受ける。その面接は選抜のためではなく、志望動機の確認と入学後の参考資料を得るためにものとする。

障害児で自分の志望動機を書けない者は、関係者の推薦状だけにする。

調査書も選抜の対象とせず、学年進行で引き継がれるように、進学先の高校へ参考資料として送付、入学後の学習、学校活動の指導に役立てても

らう程度に扱う。

高校側が「この生徒はわが校に向いているかどうか」を選別するのではなく、生徒自身が学びたい高校を主体的に選ぶのである。

もし、自分が希望する学科、コース等が学区内になければ、他学区の希望校への入学を認める。

ある学科・コースに希望者が殺到した場合は、入学定員を弾力化して、定員の1割程度は多く入学させる。さらに希望者がはみ出すようであれば、入学定員を増やすか、学科を増設する。つまり実質的に無定員制にする。当然、教職員の配置もこれに合わせて柔軟に行われるべきである。

これにより適格者主義は排除され、生徒の進路の自己決定権、学習権が保障されることになる。

(3) 次善の策

すべての高校を一括に総合化するのが難しいのであれば、広島高教組の方針にあるように、まず1学区に1校の総合学科を設けることだ。それから年次計画を立てて徐々に総合化、特色化させていく。

(4) 大学等との接続

総合学科を成功させなければ社会的に評価されず、普及もしない。そのため大学・短大等の進学先や就職との接続をうまくする必要がある。

大学・短大については、できるだけ推薦入学をさせることだ。たとえば総合学科の「国際協力系」から大学の国際関係学部へ、「福祉サービス系」から福祉学部へ推薦入学できるようにする。これは国立大学を文部省が、私立大学については私立大学団体が積極的に指導すれば実現可能であろう。

就職についても、たとえば海洋資源系で学んだ生徒は、それにふさわしい職業への受け入れルートを設けることだ。他の系列も同じようにルートをつける。

(5) 私立高校との関係

私学には私学の独自性がある。しかし私学とい

えども公教育の一翼を担っている公的教育機関である。できることなら学校教育法を改正して、すべての高校（国立、私立も含め）を総合化することだ。そうしないと、進学で有名な私立高校は、ますます独自の受験教育路線を突き進むことになり、受験競争は解消されない。

すべての私学に総合化の網をかぶせられないとしたら、まず総合化を希望する私学は、近くのグループ・学区に仲間入りし、生徒の選択肢の一つに位置づけることだ。

それに参加しない私学は公立と社会的に競争しあうことになる。旧学力観（知識の量を学力とする学力観）に基づく受験教育一辺倒の私学と、総合化された新学力観（思考力、創造力等の重視）による公立のどちらが大学や社会から評価されるか。公立が優位なのは明らかである。

(6) 地域合同総合制のメリット

これまで述べてきたように、地域総合制を実現すれば、どの子も希望する高校へ入学できるから、不本意入学、したがって高校中退者も激減するはずである。

また自分の興味、関心等にあわせて高校教育を受けるから、個性を伸ばすことにもなる。

さらに、高校入試をなくすから、中学以下の教育にゆとりと自由ができ、真の学習が保障される。受験勉強の解消により、塾通いはなくなり、部活、生徒会活動、ボランティア活動が活発になり、読書する時間が増え、豊かな人間形成につながるだろう。

高校間格差はなくなり、生徒の間に優劣感が消え、中教審でも指摘された“心の抑圧”から子どもたちは解放されることになろう。

高校が変われば大学が変わり、中学以下の教育が変わる。高校改革はまさに日本の教育改革のキーポイントというべきであろう。

(矢倉久泰)

「中高生の高校入試に関する意識調査」

報告書

本高校入試委員会は、今後の高校入試制度の改善に向けて、中学生及び高校生の高校入試に関する意識を一定程度把握することを目的とした調査を行なった。

もとより、このような単純な調査のみで中高生の意識を把握する事は不可能である。本調査は、本委員会での議論の上で予備的な調査にあたる。すなわち、中高生の高校入試への意識を大づかみに認識するという意味をもつていた。そのために、設問や選択項目をきわめて単純化した。一見して粗雑なアンケートのように思われるかもしれないが、こうした意図があった。

最終報告の中では、直接的にこのアンケートのデータを活用した報告やその引用箇所は少ないかもしれないが、アンケート結果から垣間みることのできる現在の中高生の意識は、委員会全体に共有化されている。

またどれほど、いかに精緻な調査を尽くそうとも、こうした調査のみで、今日の変化し複雑な中学生・高校生の意識を完全な形で掌握することは不可能であろう。ある意味では、調査結果に示された数字ですら疑わしい。

今回の調査では、23単組の組合員にご協力をいただいた。さらにご回答いただいた中学生・高校生は3148人に上る。皆様のご協力に改めて御礼を申し上げる。

(田口康明)

報告の構成は以下のようである。

アンケート調査票（質問用紙全文）

単純集計・クロス集計

単純集計・クロス集計〈解説〉

生徒配布用

1994年11月実施

「中高生の高校入試に関する意識調査」

国民教育文化総合研究所 所長 日高 六郎
高校入試研究委員会 委員長 黒沢 惟昭

この調査は、今後の高校入試制度の改善に向けて、中学生及び高校生のみなさんの考え方を知るために行うものです。この調査の結果は、研究以外の目的で使われることはありません。

また、調査結果は、数字で統計的に処理しますので、あなたご自身の回答が特定できるようにはなっていません。その点安心してお答えください。

回答をお願いする生徒のみなさんへ

- ・質問は、全部で3ページあります。回答は、マークシートの回答用紙がありますのでそこに、回答用紙の下の方にある「マークの仕方」を参考にして、H B以上の濃い鉛筆（シャーペンでも可）でマークしてください。また回答用紙を折り曲げないように注意してください。
- ・この調査は、テストではありません。皆さんのがふだん感じていることをそのまま知ろうとするものです。気軽に答えてください。
- ・質問文を読み、自分の気持ちに近いものをマークしてください。
- ・どうしても、マークできない質問がありましたら、そのままにして、次の質問に進んでください。
- ・質問中に一個所だけ自由記述があります。（問6で、「3. その他」を選択した人）。その場合、「回答用紙」の裏面を使って、ご記入ください。

回答をお願いする生徒のみなさんへ

この調査についての責任の一切は、国民教育文化総合研究所にあります。

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

連絡先 国民教育文化総合研究所
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館 6F
TEL 03-3230-0564
FAX 03-3222-5416

質問用紙

まず、基礎的な質問を行います。

問1	あなたの住む都道府県名をお答え下さい。	01. 北海道 02. 岩手 03. 山梨 04. 新潟 05. 東京 06. 千葉 07. 愛知 08. 大阪 09. 兵庫 10. 広島 11. 高知 12. 大分 13. 宮崎 14. 沖縄
----	---------------------	---

問2	あなたの学年は？	1. 中学3年	2. 高校1年
----	----------	---------	---------

問3	あなたの性別は？	1. 男	2. 女
----	----------	------	------

問4	あなたの居住する地域はどのような地域ですか？（先生の指定するところを記入して下さい）	1. 大都市
		2. 地方都市
		3. 郡部

それでは、高校入試に関する質問を行います。

問5	あなたは高校入試があつた方がよいと思いますか、ない方がよいと思いますか？	1. あつた方がよい
		2. ない方がよい

問6	もし、高校入試以外の方法で高校に入学できるとすれば、どのような方法がよいと思いますか？	1. 小学校から中学校へ進むのと同じように自分の住む校区の高校へ自動的に行けるようにする
		2. 通学可能な範囲であれば、自由に高校を選んで進学できるようにする
		3. その他 (意見があれば裏面に書いて下さい)

問7	高校にほとんどの人が入学するのであれば、中学校と高校を一緒にして6年制の学校を作った方がよいという意見がありますが、このことについてどのように思いますか？	1. 賛成 ----- 2. 反対 ----- 3. わからない
問8	あなたはどんな高校制度がよいと思いますか？	1. 今のように普通科・職業かがわかれているほうがよい ----- 2. 普通科と職業科という区分をせずに、同じことを学ぶほうがよい ----- 3. 入学してから普通科（コース）と職業科（コース）を自由に選択するほうがよい ----- 4. わからない
問9	今の高校は「できる子の行く高校」とそうでない高校がありますが、このことをどう思いますか？	1. 当然だと思う ----- 2. やむをえない ----- 3. おかしいと思う ----- 4. 許せないことだ
問10	「特色のある高校づくり」が行われていますが、このことについてどのように思いますか？	1. 賛成 ----- 2. 反対 ----- 3. よくわからない
問11	高校1年生の人にだけおたずねします。あなたは希望する高校に入れましたか？	1. 希望する高校に入れた ----- 2. どちらかといえば希望する高校に入れた ----- 3. どちらかといえば希望する高校ではなかった ----- 4. 希望する高校ではなかつた

問12	高校1年生の人にだけおたずねします。今の高校に満足していますか？	1. 大いに満足している ----- 2. やや満足している ----- 3. やや不満だ ----- 4. 大いに不満だ
問13	すべての人におたずねします。あなたの成績は自分でどのくらいだと思いますか？	1. よくできるほうだと思う ----- 2. ふつうであると思う ----- 3. あまりよくないと思う
問14	すべての人におたずねします。高校を卒業した後、あなたはどのような進路を望んでいますか？	1. 大学へ進学する ----- 2. 短大へ入学する ----- 3. 専門学校等へ進学する ----- 4. 就職する ----- 5. 家の仕事を継ぐ ----- 6. まだわからない

ありがとうございました

単純集計・クロス集計

単純集計の結果は以下のようになっている。なお、OMRからはじかれたものは「無効」として集計。したがって、これには「記入ミス」及び「記入拒否」も含まれることになる。集計上、選択肢の表記が短縮されてあるが正確には「質問用紙（全文）」を参照されたい。

..... 単純集計

Q01 県名

	実数	%
01 北海道	147	4.7
02 岩手	305	9.7
03 山梨	160	5.1
04 新潟	228	7.2
05 東京	197	6.3
06 千葉	304	9.7
07 愛知	199	6.3
08 大阪	344	10.9
09 兵庫	465	14.8
10 広島	137	4.4
11 高知	97	3.1
12 大分	258	8.2
14 沖縄	84	2.7
無効	209	6.6
	3148	100.0

Q02 学年

	実数	%
1 中学3年	1570	49.9
2 高校1年	1539	48.9
無効	39	1.2
	3148	100.0

Q03 性別

	実数	%
1 男	1526	48.5
2 女	1576	50.1
無効	46	1.5
	3148	100.0

Q04 居住地域

	実数	%
1 大都市	604	19.2
2 地方都市	1896	60.2
3 郡部	615	19.5
無効	33	1.0
	3148	100.0

Q05 高校入試の有無の希望

	実数	%
1 あつた方がよい	1267	40.2
2 ない方がよい	1821	57.8
無効	60	1.9
	3148	100.0

Q06 入試以外の入学方法

	実数	%
1 自動的	770	24.5
2 自由	2145	68.1
3 その他	173	5.5
無効	60	1.9
	3148	100.0

Q07 6年制中等学校

	実数	%
1 賛成	797	25.3
2 反対	1669	53.0
3 不明	631	20.0
無効	51	1.6
	3148	100.0

Q08 望ましい高校制度

	実数	%
1 現状	1099	34.9
2 区分廃止	235	7.5
3 コース制	1529	48.6
4 わからない	228	7.2
無効	57	1.8
	3148	100.0

Q12 高校への満足度

	実数	%
1 大いに満足している	274	8.7
2 やや満足している	720	22.9
3 やや不満だ	382	12.1
4 大いに不満だ	174	5.5
無効	1598	50.8
	3148	100.0

Q09 できる子のいく高校の存在

	実数	%
1 当然	370	11.8
2 やむなし	1617	51.4
3 おかしい	780	24.8
4 許せない	305	9.7
無効	76	2.4
	3148	100.0

Q13 自分の成績

	実数	%
1 良くできるほうだと思う	158	5.0
2 ふつうであると思う	1308	41.6
3 あまりよくないと思う	1588	50.4
無効	94	3.0
	3148	100.0

Q10 特色ある高校

	実数	%
1賛成	1989	63.2
2反対	126	4.0
3よくわからない	961	30.5
無効	72	2.3
	3148	100.0

Q11 希望する高校への入学

	実数	%
1 希望する高校に入れた	824	26.2
2 どちらかといえば希望する高校	417	13.2
3 どちらかといえば希望する高校ではない	207	6.6
4 希望する高校ではなかつた	123	3.9
無効	1577	50.1
	3148	100.0

Q14 高校卒業後の進路

	実数	%
1 大学	1262	40.1
2 短大	203	6.4
3 専門学校	414	13.2
4 就職	498	15.8
5 家業	17	.5
6 不明	666	21.2
無効	88	2.8
	3148	100.0

..... クロス集計

〈Q 1 県名〉と〈Q 5 高校入試の有無の希望〉

		Q 5 あつた方 がよい 1	ない方が よい 2	Total	
		Q 1			
北海道	1	41	103	144	
		28.5	71.5	5.0	
岩手	2	121	181	302	
		40.1	59.9	10.4	
山梨	3	56	104	160	
		35.0	65.0	5.5	
新潟	4	64	164	228	
		28.1	71.9	7.8	
東京	5	99	98	197	
		50.3	49.7	6.8	
千葉	6	154	150	304	
		50.7	49.3	10.5	
愛知	7	115	84	199	
		57.8	42.2	6.8	
大阪	8	114	229	343	
		33.2	66.8	11.8	
兵庫	9	198	265	463	
		42.8	57.2	15.9	
広島	10	20	115	135	
		14.8	85.2	4.6	
高知	11	20	67	87	
		23.0	77.0	3.0	
大分	12	125	128	253	
		49.4	50.6	8.7	
沖縄	14	54	28	82	
		65.9	34.1	2.8	
Total		1186	1722	2908	
		40.8	59.2	100.0	

〈Q 1 県名〉と〈Q 6 入試の方法〉

Q 1	Q 6	自動的	自由	その他	Total	
		1	2	3		
北海道	1	32	105	8	145	
		22.1	72.4	5.5	5.0	
岩手	2	72	213	17	302	
		23.8	70.5	5.6	10.4	
山梨	3	38	113	8	159	
		23.9	71.1	5.0	5.5	
新潟	4	70	146	11	227	
		30.8	64.3	4.8	7.8	
東京	5	58	120	16	194	
		29.9	61.9	8.2	6.7	
千葉	6	69	214	19	302	
		22.8	70.9	6.3	10.4	
愛知	7	58	125	15	198	
		29.3	63.1	7.6	6.8	
大阪	8	107	227	7	341	
		31.4	66.6	2.1	11.7	
兵庫	9	102	337	21	460	
		22.2	73.3	4.6	15.8	
広島	10	24	102	9	135	
		17.8	75.6	6.7	4.6	
高知	11	25	63	5	93	
		26.9	67.7	5.4	3.2	
大分	12	46	187	19	252	
		18.3	74.2	7.5	8.7	
沖縄	14	13	67	3	83	
		15.7	80.7	3.6	2.9	
Total		720	2026	158	2904	
		24.8	69.8	5.4	100.0	

〈Q 1 県名〉と〈Q 7 6年制中学校〉

		Q 7 Q 1	賛成 1	反対 2	不明 3	Total
	0		4 36.4	6 54.5	1 9.1	11 .4
北海道	1		46 31.3	69 46.9	32 21.8	147 5.0
岩手	2		71 23.4	168 55.4	64 21.1	303 10.4
山梨	3		43 26.9	82 51.3	35 21.9	160 5.5
新潟	4		43 18.9	147 64.5	38 16.7	228 7.8
東京	5		62 31.5	110 55.8	25 12.7	197 6.7
千葉	6		75 24.8	167 55.1	61 20.1	303 10.4
愛知	7		41 20.6	120 60.3	38 19.1	199 6.8
大阪	8		71 20.6	187 54.4	86 25.0	344 11.8
兵庫	9		114 24.6	246 53.1	103 22.2	463 15.9
広島	10		52 38.8	45 33.6	37 27.6	134 4.6
高知	11		46 48.9	30 31.9	18 19.1	94 3.2
大分	12		77 30.3	128 50.4	49 19.3	254 8.7
沖縄	14		7 8.3	57 67.9	20 23.8	84 2.9
Total			752 25.7	1562 53.5	607 20.8	2921 100.0

〈Q 1 県名〉と〈Q 8 望ましい高校制度〉

		Q 8 Q 1	現状 1	区分 廃止 2	コース 制 3	不明 4	Total
北海道	1		52 35.6	7 4.8	82 56.2	5 3.4	146 5.0
岩手	2		105 34.7	27 8.9	153 50.5	18 5.9	303 10.4
山梨	3		82 51.3	9 5.6	66 41.3	3 1.9	160 5.5
新潟	4		89 39.0	20 8.8	105 46.1	14 6.1	228 7.8
東京	5		77 39.1	15 7.6	97 49.2	8 4.1	197 6.8
千葉	6		113 37.2	16 5.3	156 51.3	19 6.3	304 10.4
愛知	7		91 45.7	8 4.0	83 41.7	17 8.5	199 6.8
大阪	8		104 30.2	30 8.7	178 51.7	32 9.3	344 11.8
兵庫	9		155 33.5	29 6.3	228 49.2	51 11.0	463 15.9
広島	10		35 26.7	11 8.4	69 52.7	16 12.2	131 4.5
高知	11		30 32.3	12 12.9	46 49.5	5 5.4	93 3.2
大分	12		80 31.6	26 10.3	134 53.0	13 5.1	253 8.7
沖縄	14		30 35.7	9 10.7	42 50.0	3 3.6	84 2.9
Total			35.9	7.5	49.5	7.1	100.0

〈Q1県名〉と〈Q9できる子のいく高校の存在〉

		Q9 Q1					Total
		当然 1	やむなし 2	おかしい 3	許せない 4		Total
北海道	1	20 13.8	64 44.1	38 26.2	23 15.9	145 5.0	
岩手	2	31 10.3	181 59.9	62 20.5	28 9.3	302 10.4	
山梨	3	16 10.0	99 61.9	29 18.1	16 10.0	160 5.5	
新潟	4	14 6.1	111 48.7	64 28.1	39 17.1	228 7.9	
東京	5	27 13.8	107 54.6	39 19.9	23 11.7	196 6.8	
千葉	6	46 15.2	171 56.6	60 19.9	25 8.3	302 10.4	
愛知	7	22 11.1	119 59.8	42 21.1	16 8.0	199 6.9	
大阪	8	25 7.3	166 48.4	129 37.6	23 6.7	343 11.9	
兵庫	9	58 12.6	244 53.0	117 25.4	41 8.9	460 15.9	
広島	10	17 13.0	60 45.8	38 29.0	16 12.2	131 4.5	
高知	11	23 26.4	35 40.2	25 28.7	4 4.6	87 3.0	
大分	12	28 11.3	111 44.8	83 33.5	26 10.5	248 8.6	
沖縄	14	10 11.9	51 60.7	18 21.4	5 6.0	84 2.9	
Total		11.7	52.6	25.8	9.9	100.0	

〈Q1県名〉と〈Q14高校卒業後の進路〉

		Q14 Q1						Total
		大学 1	短大 2	専門 3	就職 4	家業 5	不明 6	Total
北海道	1	46 32.4	9 6.3	19 13.4	40 28.2	1 .7	27 19.0	142 4.9
岩手	2	65 21.5	17 5.6	51 16.9	110 36.4	1 .3	58 19.2	302 10.5
山梨	3	66 41.3	6 3.8	28 17.5	27 16.9	2 1.3	31 19.4	160 5.5
新潟	4	78 34.2	19 8.3	43 18.9	28 12.3	1 .4	59 25.9	228 7.9
東京	5	99 50.3	10 5.1	27 13.7	18 9.1	1 .5	42 21.3	197 6.8
千葉	6	182 59.9	21 6.9	31 10.2	18 5.9	2 .7	50 16.4	304 10.5
愛知	7	115 57.8	16 8.0	18 9.0	25 12.6		25 12.6	199 6.9
大阪	8	138 40.4	32 9.4	37 10.8	40 11.7	2 .6	93 27.2	342 11.9
兵庫	9	194 42.0	37 8.0	58 12.6	65 14.1	4 .9	104 22.5	462 16.0
広島	10	42 32.6	4 3.1	24 18.6	20 15.5	1 .8	38 29.5	129 4.5
高知	11	26 32.5	4 5.0	13 16.3	15 18.8		22 27.5	80 2.8
大分	12	88 35.5	15 6.0	23 9.3	61 24.6	1 .4	60 24.2	248 8.6
沖縄	14	49 59.0	4 4.8	10 12.0	2 2.4		18 21.7	83 2.9
Total		41.3	6.8	13.3	16.3	.6	21.8	100.0

〈Q 2学年〉と〈Q 5高校入試の有無の希望〉

Q 5 Q 2		あつた方 がよい 1	ない方 がよい 2	Total
中学3年 1	376 24.2	1177 75.8	1553 50.4	
高校1年 2	883 57.9	643 42.1	1526 49.6	
Total	40.9	59.1	100.0	

〈Q 2学年〉と〈Q 9できる子のいく高校の存在〉

Q 9 Q 2		当然	やむなし	おかしい	許せない	Total
中学3年 1	156 10.1	742 48.1	461 29.9	184 11.9	1543 50.3	
高校1年 2	210 13.8	875 57.4	319 20.9	120 7.9	1524 49.7	
Total	11.9	52.7	25.4	9.9	100.0	

〈Q 2学年〉と〈Q 6入試以外の入学方法〉

Q 6 Q 2		自動的 1	自由 2	その他 3	Total
中学3年 1	413 26.6	1084 69.8	57 3.7	1554 50.5	
高校1年 2	356 23.4	1057 69.4	111 7.3	1524 49.5	
Total	25.0	69.6	5.5	100.0	

〈Q 2学年〉と〈Q 14高校卒業後の進路〉

Q 14 Q 1		大学 1	短大 2	専門 3	就職 4	家業 5	不明 6	Total
中3 1	611 39.6	103 6.7	236 15.3	234 15.2	12 .8	345 22.4	1541 50.4	
高1 2	651 42.9	100 6.6	178 11.7	263 17.3	5 .3	320 21.1	1517 49.6	
Total	41.3	6.6	13.5	16.3	.6	21.7	100.0	

〈Q 2学年〉と〈Q 7 6年制中等学校〉

Q 7 Q 2		賛成 1	反対 2	不明 3	Total
中学3年 1	505 32.5	740 47.6	309 19.9	1554 50.3	
高校1年 2	292 19.0	923 60.2	318 20.7	1533 49.7	
Total	25.8	53.9	20.3	100.0	

〈Q 3性別〉と〈Q 5高校入試の有無の希望〉

Q 5 Q 3		あつた方 がよい 1	ない方 がよい 2	Total
男 1	671 44.3	842 55.7	1513 49.3	
女 2	588 37.7	970 62.3	1558 50.7	
Total	41.0	59.0	100.0	

〈Q 2学年〉と〈Q 8望ましい高校制度〉

Q 8 Q 2		現状 1	区分 廃止 2	コース 制 3	不明 4	Total
中学3年 1	529 34.1	129 8.3	799 51.5	94 6.1	1551 50.3	
高校1年 2	566 37.0	106 6.9	724 47.3	134 8.8	1530 49.7	
Total	35.5	7.6	49.4	7.4	100.0	

〈Q 3性別〉と〈Q 6入試以外の入学方法〉

Q 6 Q 3		自動的 1	自由 2	その他 3	Total
男 1	391 25.9	1019 67.5	100 6.6	1510 49.2	
女 2	372 23.8	1121 71.8	68 4.4	1561 50.8	
Total	24.8	69.7	5.5	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q7 6年制中等学校〉

		Q7 Q3	賛成 1	反対 2	不明 3	Total
男	1	414 27.2	855 56.2	252 16.6	1521 49.3	
女	2	380 24.3	809 51.7	375 24.0	1564 50.7	
	Total	25.7	53.9	20.3	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q11希望する高校への入学〉

		Q11 Q3	希望 1	どち希 2	どち 非希望 3	非希望 4	Total Total
男	1	366 49.1	205 27.5	101 13.5	74 9.9	746 47.5	
女	2	458 55.7	211 25.6	105 12.8	49 6.0	823 52.5	
	Total	52.5	26.5	13.1	7.8	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q8望ましい高校制度〉

		Q8 Q3	現状 1	区分 廃止 2	コース 制 3	不明 4	Total
男	1	517 34.1	141 9.3	741 48.8	118 7.8	1517 49.3	
女	2	581 37.2	92 5.9	778 49.8	110 7.0	1561 50.7	
	Total	35.7	7.6	49.4	7.4	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q12高校への満足度〉

		Q12 Q3	大満足 1	やや 満足 2	やや 不満 3	不満 4	Total
男	1	124 16.8	318 43.2	194 26.4	100 13.6	736 47.5	
女	2	150 18.5	401 49.4	188 23.2	73 9.0	812 52.5	
	Total	17.7	46.4	24.7	11.2	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q9できる子のいく高校の存在〉

		Q9 Q3	当然 1	やむなし 2	おかしい 3	許せない 4	Total
男	1	230 15.2	774 51.2	308 20.4	200 13.2	1512 49.4	
女	2	139 9.0	839 54.1	469 30.2	104 6.7	1551 50.6	
	Total	12.0	52.7	25.4	9.9	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q14高校卒業後の進路〉

		Q14 Q3	大学 1	短大 2	専門 3	就職 4	家業 5	不明 6	Total
男	1	714 47.4	11 .7	158 10.5	265 17.6	15 1.0	342 22.7	1505 49.3	
女	2	544 35.1	192 12.4	256 16.5	233 15.0	2 .1	322 20.8	1549 50.7	
	Total	41.2	6.6	13.6	16.3	.6	21.7	100.0	

〈Q3性別〉と〈Q10特色ある高校〉

		Q10 Q3	賛成 1	反対 2	不明 3	Total
男	1	1010 66.7	97 6.4	407 26.9	1514 49.3	
女	2	974 62.6	29 1.9	553 35.5	1556 50.7	
	Total	64.6	4.1	31.3	100.0	

〈Q 4居住地域〉と〈Q 5高校入試の有無の希望〉

Q 5 Q 4		あつた方 がよい 1	ない方が よい 2	Total
大都市	1	275	322	597
		46.1	53.9	19.4
地方都市	2	758	1118	1876
		40.4	59.6	60.9
郡部	3	230	377	607
		37.9	62.1	19.7
Total		41.0	59.0	100.0

〈Q 4居住地域〉と〈Q 9できる子のいく高校の存在〉

Q 9 Q 4		当然 1	やむなし 2	おかしい 3	許せない 4	Total
大都市	1	88	312	129	61	590
		14.9	52.9	21.9	10.3	19.2
地方都市	2	224	977	490	181	1872
		12.0	52.2	26.2	9.7	61.1
郡部	3	57	327	159	61	604
		9.4	54.1	26.3	10.1	19.7
Total		12.0	52.7	25.4	9.9	100.0

〈Q 4居住地域〉と〈Q 6入試以外の入学方法〉

Q 6 Q 4		自動的 1	自由 2	その他 3	Total
大都市	1	158	395	38	591
		26.7	66.8	6.4	19.2
地方都市	2	471	1308	100	1879
		25.1	69.6	5.3	61.0
郡部	3	137	438	33	608
		22.5	72.0	5.4	19.8
Total		24.9	69.6	5.6	100.0

〈Q 4居住地域〉と〈Q 10特色ある高校〉

Q 10 Q 4		賛成 1	反対 2	不明 3	Total
大都市	1	409	27	156	592
		69.1	4.6	26.4	19.3
地方都市	2	1191	77	609	1877
		63.5	4.1	32.4	61.1
郡部	3	386	22	193	601
		64.2	3.7	32.1	19.6
Total		64.7	4.1	31.2	100.0

〈Q 4居住地域〉と〈Q 7 6年制中等学校〉

Q 7 Q 4		賛成 1	反対 2	不明 3	Total
大都市	1	167	328	104	599
		27.9	54.8	17.4	19.4
地方都市	2	482	1008	397	1887
		25.5	53.4	21.0	61.0
郡部	3	145	331	129	605
		24.0	54.7	21.3	19.6
Total		25.7	53.9	20.4	100.0

〈Q 4居住地域〉と〈Q 11希望する高校への入学〉

Q 11 Q 4		希望 1	どちら 希望 2	どちら 非希望 3	非希望 4	Total
大都市	1	173	113	57	32	375
		46.1	30.1	15.2	8.5	24.0
地方都市	2	521	230	112	61	924
		56.4	24.9	12.1	6.6	59.0
郡部	3	128	73	36	29	266
		48.1	27.4	13.5	10.9	17.0
Total		52.5	26.6	13.1	7.8	100.0

〈Q4居住地域〉と〈Q12高校への満足度〉

Q12 Q4		大満足 1	やや 満足 2	やや 不満 3	不満 4	Total
大都市	1	76 20.5	162 43.8	86 23.2	46 12.4	370 24.0
地方都市	2	158 17.3	447 49.0	224 24.5	84 9.2	913 59.1
郡部	3	40 15.3	107 41.0	71 27.2	43 16.5	261 16.9
Total		17.7	46.4	24.7	11.2	100.0

〈Q4居住地域〉と〈Q13自分の成績〉

Q13 Q4		良 1	普通 2	不良 3	Total
大都市	1	45 7.6	262 44.4	283 48.0	590 19.4
地方都市	2	88 4.7	778 41.8	994 53.4	1860 61.0
郡部	3	25 4.2	265 44.3	308 51.5	598 19.6
Total		5.2	42.8	52.0	100.0

〈Q4居住地域〉と〈Q14高校卒業後の進路〉

Q14 Q3		大学 1	短大 2	専門 3	就職 4	家業 5	不明 6	Total
大都市	1	265 45.1	37 6.3	81 13.8	75 12.8	2 .3	128 21.8	588 19.2
地方都市	2	800 42.8	129 6.9	226 12.1	278 14.9	11 .6	425 22.7	1869 61.2
郡部	3	194 32.4	37 6.2	107 17.9	144 24.1	4 .7	112 18.7	598 19.6
Total		41.2	6.6	13.6	16.3	.6	21.8	100.0

単純集計・クロス集計〈解説〉

「中高生の高校入試に関する意識調査」

総回答数 3148

〔単純集計〕フェースについて

1. 設問1都道府県別の集計数の偏りが大きく、都道府県別集計にどれほど意味があるかはわからない。そこで、本解説では都道府県別とのクロスは読まなかつた。
2. 設問2学年（中3、高1）に、大きな偏りはない。
3. 設問3性別（男、女）に、大きな偏りはない。
4. 設問4地域別の偏りは、大都市20、地方都市60、郡部20である。

〔単純集計〕／〔クロス集計〕 調査内容について

5. 設問5高校入試の有無について

＜単純集計＞

「あつた方がよい」4：「ない方がよい」6

真綿締めのようなプレッシャーである高校入試の重圧を表現した数字なのであろう。>

＜学年別＞

中3では25：75だから、3/4が「ない方」を望んでいる。高1では6：4弱で、「あつた方がよい」が多い。入試を終えた者の気楽さか。入試結果に対する満足感か。

＜男女別＞

男では45：55でほぼ同じ。やや「ない方がよい」が多い。女では4：6強で「ない方がよい」が多い。それゆえ、学年別とのクロスから考えて、中3女では「ない方がよい」がもつと多いはずである。

＜地域別＞

基本的に偏りなし。ただ、やや大都市では競争志向的：有希望が46、逆に郡部では穏健的：「あつた方がよい」38、「ない方がよい」62。

6. 設問6高校入試以外の入学方法

＜単純集計＞

中学校同様自動的25：通学可能自由選択：70：

その他(自由記述)5

＜学年別＞

中3、高1ともほぼ同じ26(23)：70(70)：4(7)

中学校のような義務制より自由選択を望む者が多いため。「準義務化」の形態にもよるだろうが、「準義務化」を受け入れる余地はあるだろう。

＜男女別＞

男女間に大きな差異はないが、女(71)の方が男(68)よりやや自由選択が多い。

＜地域別＞

大都市の方が郡部より「自由選択」が少ない(67：72)。逆に、「中学校同様自動的」では、大都市の方が郡部より多い(27：23)。この理由についてははつきりしない。調査対象の都道府県の偏りや、調査対象者である生徒の偏りかもしれない。また、大都市部の方が「中学校同様自動的」にしても、学校選択の幅が大きいだろうと期待できるのかもしれない。

7. 設問76年制中高一貫学校

＜単純集計＞

賛成26：反対54：わからない20。反対が過半数だが、「わからない」が2割もいる。日本では、まだ6年制中高一貫学校本格的な議論がなされていないので、生徒たちに質問すること自体が無理なのかもしれない。

＜学年別＞

中3では、平均より賛成がやや多く(33)、反対がやや少ない(48)。

高1では、逆に賛成が非常に少なく(19)、反対が多い(60)。

高校入試を挟んで、中3と高1では考えが逆転している。その理由として考えられることは、中3では中学校の延長で比較的容易に6年制中高一貫学校を考えることができるが、高1になれば中学校を卒業してせつからく高校に入ったのに躊躇しているのかもしれない。

＜男女別＞

男女ともほぼ平均と同じだが、女に「わからな

い」が多いため、「賛成」「反対」とも、男の方が女より多い（男女間：賛成27：24、反対56：52）

<地域別>

大都市、地方都市、群部とも、平均とほぼ同じ。地域的な偏りはみられない。

8. 設問8望まし高校制度

<単純集計>

現状（普通科・職業科）、区分廃止（同一学習）、入学後コース自由選択、わからない。現状36：区分廃止8：コース制50：わからない7。

現行中学校のような同一学習に、人気はない。生徒たちの希望は、競争選抜による学科別の高校である現状と、入学後のコース自由選択制に二分されているが、入学後コース自由選択の方が半数を占めて、多い。自由選択の時期については問うてないが、この希望は、我々の考え方についもので、貴重である。

<学年別>

当然のことであろうが、中3の方が高1より入学後のコース自由選択制を希望する者が多い(52：47)。現状の競争選抜では高1が中3より微差ながら多い(37：34)。だが、ほぼ同じだと考えられる。ただ競争選抜による学科別を支持する生徒が、中高を問わず約35%もいることは、考えておかなければならることだろう。

<男女別>

男女間での偏りは、平均と比較して、特に見当たらない。

<地域別>

地域的偏りも見当たらない。

9. 設問9「できる子の行く高校」とそうでない高校の存在

<単純集計>

当然12：やむをえない53：おかしい25：許せない10。

現状追認〔一種の諦観〕である「やむをえない」が過半数（日本の無責任体制か）。しかし、懷疑

派（正義派を含めて）も35%いる。

競争派〔当然〕と正義派はともに1割。

<学年別>

当然だが、高1の方が中3より競争的（当然14：10、やむなし57：48）である。逆にいえば、中3の方が懷疑的（30：21）、正義的（12：8）である。

ここに示されている数字は、現行の選別型高校入試が発するストレスなのであろう。入試を前にした者と終えた者の意識の差。

<男女別>

男の方が女よりやや競争的（当然15）で、女の方が懷疑的（おかしい30）と言えそうだ。だが同時に、男の方が女より正義派も多い（「許せない」の男女比13：7）

<地域別>

平均と比べて、地域的偏りは特に見られないが、敢えて言えば、大都市の方がやや競争的（当然15、おかしい21）と言えそうだ。

10. 設問10「特色のある高校づくり」

<単純集計>

賛成65：反対4：わからない31

「特色のある高校づくり」の内容が本当に周知されているのだろうか（「わからない」者が3割もいる）。それでも、特色のある高校づくりは、全般に歓迎されていると言えるだろう。

<学年別>

学年別の偏りは見当たらない。それにしても、高1でも「わからない」者が3割も強いる。「特色ある高校づくり」で偏差値受験戦争を克服しようと意図している文部省の考えは、まだ浸透していないようだ。否、高校間格差が厳然と存在しているなかで、「特色のある高校づくり」はいまだ完全に実践されてはいないのではないだろうか。

<男女別>

男の方が女より賛成(67：63)も反対(6：2)も多い。女の方が男より多いのは、「わからない」(36：27)である。男の「わからない」者は少ない。

<地域別>

大都市で賛成がやや多く(69)、「わからない」が少ない(26)。地方都市と郡部はほぼ平均と同じ。

11. 設問11高1のみ 希望する高校に入学できたか

<単純集計>

「希望する高校に入れた」53：「どちらかといえば希望する高校に入れた」27：「どちらかといえば希望する高校に入れなかつた」13：「希望する高校ではなかつた」8

調査した高校のいわゆるランキングも、普通高校か職業高校かもわからならないので、正確な数字読みはできない。しかし、「希望する高校に入れた」者が半数いるなかで、やはり後2者の不本意入学者が2割もいることは、要注意である。高校入試の問題点の一つの表われだろう。

<男女別>

平均と比べて、「希望する高校に入れた」は男で低く(49)、女で高い(56)。男の方が目標高校が高いのだろうか。同じことは、「希望する高校ではなかつた」者の割合が、男の方が女より大きい(10：6)点からも言えよう。男同士の差異の方が女同士の差異より大きいのだろうか。

<地域別>

「希望する高校に入れた」では、地方都市がもっとも高い(56)。また、前2者の合計である広い意味での希望高校入学でみても、地方都市がもっとも高い(81)。だが、大都市も郡部も高い(ともに76)。

反対に、「希望する高校ではなかつた」者の割合は、郡部が高い(11)。高校の数が少なく、選択する余地が小さいということであろう。

12. 設問12高1のみ 今の高校に対する満足度

<単純集計>

大満足18：やや満足47：やや不満25：大不満11
不本意入学者(21)より不満者（やや不満と大不満）が多い(36)。

設問11と設問12をクロスさせて、調べるみる価値がありそうだ。

大雑把に言えば、6割が満足で、4割が不満だということである。

<男女別>

平均と比べて、男に不満が多く(40)、女に満足が多い(68)。

<地域別>

大満足は大都市がもっとも多い(21)が、前2者の合計である広い意味での満足をみると、地方都市の方が大都市よりわずかだけ多い(66：64)。なお、大不満(17)および後2者の合計である広い意味での不満(44)は、ともに郡部がもっとも多い。選択できる高校がやはり少ないとことであろう。

13. 設問13自分の成績

<単純集計>

良くできる5：普通43：あまり良くない52

全般的に謙虚?! それにしても、「あまり良くない」が過半数とは多過ぎる。受験競争の激しさのなかでの精神的プレッシャーとかストレスの強さの表われなのだろうか。しかし、この質問は回答してもらった生徒たちの主観的評価を尋ねているため、生徒たちが通っている中学校、高校によって、おそらく生徒たちの感じ方も違つてくるのだろう。これら辺りのことが、実はよくわからない。

<学年別>

中3も高1も平均と比べて、それほどの偏りは見当たらない。だが、中3では普通が少なく(40：平均43)、「あまり良くない」が多い(54：平均52)。また高1では、良い(4.5：平均5.2)と「あまり良くない」(50：平均52)が少なく、普通が多い(46：平均42)。高校入試を前にした生徒と終えた生徒との意識の差異なのかもしれない。

<男女別>

平均と比べて、良いは男で多く(8)、女で少ない(3)。「あまり良くない」は男女とも平均的だから、普通は男で少なく(39)、女で多い(46)。

<地域別>

大都市で、良いが多く(7.6：平均5.2)、「あまり

良くない」が少ない(48：平均52)。地方都市と郡部は、平均とほぼ同じである。

14. 設問14高校卒業後の進路希望

<単純集計>

大学進学41：短大進学7：専門学校進学14：就職16：家事継承0.6：まだわからない22>

短大を合わせた大学進学希望は48%だから、他の調査とあまり変わらないように思う。就職希望者はやはり少ない。

<学年別>

中3と高1にあまり差がないのには、驚いた。中3の方が多いと思われた「まだわからない」でも、高1とほとんど差がない(22：21)。中3と高1を比較して違いを見出とするならば、次の3点であろう。①大学進学希望では、高1がやや高い(43：40)。②専門学校進学希望では、中3が高1よりやや高い(15：12)。③就職では、高1が中3より高い(17：15)。しかし、これらの差もいわば微差にすぎない。したがつて、ここから言えることは、将来の進路希望は高校入試以前の段階で心に刻み込まれているということである。高校入試が、事実上、人生設計の決定的な第一歩になっている現実を生徒たちは、はつきりと認識しているということである。

<男女別>

短大は女子の行くところという社会通念をまだ反映してか、男女間みて、大学進学希望では男が多く(47)、女が少ない(35)。だが、短大を含めて大学進学希望をとつてみると、男(48)と女(48)はほとんど同じになる。また専門学校進学希望では、女の方が男より多い(17：11)。逆に、就職では男の方が女より多い(18：15)。しかしながら、全般的にみて、男女間の差はなくなっていると判断してよいであろう。

<地域別>

地方都市はほぼ平均的だが、大都市と郡部とは、大学進学希望と就職希望で対称的である。つまり、大学進学希望では、大都市が多く(45：32)、就職

希望では郡部が多い(24：13)。また専門学校進学希望は郡部で多い(18：平均14)。高卒後の進路希望は、生徒本人の育った環境に大きく影響を受けるものだけに、この地域的対称性は生徒の身近にあるいわゆる「文化資本」の差を反映しているのだろう。

(伊藤正純)

高校入試研究委員会

委員長	黒沢惟昭	(東京学芸大学教授)
幹事	田口康明	(筑波大学大学院生)
研究委員	矢倉久泰 伊藤正純 藤澤健一	(元毎日新聞論説委員) (桃山学院大学教授) (筑波大学大学院生)

